令和５年　第４回

定　　　例　　　会

議　　会　　会　　議　　録

小　　国　　町　　議　　会

第　１　日

令和５年第４回小国町議会定例会会議録

（第１日）

１．招集年月日　令和５年１２月７日(木曜日)

１．招集場所　おぐに町民センター３階　３０１号室　議場

１．開　　会　令和５年１２月７日　午前１０時００分

１．散　　会　令和５年１２月７日　午後　４時４６分

１．応招議員

１番	江藤　理一郎　君	２番	杉本　いよ　君
３番	髙村　祝次　君	４番	児玉　智博　君
５番	穴見　まち子　君	６番	松﨑　俊一　君
７番	松本　明雄　君	８番	熊谷　和昭　君
９番	久野　達也　君	１０番	熊谷　博行　君

１．不応招議員

なし

１．出席議員

１番	江藤　理一郎　君	２番	杉本　いよ　君
３番	髙村　祝次　君	４番	児玉　智博　君
５番	穴見　まち子　君	６番	松﨑　俊一　君
７番	松本　明雄　君	８番	熊谷　和昭　君
９番	久野　達也　君	１０番	熊谷　博行　君

１．欠席議員

なし

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	橋本　弘二　君	書記	中島　こず恵　君

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邉　誠次　君	教育長	村上　悦郎　君
総務課長	佐藤　則和　君	教委事務局長	久野　由美　君
政策課長	秋吉　祥志　君	産業課長	穴井　徹　君
情報課長	中島　高宏　君	税務会計課長	小野　寿宏　君
建設課長	小野　昌伸　君	町民課長	宮崎　智幸　君
建設課審議員	長田　茂美　君	町民課保育園長	清高　徳子　君

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の２名を指名した。
５番　穴　見　まち子　君
９番　久　野　達　也　君

１．会期の決定

今期定例会の会期を１２月７日から１２月１２日までの６日間とする。

１．町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

１．議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

１．開議議事日程

午前１０時００分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過（r. ５.12. ７）

議長（熊谷博行君）　皆様、おはようございます。

師走に入り大変寒くなりましたが、くれぐれも皆様、体調管理されますようにお願いいたします。前回の議会から私自身目まぐるしく公務があり印象に残っている会議、研修等いろいろありましたが言葉に出せば長くなりますので、金婚式のときに町長も言われました。ほかの熊日の人も言われましたが大洋デパート火災から５０年が経ったというのだけが頭の中に深く残っております。

私の思ったことで皆さんどう思っているかわかりませんが前回の議会今回もですが、小国町議会会議規則の中にあります議会の規律。議員は無礼な言葉を使ってはいけないとか発言内容の制限、議員は質疑において自己の意見を述べることはできない、質疑は１人１議題３回まで。これをもう１回皆様会議規則を読んでいただきできるだけ守っていただきたいと思います。私も主観で物申していますので１００％ではございませんが、なかなかたまにそういうのに「あれは」とかいう声も聞きますので１２月令和５年最後の議会となります。会議規則にのっとり議事進行をいたしてまいりますのでどうかよろしくお願いいたします。

早速でございますが、令和５年第４回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして渡邉町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、令和５年第４回小国町議会定例会ということで皆様方に御多用の中にも関わりませず、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど議長からも御挨拶にございましたけれども、今日の朝のテレビでは１２月は非常に暖冬というか暖かい日が続くというふうにお話もしておりましたけれども、小国町におきましてはやっぱり朝晩の冷え込みが非常に激しいですので昼が暖かいと余計寒暖の差があるということで、議員の皆様にもそれから町民の皆様にもお体御自愛をいただきたいというふうに思います。

本日の会議につきましては、条例案件が１３本、それから小国町過疎地域持続的発展計画の変更について、財産の取得について、それから台湾との友好交流協力覚書の締結について、本年度一般会計、特別会計の補正予算、そして人事案件が２本、専決処分の報告について、最後に行政報告ということでお時間をいただきます。また、明日と１１日には一般質問を議員の皆様方からお受けいたしたいというふうに思います。本定例会も議員の皆様方から御意見を賜りたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

議長（熊谷博行君）　ありがとうございました。

ただいま出席議員は１０名です。定足数に達していますので、令和５年第４回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

議長（熊谷博行君）　本日の議事日程については、お手元に配付してあるとおりでございます。

議長（熊谷博行君）　日程第１、「会議録署名議員」を指名いたします。

５番　穴見まち子君

９番　久野達也君

にお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　日程第２、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期につきましては、去る１２月１日に議会運営委員会が開かれ、小国町議会会議規則第７７条の委員会報告書のとおり、本日１２月７日から１２月１２日までの６日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日１２月７日から１２月１２日までの６日間と決定いたしました。

本会議は、本日と８日、１１日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会したいと思います。

議長（熊谷博行君）　日程第３、「諸般の報告」。

小国郷公立病院組合議会及び阿蘇広域行政事務組合議会に関する事項の報告を行います。小国町公立病院組合議会議員及び阿蘇広域行政組合議会議員より順次御報告をお願いいたします。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

では、小国郷公立病院組合定例会の報告をさせていただきます。

去る令和５年９月２５日午後３時から小国老人健康保健施設２階にて第２回小国郷公立病院組合定例会が行われました。議案としまして、令和４年度小国郷公立病院組合病院事業会計決算認定及び令和５年度小国郷公立病院組合病院事業会計補正予算第１号が上程され各々全会一致により可決されました。決算においては、事業収益１９億２千８３７万８４８円に対し事業費用１６億８千２１７万５千４１２円で当期純利益２億４千６１９万５千４３６円となり、古賀代表監査委員から決算審査意見書並びに資金不足比率審査意見書の説明が行われました。

次に、補正予算では機器及び備品購入費として５千１９３万９千円の増額補正。全身エックス線ＣＴ診断装置です。

また議案審議の後、一般質問が行われました。内容は、サテライト診療所の収支、医療ＭａａＳ運用後の見通し並びに今後について、ヒヤリハットの件数、対策、改善点など、事務局長の採

用についての質問が行われました。

以上報告を終わります。

５番（穴見まち子君）　おはようございます。

令和５年度第３回阿蘇広域行政事務組合議会定例会の報告をいたします。

去る１０月２６日阿蘇広域行政事務組合での会議の報告です。報告。令和４年度阿蘇広域行政事務組合一般会計継続費精算報告についてが１件、認定第１号、令和４年度阿蘇広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、これは監査委員の意見がありました。認定第２号、令和４年度阿蘇広域行政事務組合特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３号、令和４年度阿蘇広域行政事務組合養護老人ホーム湯の里荘特別会計の歳入歳出決算の認定について。

次に一般質問が行われました。一般質問は阿蘇広域消防組合に関する件です。救助活動の状況と職員の定員不足についての質問でした。

議案第１６号として阿蘇広域行政事務組合の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでした。これは管理者を任命権者に改めるということでした。議案第１７号、令和５年度阿蘇広域行政事務組合一般会計補正予算第１号について既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ５千１４７万４千円を追加し、歳入歳出それぞれ予算の総額を２８億５千７０万８千円とする。議案第１８号、令和５年度阿蘇広域行政事務組合特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘特別会計補正予算第２号について、既定の歳入歳出の予算総額にそれぞれ７６２万５千円を追加し、歳入歳出それぞれ３億１千６８０万７千円とする。議案第１９号、令和５年度阿蘇広域行政事務組合養護老人ホーム湯の里荘特別会計補正予算第１号について、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ７５２万７千円を追加し、歳入歳出それぞれ１億７千５６０万７千円とする。それから請願が１件出されました。家庭ごみの件に関してですけれども不採択となりました。

以上です。

議長（熊谷博行君）　両議員、報告ありがとうございました。

議長（熊谷博行君）　それでは、日程第４、「議案第４２号　小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、よろしくお願いします。議案第４２号の前に一つだけ先ほど挨拶のときに皆様方に言い忘れていたことがありまして、町民課住民部門の田邉審議員が今日会計検査が行われておりますので田邉審議員のほうが議会のほう欠席をさせていただきます。すみません、言い忘れておりました。申し訳ありませんでした。

それでは、議案集の１ページをお願いしたいと思います。

議案第４２号　小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、国及び熊本県の令和５年人事院勧告に伴い、一般職の職員、一般職の任期付職員の給与等につきまして、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君）　おはようございます。

それでは、私のほうから小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

まずこの条例を改正する理由となります熊本県人事委員会の職員給与に関する報告及び勧告について説明を申し上げます。１としまして民間給与と職員給与の格差を解消するため初任給、若年層の給料月額を引き上げること。２としまして期末勤勉手当の支給月額を民間に見合うよう０.１か月以上上げること。以上、２点について令和５年１０月１０日に熊本県人事委員会より勧告がなされてございます。

条例集１ページ右肩に４２とあるものが改正条文となっております。説明につきましては総務課資料（1）新旧対照表にて説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。まず第４条の５項でございます。５５歳以上の職員の昇給の基準でございます。改正前においては１年に２号級昇給していたものを勤務成績により昇給させるように改正するものでございます。この一つの要因は職員の定年年齢の引上げによりまして６０歳過ぎてもなお職員が在籍することになりましてそこの昇給も抑制することがまず第１の目的となってございます。

次に、第８条の２で（1）医療職給料表で下線部分月額４１万４千８００円を月額４１万５千６００円に改正するものでございます。

次に第１９条の２期末手当でございます。職員の期末手当について１００分の１２０であったものを６月支給は据置き１２月支給を１００分の１２５に改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第１９条の３項定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を１２月支給分に限り１００分の６７.５を１００分の７０に改めるものでございます。

次に第２０条の２項勤勉手当でございます。１号で職員の勤勉手当について１００分の１００であったものを６月支給は据置き１２月支給を１００分の１０５に改めるものでございます。次に、２号で定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を１２月支給分に限り１００分の４７.５を１００分の５０に改めるものでございます。このことによりボーナスが職員で０.１か月、再任

用職員で０．０５か月分引上げられることになります。

この改正は令和５年４月１日からの施行となっております。

３ページから２５ページまでは棒給表となってございます。３ページ別表第１の行政職俸給表を御覧いただきますと１級の５号が高校卒業一般職員の初任給となりますが、現行１４万５千６００円であったものが１６万６千６００円に改正となってございます。初任給が１万２千円引上げとなってございます。若年層に手厚い改定となっております。級が上がるほど改定額が低くなっております。全体で平均しますと０．８５％の改正となってございます。この俸給表の改定は令和５年４月１日に遡って改正となります。

次に２７ページ下段をお願いいたします。第１１条の３在宅勤務等手当の新設でございます。国家公務員法の改正に伴い在宅勤務等手当が新設されております。在宅勤務を命じられた職員で１か月月１０日以上在宅勤務をした者に月額３千円を支給するものです。現在のところ小国町でこの在宅勤務は行っておりませんのですぐに対象になる職員はおりませんが、全国的な改正であるため今回小国町も改正するものでございます。

上段の第１１条第２項は在宅勤務職員の勤務通勤手当の調整でございます。

次に２８ページの第１９条期末手当と第２０条の勤勉手当の改正につきましては、職員で０．１か月分、再任用職員と特定任期付職員で０．０５か月改定されたものを令和６年来年の４月１日からは夏と冬のボーナスに均等に割り振るものでございます。

次に２９ページをお願いいたします。小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。第７条特定任期付職員の給料表と期末手当の改正でございます。この特定任期付職員とは高度な知識を持ったもので弁護士などの資格を持った方などを規定しておりますが、小国町にこの雇用は現在はございません。

次に３０ページ。第５条小国町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。在宅勤務等手当の新設でございます。この企業職員も小国町に現在雇用はございません。

今回の改正により補正予算で計上しております人件費として１千２７８万円の経費が必要となっております。なお対象となる職員数を申し上げます。一般職職員で１１４名です。それと再任用職員が２名、会計年度任用職員が６７名、任期付職員が１名、合計の１８４名がこの改正の対象人員となってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第４２号について質疑に入ります。質疑ございませんか。

９番（久野達也君）　おはようございます。９番、久野です。

ちょっと確認ですけれどもいわゆる給与水準、ラスパイレス指数というのがございますけれども直近での小国町のラスパイレス指数。それから県下全市町村で見たときの小国町の給与水準の位置取りはどのようになっているでしょうか。

総務課長（佐藤則和君）　御質問でありましたラスパイレス指数でございます。ラスパイレス指数とは国家公務員の給与を１００としまして対比で表されております指数でございます。小国町の令和４年のまだ試算ラスでございますけれども９４．８という数字が示されてございます。これは熊本県４５市町村ございますけれども２３番目ということでちょうど中位に位置をしております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　先ほど提案理由の説明で町長が「国及び熊本県の令和５年人事院勧告に伴い改正を行う」ということで言われました。熊本県の人事院というのがあるのですか。熊本県人事院のトップはやはり熊本県人事院総裁となるのか教えていただきたいと思います。そして今対象となる職員の数を示していただいたのですが一般職員で１１４名、再任用職員が２名、会計年度任用職員が６７名、任期付職員が１名ということを言われましたが、それではそれぞれの一般職員、再任用、会計年度、任期付職員１人当たりの増額が全体では１千７００万円あるわけですけれども、それぞれの１人当たりでどれだけ増えるのかを教えてください。

町長（渡邉誠次君）　私からはまず訂正をさせていただきます。先ほど「国及び熊本県の人事院勧告に伴い」と言いましたけれども国が人事院、県のほうは人事委員会ということで訂正させていただきます。

以上です。

総務課長（佐藤則和君）　給与額の上がり幅といいますかそういうことで報告をさせていただきます。すみません一般職のみちょっと資料を作成させていただいておりますので平均的なものを申し上げたいと存じます。一般職の５０代で年額約６万円のアップということになります。４０代で約６万７千８００円、約でいえば６万８千円と呼んでもいいかと思っております。それと３０代で１１万１千円。２０代で２０万１千円。１０代は少のうございますけれども２１万４千円。年齢層でいきますとこれぐらいのアップということになってございます。

以上です。

４番（児玉智博君）　一般職員が５０代で６万円だけれども３０代とかになるとその１０万円以上ということで若年層ほど引上げ幅が大きいという説明と合致するのでいいんですけど。例えば会計年度任用職員も６７名いらっしゃるわけですね。この間期末手当などが臨時職員と呼ばれた時代にはなかったのですが会計年度任用職員と制度が変わってそれなりにその待遇改善というのは図られてきているわけです。ところがこういう改定なんかでも今お答えにならなかったので全くわからないんですけど、その会計年度任用職員については若年層ほど手厚い改定となっているのですか。

併せて確認です。高校新卒の給与が月額で約１４万円から１６万円で約２万円の引上げになる

とおっしゃるのですが、では今小国高校に寄せられている民間求人との格差はどうなっているか現状を教えてください。

総務課長（佐藤則和君）　会計年度任用職員につきましては若年層といいますかある程度の勤務年数を重ねますとそこでもう給与額が固定されますので、そういう若年層とか高齢の層という考えはそぐわないと思っております。

　それと民間給与との差額ということで小国高校辺りの求人の情報は調べておりませんが、もうこれは県の人事委員会のほうが調査してこれだけの差があるということでそれに従うということでやっておりますので、それに従うということのみでその調査は行っておりません。

　以上でございます。

４番（児玉智博君）　もう一つ確認です。先ほどの久野議員の質問で小国町のラスパイレス指数９４．８ということで県内でいえば２３位という答弁がありました。これ一般職員の給与のことだと思いますが、それでは会計年度任用職員の給与水準は熊本県内で小国町はどういう状況にありますか。

総務課長（佐藤則和君）　会計年度任用職員の給与水準について県内の情報でそういうデータで示されたものがありませんので今把握はできておりません。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

　今回の改正はやはり全国的にも公務員、地方公務員の成り手が少なくなっているというのも改正の理由だと思います。この小国町においては令和４年それからまた令和５年に関して職員の採用試験について募集定員が何名でどのくらいの申込みがあったのかお答えいただけますか。

総務課長（佐藤則和君）　今年の職員の採用試験でございますけれども、一般職で３名程度の募集に受験された方が４名です。それと保育士を２名募集しておりましたが受験がございませんでした。保健師１人募集に受験が１人ございまして今のところ保健師を１名それと一般職の職員を３名一応採用ということで合格は発表させていただいております。それと１月でございますけれども保育士の応募がなかったということで保育士を２名また募集をしたいと考えております。それとなかなか近年土木の高校卒をずっと募集しておりますが、なかなか去年も受験されていますけれども合格に至らなかったということで、今年もそこを１名追加で募集をしたいと考えているところでございます。

　以上でございます。

１番（江藤理一郎君）　４名中３名採用されていると一般職ですね。それから保育士のほうは１名定員があったのに対し申込みした方がいらっしゃらないということで。現在地域おこし協力隊の方も保育士として勤務されている方がいらっしゃるとは思います。例えばその方が保育士の採用試験を受けたいとなればもちろん対応できるような体制にはなっているのでしょうか。

総務課長（佐藤則和君）　地域おこし協力隊におかれましては一応３年間が標準的な雇用になっておりまして、それを終了しまして小国に定着するということで保育士を続けたいということであれば一般的な受験をしていただくのか。その職員が優秀であれば面接等だけでも採用は可能になってまいりますので十分対応はできると考えています。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

７番（松本明雄君）　はい。７番です。

今総務課長の話の中で前々から土木系の方がなかなか入っていません。今見ると熊本農業の土木科とか熊本工業の土木科の方がうちにはいらっしゃいますので図面等も見れると思うのですけど、今後ＴＳＭＣの関係で理工系、土木は関係ないと思いますが一般企業がどんどん採用していますのでまた入りにくいのではないかと思います。昔は農業高校に補助金等上げていたと思うのですけど、熊本工業とか農業高校、土木科のあるところに職員の方が行って応募をお願いするとかそういう方法をとっていかないともう建設課に図面を見れない職員になってしまうのではないかと思うのですけど、その点はどうお考えでしょうか。

建設課長（小野昌伸君）　おはようございます。

今厳しい御指摘を受けて実際即戦力として大きな災害が起きたとき等々はもう即機動力として働いてもらうというところでは非常に今のところは懸念があります。私のほうも技術高校出なのです。今私は熊本農業高等学校の農業土木のほうでしたがＯＢの方もいまして南園会という会の集まりもありますのでそういういろんなところに出向いて私なりには個人的には非常にそういうところから「是非とも小国町へ」というところで。熊本農業だけの話をしますと熊本農業の場合は高校２年時に各コンサルとかいろんなところから集まっているので各出身の役場のほうで実習を積むというところもありますので、私が課長になってからも１名ほど来ましたのでしっかりとその辺は「是非とも卒業したら役場のほうに」と。いろんな給料面もありましていろんなところがありますけれども今現状としては国交省、県を聞いてみますと熊本県のほうでも今年初めて技術職の採用がマイナスになったというところで、国交省も後ろに出向で来ていますけれども国交省のほうも非常に危惧があるというところで働く環境、転勤が多い、鹿児島、宮崎、九州管内を動かなくてはいけないというところに今のニーズが合わないというところがあって非常にそういうところから採用がないというところも聞いていますので、今後ますます厳しくなると思いますがしっかりと努力していきたいと思います。

以上です。

町長（渡邉誠次君）　松本議員からの御指摘のとおり人事も含めて技術をされている方の建設課へのというところは非常に厳しいところがありますが、今日は長田審議員も出席しておりますが国交省そして小国町は今福岡県からも１人派遣をいただいております。そのようなかたちででも少しずつお手伝いをしていただきながらまた本採用もしっかり務めさせていただきたいと思います

ので、またいろいろ情報がございましたら議員の皆さんからでもいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

４番（児玉智博君）　私は、議案第４２号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてに賛成の立場より討論を行います。

まず申し上げたいのが質疑で町長が「熊本県には人事院はなくて人事委員会がある」ということで発言の訂正をされました。しかしなぜ町長が誤った発言に至ったかといえば本日配付されております議案集ここへの記載が間違っているからです。町長はそれを読み上げられたのですけれどもそもそも議案集が間違った議案集を配ってその誤りに気付かないというのがどういう仕事をしているのだと一言苦言を呈しておきたいと思います。

また、総務課長は答弁で私が会計年度任用職員の県内の給与水準と比較して小国町がどうかと尋ねたことにつきまして「そういう公表された資料がない」と言い切りました。本当にないのですか。総務課長が知らないだけで公表されているのではないですか。それをないと言い切るというのは私はそれはすごいことだなあと思います。早速議会が閉会しまして私はそういうデータが本当にないのか確認したいと思います。ありましたらお知らせしますのでしっかりと勉強なさってください。

それでこの人事院と人事委員会の勧告に基づく給与の引上げですのでそれはいいのですが、江藤議員からも少し言われました。「職員をもう少子化で若い人の人数が減っていって保育士には応募もなかった」というふうに言われましたが、そういうのを何とか職員を確保するためにはやはりこの初任給をどう持っていくかというのが大事な問題だと思います。総務課長は高校新卒の給与が今どういう状況にあるか御存じないというふうに言われましたけど、職種によっては今高校に寄せられている求人１９万円というものもあるのです。そういう中で若い優秀な人材を確保していく上で給与をどういうふうに持っていくかというのは本当真剣に考えなければならない。ところが総務課長の答弁する姿を見てそういうことを真剣に考えているかというのは私は本当に疑問符だと思います。また会計年度任用職員。本当に何年にもわたって専門的な仕事をされている方小国町にもいらっしゃるではないですか。そういう人たちの仕事を正当に評価する。では何をもってそれを評価するかといえばやはり私はそれは給与、賃金、仕事に見合った賃金を支払っていく。そういうのをしていかないとやはり頑張っている会計年度任用職員の人たちも離れていくことになるのではないかというふうに思います。ですからやっぱりせめて県内の状況を見て一

般職員の給与は本当真ん中ぐらいだけれども、会計年度任用職員はどういう水準にあるのかというのを気にするというのは私はこれ当たり前のことではないかと人事を預かる職員であればというふうに思いますが、とても今私以外にも何名の方か質疑されましたけれども考えているのかなというのが少々不安になりました。議案には賛成しますが今申し上げました注文を付けさせていただいて討論を終わりたいと思います。

議長（熊谷博行君）　ほかにございませんか。

９番（久野達也君）　私も賛成の立場から討論を行います。

　私のほうはいわゆる事務事業に条件を付けるとか条件付賛成ではなくて、制度上のことで討論をさせていただきたいと思います。いわゆる人事院勧告と言っても要は給与勧告ですよね。人事院は国です。人事委員会は県あるいは政令指定都市。１５万人以上の市というような設置義務がある部分と条例で定める部分と分かれてまいります。その中で当然給与勧告がなされてくるわけなんですけれども、この勧告の制度自体をやはりもう一度考えなければならないと思います。その部分についてはいわゆる団体交渉権それから争議権これを制限を受けているのは公務員です。地方公務員はこれらの制限を受けておりますのでその公務員の給与を適正に維持するために人事行政に対する専門性それから中立的機関として判断を委ねられたものであります。人事委員会は人事行政に対してこれらの勧告を法律上国又は地方公共団体を拘束するものではありませんが、制度の趣旨を鑑みますとやはりそれを十分尊重すべきと思います。又、小国町のように人事委員会を置かない地方公共団体にあってはこの勧告を行う機関は当然ないのですけれども、地方公務員法の第１４条で定める情勢適応の原則に従って適正な措置を講ずる。ここについては十分理解するしそうであるべきだと思います。よって本条例改正について賛成の討論といたします。

議長（熊谷博行君）　ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

　これより採決に入ります。

　議案第４２号、小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

　よって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第５、「議案第４３号　小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集の２ページをお願いいたします。

議案第４３号　小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

税務会計課長（小野寿宏君）　おはようございます。

それでは、私のほうから改正内容を説明させていただきます。まずお配りしております条例集の２３ページ右肩に４３と書かれております改正条例案が改正本文になります。資料としましては税務会計課資料（１）の新旧対照表及び税務会計課資料（２）の小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要になります。説明は税務会計課資料（２）の条例改正概要で行います。御用意をお願いします。

まず改正理由でございます。「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３１号）」が令和５年５月１９日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和５年政令第２４３号）」等が令和５年７月２０日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分については原則として令和６年１月１日から施行されることとなったことに伴い、小国町国民健康保険税条例についても所要の改正を行うものです。

改正概要としましては、第２３条に産前産後の保険税に係る所得割額及び被保険者均等割額の免除措置について規定する第３項を加え、第２４条の２の次に届出について規定する第２４条の３を加える改正となります。

主な改正内容としましては、納税義務者の世帯に属する出産する予定の小国町国民健康保険の被保険者又は出産した同被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を、単胎妊娠の場合は、出産の予定日又は出産日が属する月の前月から、出産の予定日又は出産日が属する月の翌々月の４か月間分減額し、多胎妊娠の場合は、出産の予定日又は出産日が属する月の３か月前から、出産の予定日又は出産日が属する月の翌々月の６か月間分減額するものです。詳細は下段の表にまとめてあり適用前税率税額、単胎妊娠多胎妊娠の適用後の税率税額及びそれぞれの比較増減を記載させていただいています。算出方法は適用前税率税額を１２月で除して割って得た値に単胎妊

娠の場合は４月、多胎妊娠の場合は６月を乗じて得た値をそれぞれ適用前税率税額から減じたものが適用後の税率税額になります。なお記載の税率税額は端数処理の関係で実際の値と異なる場合があります。産前産後の保険税の免除措置に係る出産の考え方は、妊娠８５日以上の分娩をいい死産、流産。流産の中に人工妊娠中絶も含みます及び早産も含みます。また産前産後の保険税の免除措置は原則納税義務者等からの届出に基づき行い、この届出は出産予定日の６か月前から可能となります。施行日は法令等の改正施行日に合わせて令和６年１月１日です。

以上で概要説明を終わります。御審議方よろしくお願いします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第４３号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　これは国の法律が変わったことに対して行う改正であるわけですが、まず産前産後の国民健康保険税を減額するというのはどういう考え方から減額するのか国が御説明願いたいのと。当然この減額した分は国からの国庫からお金が出されるのだと思うのですが、例えばこの資料にありますように基礎課税額であれば所得割が単胎妊娠の場合はマイナス２．３５％、均等割が７千６６７円減額というふうになるわけです。ところが各市町村において税額というのは変わってくるわけです。しかし小国町はこういう基礎課税額でマイナス２．３５％、均等割でマイナス７千６６７円。合計しますと所得割で４．０２％、均等割で１万６千４６７円の減額というふうに決めたのはなぜですか。

税務会計課長（小野寿宏君）　まず１点目の御質問ですけれども今回は出産する被保険者が働くことができずに世帯収入が減少することから免除措置を講じて税負担を和らげようとすることが国全体の目的になります。

それからこの率については現在の適用税率で計算しておりますので、各自治体も当然違いますけれども小国町においては万が一税率改正があれば、単胎妊娠であれば税率改正があったのちの４か月で３分の１ですね。万が一来年改正があればその３分の１が税率改正の率とか金額になりますので、これはあくまで今年の税率税額で計算したらこの数字になったということになります。

以上です。

４番（児玉智博君）　この趣旨ですね。やはりもう要するに被用者保険であれば産休というのがあるけれども自営業者なんかにはそういうのがありませんから健康保険を減額することでそれを補いましょうという部分かと理解をいたします。そこで要は現在の率に合わせてその３分の１減額ということなので答弁なかったのですがその３分の１減額すればそれ国が国庫がお金を出しますという話だと思うのですが、やはり今本当国は異次元の少子化対策というふうに言っています。昔異次元の金融緩和というのがあって国が異次元なんていうと何かちょっとろくなことにはならないのではないかというふうに警戒してしまうのですが、やはりそれほど少子化が深刻だし小国町も深刻です。やはり国が３分の１出すのであれば独自に小国町がこれに上乗せ。更に３分の１

上乗せをするとかいうことはできますか。違法にならないですね。また違法でなければそういうことは検討できないのか答弁願いたいと思います。

税務会計課長（小野寿宏君）　まず全体的には社会保険料では平成２６年から既に同様の制度がスタートしております。また国民年金の免除措置も同様な措置が平成３１年からスタートしておりまして、国保税についてはやや遅れ気味で実施されたということです。それから財政補填措置については国が当然やったので国が２分の１、県が４分の１、町の負担は４分の１という財政補填措置があります。それで今回御提案をすることにしております。

　更にするかしないかこれは全体の運営の話であってですね。ただやっぱり国保財政が非常に厳しい中では簡単にここで「３分の１付けます」とかそういう議論はできないと思いますので、全体の運営とか含めて考えないといけないと思っています。それは運営協議会とかを含めてしないと答えはなかなか出ないんだと思います。

　違法ではないと思います。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。

　討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

　これより採決に入ります。

　議案第４３号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

　よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第６、「議案第４４号　小国町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

　執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集３ページをお願いいたします。

　議案第４４号　小国町印鑑条例の一部を改正する条例について

　地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君）　おはようございます。

私のほうから小国町印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。条例集の２５ページ右肩に４４と書いてあるものが改正条例本文となります。また町民課資料（１）で新旧対照表を示してございます。改正内容につきましては、こちらの資料で御説明申し上げます。今回の改正は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い小国町印鑑条例の一部を改正するものです。現在個人番号カード所有者は個人番号カードマイナンバーカードです。この所持者は利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードを利用しコンビニ交付サービスにて印鑑登録証明書を発行することが可能となっております。今回の改正はこれに追加しスマートフォン用電子証明書を記録したスマートフォンを利用してコンビニ交付サービスを受けることが可能になるものです。具体的には令和５年１２月下旬からマイナンバーカードを持ち歩くことなくスマートフォンでコンビニ交付サービスの利用が可能になるものです。本条例の改正は公布の日から施行します。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第４４号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第４４号、小国町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は１１時１０分から始めます。

（午前１１時００分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を始めます。

（午前１１時１０分）

議長（熊谷博行君）　日程第７、「議案第４５号　小国町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集４ページをお願いいたします。

議案第４５号　小国町手数料条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、戸籍法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君）　それでは、小国町手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。条例集の２６ページ右肩に４５と表示してあるものが改正条例本文となります。また先ほどの町民課資料（１）をめくっていただいた部分に町民課資料（２）として新旧対照表を示してございます。改正内容に関しましてはこちらの資料で御説明申し上げます。今回の改正は戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴いまた標準手数料政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する金額等を定める省令に基づき、新たに開始される戸籍、除籍電子証明書の手数料について小国町手数料条例の改正を行うものです。具体的にはまず戸籍法の改正として戸籍法第１２０条の２第１項で広域交付が可能となります。次に戸籍法第１２０条の３第２項で戸籍、除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されます。三つ目が戸籍法第１２０条の６第１項でこれまで戸籍の届出書を紙で保管していたものが画像保存に変更され、届出書等の書類を画像情報として作成したものの内容に係る証明書を交付請求や閲覧請求が可能となるものです。ただ今説明しました戸籍法改正に伴う三つの事務に係る手数料条例について改正を行うものです。手数料の項目が新たに追加されるのは第２条第１項第３号の戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務手数料１件につき４００円と第２条第１項第６号の除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務手数料１件につき７００円となります。その他の広域交付届出若しくは申請の受理の証明書交付に係る項目についての金額の変更はございません。本条例は令和６年3月１日から施行しま

す。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第４５号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　今後は電子になっていくという話なのですが、もう既に紙として存在する関係書類がかなり保存してあると思うのですが、そういったものの取扱いも当然そのデータ化していく。画像保存していくのですか。

町民課長（宮崎智幸君）　今議員言われたようにこれまでの届出関係につきましては、全て紙で保存して金庫の中で保存しているというような状況です。これからの部分についてはそういうかたちでシステムを改修して画像保存にしていきます。当然現段階で過去の部分まで全てそういう画像処理を行いなさいと言った指示は出ておりませんが、そういうことも必要になってくるのではないかというふうに今のところ推測しております。まずはこれからの届出の部分をしっかり対応してそこで国辺りの指示というか動向も見ながら過去の部分の対応はその後に行っていくことになろうかと考えております。

以上です。

４番（児玉智博君）　これの要は閲覧とかも画像でという話でしたが、例えば「抄本をください」と。「画像データでください」ということも可能になるのでしょうか。今プリントアウトしたものを交付するのですが。またその画像データでの抄本の交付が可能とすればどういったかたちで手渡すことになるか教えてください。

町民課長（宮崎智幸君）　実際この戸籍法の改正につきましては本条例の施行日の令和６年３月１日ということでこの戸籍法の改正も３月１日に行われる予定です。今言われました戸籍謄本、抄本関係の発行につきましてはこれまでどおり紙ということになります。あくまで今回の改正で追加される部分は、届出書について画像処理をするということになりますので戸籍謄本、抄本関係はこれまでどおり紙での発行となります。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第４５号、小国町手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第８、「議案第４６号　小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集５ページをお願いいたします。

議案第４６号　小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、水道使用料金の改定に伴い、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。

今町長が読み上げたとおり水道料金の改定ということで、今回は増額のほうの改定ということになります。議案第４６号で条例集の２７ページ。それから建設課資料（１）を御覧ください。御用意ください。よろしいでしょうか。御説明いたします。料金改定に至った経緯といたしましては平成１４年今から２０年前に水道料金改定してずっと現行のまま維持をしてきましたが、令和２年経営戦略を立てまして一番は人口減少に伴う給水人口の減少ということで非常に人数も減っていまして使用料のほうも減っています。そういうかたちで昨年の決算を見ますと４４０万円ほどの赤字が収支で出ています。そういうかたちも含めて答申というかたちで審議会を２回ほど開かせていただいております。審議会のメンバーといたしましては議員さん２名というかたちで髙村議員が会長になり杉本いよ議員が副会長あとは有識者３名それから大字の代表それから女性の代表というかたちで合計８名と事務局で会議を２回ほどいたしました。うちのシミュレーションの試算としましては３０％アップというかたちで基本料金５００円アップというかたちで当初審議会のほうに提案しましたが、なかなか２０年ぶりの改定ということもありまして非常にやっぱり町民の負担、今物価高騰等でいろんなものが値上がりしていますので「ちょっと５００円きついのではないか」という話もありましたものですから「何とか２００円３００円程度でどうか

ならないか」ということで再度シミュレーションをし直しまして協議をいたしました。その結果一応御覧になってわかるとおり大体３００円程度。一番使用量の多い合計１３ミリにおいてはこれ大体２千８００ほど給水戸数があります。その中で一番多いところは多少なりと下げようというかたちでもう一般家庭がほとんどなのでそういうかたちで１０円ほど下げて３２０円。あとは合計が上がっていたところに関しては３３０円。重量料金のほうも１０円から２０円３０円アップというかたちで考えております。非常にそういうかたちの審議が出てこの前の勉強会のときも言いましたとおり３００円上げたにしろまた４年後は幾らなりとも上げるというかたちのシミュレーションでございます。非常に条例改定もありますし度々料金改定があるということは本当に町民に負担が大きいとは思いますが、一挙に上げて１０年持たせる。ちょこちょこ上げていくというかたちで４年間もあれば非常にまた新たな財源のほうも確保とかいろんな検討ができていくと思いますので、その４年間の猶予をいただきながらもう本当に審議会で出た意見として「毎年毎年審議会を開こうではないか」と。「改定のときだけ審議会を開くのではなく、毎年毎年見ながらしっかりと協議をしていこう」というかたちで、この前も言ったとおり一応収入のほうもいろんな国の事業も今また始まろうとしておりますのでそういうかたちで今回３００円程度の改定率のアップというかたちで資料のとおりで今回御審議いただければと思っております。よろしくお願いします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第４６号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

７番（松本明雄君）　７番です。

今勉強会のときからずっと建設課のほうから話は聞いていますが、２０年前に上げてそれから上げてないと。今の話ではもう毎年毎年今から話をしていくと。やっぱり今水道管も入替えておりますので相当の金額が掛かると思います。それに給水率も変わってきていますので大変なことはわかりますが、やっぱもう少し早く人口が多いときに価格のほうをやっていただきたかったなと思います。こんなに物価も高騰して水道料金まで上げると。ガス料金は今度はちょっと補助金が出ますのでそこで賄えるから少し助かっておりますが、今後はやはり今言われたとおり毎回毎回、毎年毎年会議を開いて検討していただいて上げる幅も下げていただきたいとそういうふうに思っております。

以上です。

建設課長（小野昌伸君）　御指摘ありがとうございます。しっかりと検討していきたいと思います。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　最初の提案理由で建設課長が言われたとおり物価が高騰しています。電気代も今月ですかね１１月に国の補助が切れて多分１１月で切れますので今月請求が来るわけですけ

ど、もう皆んな戦々恐々としているわけです。幾らになっているのかと。小国も最近寒くなっているしですね。また電気代に関して言えば来年の２月使用料分請求ではなくて確か使用料だったかなと思いますが、また値上げが決まっているわけです。この２０年間水道料金は据え置いたとはいえ、そうやって物価は上がっているわけです。それだけではなくて介護保険料を始め町が取る分ですよ。税、保険料、使用料、光ファイバー使用料も２０年前はなかったわけですけれども１２年前ぐらいに最初確か８００円ぐらいだったのではないかと思いますけど、今１千２００円にも値上げしていて。肝腎の入ってくる分ですね。この間最近大企業が賃金を引き上げたり職員給与はまた今回上げたのですけれども、ところが実質賃金の部分で言えばそれ以上に物価が上がっていますから実質賃金は下がっているわけです。では農業はどうか。２０年前と比べて米価は今年は去年と比べて１千幾らか上がったとはいえアキゲシキの一等米で１万１千８８０円です。赤字です。要は収入は２０年前よりも明らかに町民所得というのは下がっていると思うのですけど、そういう中で３２０円とはいえ上げるのはどうなのかというふうに思います。重点支援交付金というのが今年度の国の補正予算で決まっていて年度内に予算を組めというふうに国は言っておりますが、幾つかこの後上程される補正予算にも出てくると思います。これを活用して値上げを回避するという選択肢はなかったのか。検討されなかったのか教えてください。

町長（渡邉誠次君）　前年度から検討に入っておりました。ただ値上げ幅といいますか水道料金で皆さんの負担を軽くしたほうがいいのか、ほかの部分で物価高騰対策の例えばプレミアム商品券等々で負担を軽くしたほうがいいのか、なかなか負担の軽減という部分では微力ではございますが町としても考えていきながら行っていきたいというふうにも思っております。今回の水道料金に関しましてはこの部分を使えなかったというところで答弁とさせていただきます。

４番（児玉智博君）　軽くしたほうがいいとかではなくて私は「軽くしてください」と言ってないです。「重くするな」と言っているのです。かみ合ってないですよ。

それで水道法第１条には、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する」というふうになっています。それでやっぱり企業会計とはいえこれはもう水道法が何年か前に改定されてそれまではもう市町村しか水道事業というのはできなかったわけですけど、解約をされて期限付で経営権を民間に譲渡することもできるようになっているのですけれども、それまでは市町村しか水道事業というのはできなかったのです。何が言いたいかといえばやはりこれ赤字ができたから料金を上げるって。そんな安易にしていいものではないのではないかと思うのです。そこで質問は低廉というのがどういうことを低廉。廉価ってわかりますか。ＣＤとかで廉価版とかいう。スマホか何かでちょっと調べてみてください。低廉というのがどれまでどれぐらいの金額をいうというふうに理解されているか。答弁願います。

町長（渡邉誠次君）　申し訳ないです。質問の意味が私はわかりませんのでなかなか今ちょっと見た反応でもお答えはできないようなところだというふうに思います。すみません。

建設課長（小野昌伸君）　今ちょっとスマホのほうで調べさせていただきましたが、御要望どおりの答えにならないかもしれませんが今回の一番の値上げの基本としては御覧のとおり資料でもあるように基本料金と超過料金の二部制にはしていますけれども、一応基本料金のほうが結構３００幾ら上がっていると思います。本当に昨年まで上げる前まで基本料金が大体４０％。今回の改定で４３％までウエートを上げております。この理由としては本当に高齢化が進んで水も使わない。そういうかたちで収入の４割が基本料金のみ。１０立米未満というかたちで生活をされている方が４割も出てきたということで大都会とか大企業があればどんどんどんどん水を使ってその料金が超過料金のほうを逆にウエートを持っていけばというバランスもできたのですが、今回は非常にやっぱりそういえば町民のほうには負担がくるかと思いますが基本料金のほうで賄うというかたちでウエートをちょっと置いている部分はあります。あとはどこまでが安いかというとほかの市町村に比べれば南小国町は簡易水道なのでちょっと比べることができませんが、うちの料金としてはちょっと比べてみたら半分ぐらいそんなに一番県内でも高額な料金ではありません。

すみません。お答えになっているかどうかわかりませんが以上でございます。

４番（児玉智博君）　まず確認させていただきたいのが今言われたように小国町は今日現在町の水道事業とあと３地区の簡易水道がありますね。それぞれの簡易水道と上水道の価格格差というものがあります。負担の格差。南小国町は安いと。それはもう運営している自治体が違いますから。国保税が違うように。それはわかるのですけれども。ただ同じ町内で町民で払っている格差があって一方上水道は水道事業は赤字になったからと言って今回上げます。４年後はまた上げますというのではやはり町民間の不公平感もあるのではないかというふうに思うのです。加えてもう１点確認で聞きたいのは、要は簡易水道も上水道もない世帯というのが万成寺とかはないと思うのですけど、それ以外に岩下もないかな。そういう世帯が何世帯、小国町の何％ぐらいの世帯がないのか教えてください。

建設課長（小野昌伸君）　また後ほど条例で出てきますが今度杖立も簡水公営企業法になりますのでまた今から展開が変わってきてそのとき地元に「もう今度、公営企業法を適用しなくてはいけないですよ」「法的にしなくてはいけないですよ」と話に行ったときにはやっぱり一番懸念されていたところは料金です。料金が「もう上水道並みにしなくてはいけないのか」とかそういう懸念はあったのですがそこは今までの運営ということで企業会計でうまくいけば料金はそのままでいいというかたちでいくので、市井野、小薮についてもそうだし小薮に関してはもう逆に言えば上水のほうに安心安全な水が必要というかたちで話には来られています。市井野のほうも近々来るというところも聞いてはおります。そういうかたちで公営企業法になっていけば逆に言えばそういうかたちで料金のほうも近づけていかなくてはいけないような感じにはなっていくと思います。それから水道普及率は今９０．１％。正確に言うと９．９％先ほど言った万成寺とか岩下付近がそういうのに入っていないというところでございます。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

４番（児玉智博君）　私は、議案第４６号、小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてに反対の立場から討論を行います。

今長引く物価高騰で大変な思いを町民がしている中２０年間据え置いていたとはいえ、物価高騰に合わせるようにして町民の暮らしに更なる追い打ちをかけるような公共料金の値上げには反対せざるを得ません。２０年前と比べてみて町民の収入の部分は働く人たちの実質賃金にしろ農業など第一次産業従事者の収入それから年金額など収入は間違いなく減っています。そういう中で町が取る税、保険料、公共料金も値下げしたものなんていうのがあるでしょうか。ほとんど改定のたびに負担増になってきているのではないかと思います。２０年間据え置いたことが水道料金引上げを正当化する理由には全くならないと思います。渡邉町長は「水道料金を軽くしたほうがいいかどうか検討して今回は軽くしなかった」と言われました。何も「水道料金を軽くしてください」なんて言っていません。「重くしないでください」というふうに言っているのです。国から重点交付金が交付されるわけでありますが、それは水道料金の据置きの財源にすることはできるわけでありますから据え置くべきなのではないでしょうか。町民の人たちは「南小国町はまた２万円配ったてよ」と言われています。小国町は確かに選挙前には配りましたけれども選挙が終わってからは配ってません。給付をしない判断はそれはそれであるのではないかと思いますが、給付をしないどころか負担を上げる。余りに冷たい町政であるということを申し上げまして討論を終わります。

議長（熊谷博行君）　賛成討論ございませんか。

９番（久野達也君）　はい。９番、久野です。

私は、小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

物価高騰。確かにそうです物価高騰の社会情勢の中でいろんな価格が高騰しております。その事実を踏まえながらの今回の条例改正なんですけれども、いわゆる２０年間据え置いたというのは２０年間は要は料に転嫁する必要がなかったと理解したほうがいいのではないだろうかと思います。いわゆる人口も多くて水をたくさん使う方々もいたと。それによって給水するために配水管の布設工事あるいは更新事業もろもろ行ってきた。ただこれは事業を行うときには当時の利用者だけの負担ではありませんので当然起債を起こして後年その施設の恩恵を受ける方々にも負担

を願うということで起債も起こしながら事業を推進してきたと。ただ今回建設課長から説明もありましたように水道事業会計が赤字になったと。やはりこれはその事実は真摯に受け止めて対策を講じるべきだろうと思います。いわゆるキャッシュフローで言うところの現金があるからとりあえず現金を使っておこうだとか、町で言えば基金があるから基金を使っておこうだとかそういう何かに頼るのではなくして要は水道事業をどう継続維持していくのか。あるいは今後小国町が継続する。町として維持していく。そして住民の方々に安定的な水道を水を供給する。その体制を将来的に保障する義務が私たち今生きているものがあるのではないかなと思います。それで審議会からも答申をいただき料金改定についても当初の計画よりも先ほど言った物価高騰等を考慮し削減できる部分は削減しようと。ただ削減するということは将来的な見直し行為も当然生じてくるということで附帯意見としても改定率それから継続的な見直し。私一番答申で感心したのが審議会の開催。要は上げるときだけに審議会を開くのではなくして継続的に今の現状を審議しよう意見を聞かせていただこうというような、きちっとした整理立てをした答申書も出てきております。それらを考えたときにやはり審議会を設置し答申を受けそれに準じて政策を実施していく。このことを手順をきちっと踏んだ上での行為であろうかと思います。確かに議員として料金上げるのには反対と言えば反対です。でもそれは反対したから解決するとかいうことではなくして、反対するのもやはり議員の責任でしょうし上げるという行為に賛成する。ここはやはり住民の将来性を見越して町の将来性を見越して賛成する。これも議員の責務ではないかと思い賛成の討論といたします。

議長（熊谷博行君）　反対討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第４６号、小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君）　挙手多数でございます。

よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第９、「議案第４７号　小国町特別会計条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集６ページをお願いいたします。

議案第４７号　小国町特別会計条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町特別会計条例の一部を改正する条例を

別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、国から令和５年度中に法非適用企業の公営企業会計への移行が求められていることを踏まえて、本町における法非適用企業を公営企業会計に移行させるに伴い、所要の改正を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君）　今御説明がありましたとおり先ほどもちょっと何度か出てきましたが、来年の４月１日から公営企業のほうに今の簡易水道特別会計という名称、農業集落排水という特別会計の名称が今度事業名を変えるというかたちで、建設課資料（２）と条例集は２８ページになります。よろしいでしょうか。そういうかたちで名前の変更というかたちで改定前が特別会計という名前が付いていると思いますが、これを公営企業になるものですから小国町簡易水道事業会計、小国町下水道事業会計というふうに名称を変えるという条例改定でございます。

説明は以上でございます。

議長（熊谷博行君）　これより議案第４７号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　この新旧対照表で現在（３）のところが小国町水道事業会計というふうになっています。そして（２）が小国町簡易水道特別会計、（４）が小国町農業集落排水事業特別会計というふうになっていて、改正後（２）の小国町簡易水道特別会計が簡易水道事業会計、（４）の小国町農業集落排水事業特別会計が改正後は（５）で小国町下水道事業会計というふうに変わるというふうになっているのですが、要はこれ下線が引いてある部分が改正する部分で引いてあるのですけど水道事業会計は下線部分が改正前に引いてあって改正後は消えているのですけど、水道事業会計というのはもう完全に削除されてしまうというふうに理解していいですか。

建設課長（小野昌伸君）　はい。そのとおりでございます。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　そしたらこの水道事業会計の根拠となる条例は今後どうするのですか。

建設課長（小野昌伸君）　条例はそのままいきます。本当に他市町村の条例等を見ると今度は簡易水道と農集排は下水は今度特別会計に入ってきたのですが、上水道自体が今まで特別会計の中に文言として入れていたのですがやっぱり大きな括りでいけば特別会計にはなるのですけれども、上水道の企業会計というのはその特別会計の中から外していいよというかたちになっていますので、もう今までとなんら運営は変わりませんが文言がなくなったというかたちで御理解いただけ

ればと思っております。

以上です。

４番（児玉智博君）　それでは条例では小国町水道事業給水条例というさっきの料金部分の改正があったのですが、ではそういう会計に関する根拠はこの給水条例の中に含んでいるから今まではあえてその特別会計条例の中にも入れていたけれどもそれは給水条例の中にあるからいいではないかという理屈ですか。と理解していいのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君）　そうですね。その辺も含めたところで大きな枠組みで考えればもう必要ないということで削除させていただいております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第４７号、小国町特別会計条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩いたします。次の会議は１時から行います。

（午前１１時５２分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を行います。

（午後１時００分）

議長（熊谷博行君）　日程第１０、「議案第４８号　小国町簡易水道事業の設置等に関する条例について」、日程第１１、「議案第４９号　小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、日程第１２、「議案第５０号　小国町飲料水供給施設事業給水条例について」を議題といたします。三つまとめて説明を受け議案ごとに採決を行います。

執行部より一括して提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案第４８号から第５０号まで一括の説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案集の７ページをお開き願います。

議案第４８号　小国町簡易水道事業の設置等に関する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町簡易水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

続きまして、議案集の８ページをお願いいたします。

議案第４９号　小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

続きまして、議案集の９ページを願います。

議案第５０号　小国町飲料水供給施設事業給水条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町飲料水供給施設事業給水条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、国から令和５年度中に法非適用企業の公営企業会計への移行が求められていることを踏まえて、本町における法非適用企業を公営企業会計に移行させるに伴い、関係条例と整合性を図るため、小国町飲料水供給施設事業給水条例等の新規制定及び所要の改正を行う必要がございます。

これが、これらの議案を提出する理由であります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君）　それでは一括審議ということでありがとうございます。

まず、議案第４８号。条例集の２９ページを御覧ください。これは先ほどから言ってましたとおり公営企業会計に簡水のほうもなりますものですからそれによって新しい条例を制定する。まず新しい条例の制定ということで簡易水道というのがもともと水道のカテゴリーとしましては給水人口１０１人から５千人までというかたちで、今まで杖立、小薮、市井野とありましたけれども市井野、小薮のほうは該当しないというかたちで簡易水道に該当するのは杖立のみということ

で新しい条例を制定させていただきました。条例集を見ていただくと主なところでございますが（経営の基本）というところで第４条の２給水区域は、杖立簡易水道（大字下城、湯鶴・杖立地区）の区域とすると。３で給水人口は、２９４人とする。４、一日最大給水量は、６３６立方メートルとする。というところで杖立の名義をしているところでございます。あとはこの新しい条例については総務省関係の新しい条例の先進地等々の条例を採用させていただいております。まずこれが４８号。

続きまして、議案第４９号です。条例集の３１ページ建設課資料（３）を用意してください。よろしいでしょうか。この中で改正前に小薮、市井野が入っていましたけど今度これが続きまして出てきます飲料水供給施設ということにカテゴリーがなりますものですから、簡易水道の文言から小薮、市井野は外すというかたちで新旧対照表を載せております。

続きまして、同じく議案第５０号。条例集の３２ページ。これで先ほど言った簡水から小藪と市井野が抜けましたものですから新しく小薮と市井野に関する飲料水の給水条例というかたちで、この中では第３条に小薮、市井野を明記しております。使用料のほうもその都度明記しております。

以上、簡単ですが３議案の条例の説明を終わらせていただきます。

以上です。

議長（熊谷博行君）　これより議案第４８号、議案第４９号、議案第５０号について一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　先ほどの午前中の特別会計条例の一部を改正する条例のところで、現在小国町水道事業会計というのが特別会計条例にうたわれているのが削除されるのはどうしてか。条例上の根拠はどうなるのかと聞いたところ「水道事業給水条例などが根拠となるから」という旨の答弁があったかと記憶しております。しかしこの簡易水道給水条例これがあるにもかかわらず改正後小国町簡易水道事業会計というのがうたわれているのです。この同じ給水条例の条例というものがあるにもかかわらず。この整合性はどのように説明なさいますか。

建設課長（小野昌伸君）　午前中にもちょっと答弁させていただきましたけれど水道全て公営化後ほど出てくる下水関係も公営化で特別会計になるのですが、うちが今一般会計か特別会計かという大きなくくりでいくと二つしかありませんものですから、上水に関しては先ほど言ったようにいろいろ先進地の状況を見ても特別会計の羅列には載せないというところですが、簡水と下水のほうにおいてはやはり特別会計のほうで今後運営していくというか「文言としては載せて条例を制定していってください」ということで国のほうからも指示が来ていますのでそういうかたちで先ほどのまた元に戻りますけど文言としては簡水と下水に関しては新しく条例を制定してやっていくというかたちで残したというかたちにしております。上水道もどっちかというと特別会計に

入りますので文言の削除というところか載せておくかというところはちょっと議論したのですが、ちょっとほかの他市町村との整合性とか先進地の条例を見ると上水のほうは外れていますので今回上水を外して逆に上水だけを外したからこういうかたちになったということで御理解いただければと思っております。

４番（児玉智博君）　ほかの特別会計というと単式簿記ですよね。水道事業会計はこれまでも複式簿記でありましたが要するに簡易水道事業会計も下水道事業会計も同じ企業会計で複式簿記に変わるのだと思います。それでもう同じ複式簿記でも水道は特別会計の中に入れないで残りの二つを入れるというその理屈が何でなのかわかりませんのでその理屈をわかるように説明していただきたいのと、もしそれができないのであれば担当者も課長も意味はわかっていないのに「よそがただそうしているからそうします」というのではいけないのではないですか。やっぱり意味がわかった上で提案していただきたいのですが。もう一度聞きます。論理立てて御説明ください。扱い方が特別会計に入れる入れないのこの判断。どういう理由でしているのか。

建設課長（小野昌伸君）　その点においてはお時間をいただいてよろしいでしょうか。後ほど答弁というかたちでよろしいでしょうか。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

議案第４８号、小国町簡易水道事業の設置等に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４９号、小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５０号、小国町飲料水供給施設事業給水条例について、原案のとおり可決する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第１３、「議案第５１号　小国町下水道事業の設置等に関する条例について」、日程第１４、「議案第５２号　小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、日程第１５、「議案第５３号　小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。三つまとめて説明を受け議案ごとに採決いたします。

執行部より一括して提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案第５１号から第５３号まで一括で御説明をさせていただきます。

まずは、議案集の１０ページをお願いいたします。

議案第５１号　小国町下水道事業の設置等に関する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

続きまして、議案集の１１ページをお願いいたします。

議案第５２号　小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

続きまして、議案集の１２ページをお開き願います。

議案第５３号　小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、国から令和５年度中に法非適用企業の公営企業会計への移行が求められていることを踏まえて、本町における法非適用企業を公営企業会計に移行させるに伴い、関係条例との整合性を図るため、条例等の新規制定及び所要の改正を行う必要がございます。

これが、これらの議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君）　それでは議案第５１号。条例集の３３ページこれは新規制定になります。先ほど簡水三つ合わせていただいたのと同じく今度農業集落排水のほうも公営企業会計になりますものですから、そういうかたちで新規条例を制定してあと残りの二つの条例に関しては文言の変更というかたちでちょっと認識をしていただければと思っております。

まず５１号の新規制定の分です。条例集３３ページを御覧ください。よろしいでしょうか。この中で主なものとしましては第２条ここに事業名を明記しております。（１）農業集落排水事業、（２）小規模集合排水処理施設整備事業、（３）特定地域生活排水処理事業、（４）個別排水処理施設整備事業というかたちで四つの項目を載せさせていただいております。それから第４条（経営の基本）といたしまして、第２に農業集落排水事業の計画処理人口２千１９０人。小規模集合排水に関しては計画処理人口１２１人。４の特定に関しましては計画流入汚水量７５．４立方メートル日当たりというかたち。最後に個別排水処理施設で計画流入汚水量２６．８立方メートル日当たりというかたちで上げさせていただいております。これは今の４事業の中身をうたっております。

続きまして、議案第５２号。条例集の３５ページ。よろしいでしょうか。建設課資料（４）を御覧ください。建設課資料（４）の新旧対照表でお示しをしたいと思います。第１条農業集落排水処理施設の設置というところに「及び小規模集合排水処理施設」という文言を追記しております。第３条では農業集落排水事業となっておりましたが「及び小規模集合排水処理施設整備事業」という言葉を入れさせていただいております。これは下のほうにも別表第１号にあります通り杉ノ平地区の集合排水処理施設を新たに明示しております。これにおきましては杉平の処理施設１００人槽と手水野処理施設の６０人槽の２基をうたわせていただいております。

続きまして、議案第５３号。よろしいでしょうか。条例集３６ページ。建設課資料（５）を御覧ください。第２条で「特定地域生活排水処理事業及び個別排水処理事業」というかたちでそれも含むというかたちで第２条に追記しております。第９条では消費税相当額を乗じてということを「加えて」という文言に変更しております。これはまず特定のほうからいきますと室原、上滴水地区の６２基、個別排水に関しては西里地区の１９基ということで本体の農集排の接続がなかなか難しいところにおいて処理をしているというところになっております。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

議長（熊谷博行君）　これより議案第５１号、議案第５２号、議案第５３号について一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　議案第５１号、小国町下水道事業の設置等に関する条例ということで新規条例の制定であります。第２条の都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の保全に資するためという設置の目的的なものがうたわれております。この都市というのを聞いたときにどういうふうに解釈したらいいだろうかということですけど。都市というのはどういう意味かというと人口の集中した地域で政治、経済、文化の中心になっている大きな町というふうになっております。これは小国町の中での都市というとこの辺宮原辺りなのかなと。でも普通はなかなかこの人口７千人もいないようなところを都市と言ったりはしないと思うのですけど、都市というのは要は筑後川下流域の福岡。福岡市には筑後川は流れていませんけれども久留米とかそういうところの発展に資するためという意味でこの都市というふうに書かれているのか。それとも私が先に申し上げました都市と言えば都市だと。小国の中での都市は宮原だという意味で都市と書かれているのか教えてください

建設課長（小野昌伸君）　おっしゃるとおり後半のほうの意見です。やっぱり川は上流から下流まで流れていますので最上流部にあります小国町としては下流域の環境保全も合わせたところで考えております。条例は企業法のあれを引用しながら作っておりますのでそういう表現がなかなか小国町だけにこだわると都市の表現は非常に厳しいところがあるかと思いますが、そういうかたちで下流域都市圏を全て守っていくということで表現させていただいております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は議案ごとに行います。

まず、議案第５１号、小国町下水道事業の設置等に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５２号、小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第５３号、小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第１６、「議案第５４号　小国町学校教育応援基金条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集１３ページをお願いいたします。

議案第５４号　小国町学校教育応援基金条例について

地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、小国町学校教育応援基金条例を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、学校教育振興に資する事業に充てるための基金を設置する必要がございます。小国町学校教育応援基金条例の新規制定を行わせていただきたいと思います。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当より御説明申し上げます。

教育委員会事務局長（久野由美君）　小国町学校教育応援基金条例について説明いたします。お配りしている条例集の３７ページ右肩に５４と書いてあるものが条例本文となります。１人１台端末タブレットの将来的な更新を始めとする学校教育振興に資する事業に充てるための基金を設置したく条例の提案をさせていただくものです。現在本町には小国町学校教育施設整備基金条例がありますが、この条例は現存する小・中学校の改修にしか基金を使用することができないため、施設以外の分野に使用できる基金を積み立てるため制定するものです。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第５４号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　５日の全員協議会でお尋ねしたところがタブレット購入に３千万程度掛かりますとその対応のためにこの基金が必要なんだという答弁をいただいております。ではその３千万円積み立てるための財源の裏ですね。どういったものを財源にしてこの基金積立てを行う予定なのか。また更新のために３千万円ぐらい積み立てるのはどれぐらいの期間で積立てていく計画かを教えてください。

総務課長（佐藤則和君）　基金の積立てについて御説明申し上げます。今回の学校教育応援基金につきましては学校で審議をしていただきまして最後のほうに上がっています補正予算のほうで早速５千万円の積立てを提案させていただく予定になっております。この原資としましては昨年度からの繰越金となってございます。昨年度繰越金が多かった部分を財政調整基金とあと減債基金小国町学校教育施設整備基金とこの学校教育応援基金に積立てをさせていただく予定になっておりまして、一応先ほど３千万円ほどという話がありましたけれどもタブレットだけではございませんので、その他私はちょっと学校現場わかりませんけど緊急的な予算にも対応できるような基金創設をするということでございます。よろしくお願いします。

４番（児玉智博君）　特別そういう学校教育関係に使ってくださいというような指定したようなふるさと寄附金とか特定のものを積み立てるわけではなくて繰越金を積み立てるという答弁でした。しかも何年間か積立てていくという話でもなくてもう一遍に繰越金を５千万円積み立てるということです。でしたらなぜ財政調整基金とかの積立て要は財政調整基金から３千万円なり５千万円なり学校のほうに使うのではなく、要はこういう新たな基金を創設する意義ですね意味はどこにあるのか教えてください。

町長（渡邉誠次君）　今年度ではありませんけれども前タブレットを用意させていただいたときには国の補助を使わせていただきました。そのようなものがあればもう当然タブレットの更新等々でそういう補助があれば使わせていただきたいというふうに思っておりますし、例えば過疎ソフトみたいな財源があればそちらのほうでも使わせていただきたいなと。ただその可能性がなくなったときにいざ子供たちがタブレットの更新をしなければいけないとか、新たな今からの時代どういう準備をしなければいけないのか、来年度もっと大きいお金が必要になってくる等々施設ではなくてこのソフトの部分でお金が必要になったときにまずは３千２００万円のタブレットの予算があるということでありますので、ほかの部分も含めてある程度は準備をすることが必要ではなかろうかといったところです。あらかじめもう先ほども申し上げましたけれども有利な補助とか起債とかが考えられるのであればもちろんこの基金を使わずにそちらのほうを使っていくという方法もそのときは選択肢として残していきたいという思いから基金を創設させていただいているというところです。

以上です。

４番（児玉智博君）　すみません。私の質問の趣旨とずれていたかなと思いますので。そういうもし補助があったらとかそういう話ではなくて要は基金というとネットワーク事業基金とかほかに財政調整基金とかいろいろありますので幾つも幾つも目的に応じて基金を作っていこうと言ったら切りがないわけで、もう財政調整基金とかを取崩してタブレットを買うとかまたそのほか必要なもの学校の備品なんかも買うという選択肢あると思うのだけれどもあえてこの教育応援基金というのを創設する異議を意味を御説明願えればと思うのですが。

町長（渡邉誠次君）　補足があったらまたしていただきたいと思います。もう先ほどの答弁のとおりであります。実際もう予測が３千２００万円はついております。その時点でまた財政調整基金から取り崩してというよりもまずあらかじめ３千２００万円の予定があるのであればまずは基金として子供たちのために作っておいてやりたいという部分もありますし、これからの展開として先ほども言いましたけれども新たな部分で子供たちが学校教育の部分でこの端末だけではない部分。まだまだそろえていかなければいけない可能性もあります。そのような中で流動的に動けるといったところ。それから財源としてこの学校教育応援基金これがあれば教育行政の現場もいろいろと考えができるのではないかといったところもありますので、その部分ではその都度財調というよりも議員の皆様方には先にお示しを申し上げまして学校教育ではこれぐらい今からも掛かる可能性がありますというところを皆様方にお示しをしたというところもありますし、実はこの基金を作ったらどうかというお話は議会の中でも出ておりました。その部分を私が覚えていたというのもありますがやっぱり準備というのは必要でございますので今回学校応援基金、特に先が読めませんのでその部分では財政調整基金というよりも特定して子供たちのために基金として積立てたいといった思いが一番大きいところです。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第５４号、小国町学校教育応援基金条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第１７、「議案第５５号　小国町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは議案集１４ページをお願いいたします。

議案第５５号　小国町過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項において準用する同条第１項の規定により、別紙のとおり小国町過疎地域持続的発展計画を変更することについて、議会の議決を求める。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、令和３年９月９日に議会の議決を経て策定した小国町過疎地域持続的発展計画について、計画の一部を変更する必要が生じたため、計画の変更を行わさせていただきたいと思います。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君）　それでは過疎計画の変更ということで小国町過疎地域持続的発展計画の変更について御説明申し上げます。総務課資料（２）で御説明を申し上げたいと思います。９教育の振興、１）現況と問題点、①学校教育の変更を行います。ページ下の部分でございますが下線部分です。旧計画では空調機「が設置された。」で終わっていた部分に空調機「を設置し、令和５年度からは中学校寄宿舎等の改修を行い、学校環境整備を図る。」と変更をお願いするものでございます。

事業計画といたしましてはその裏面のページを御覧いただきたいと思いますが、（1）としまして学校教育関連施設に「その他」を加えて「その他の学校教育施設の改修事業」と変更で追加するものでございます。

３ページに事業費の内訳を掲載させていただいております。その他の学校教育施設（寄宿舎）の改修工事等として１億５００万円を変更計上させていただいております。令和５年度で５００万円、令和６年度で１億円となってございます。５００万円は設計費、令和６年の１億円は工事費ということで御理解いただきたいと存じます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（熊谷博行君）　これより議案第５５号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　中学校の寄宿舎改修です。その寄宿舎改修の内容というのはもう老朽化しているボイラーの入替えと各部屋への空調エアコンの設置それから必要な電力が増えることでキュービクルの設置も必要になるということでした。これに対応するために１億５００万円を過疎債として新たに借り入れるというものであります。５日の全員協議会で教育委員会事務局から今後も寄宿舎を残していくニーズが多いんだというふうに説明がありました。そのニーズ調査の根拠となっているのが令和２年に行われたアンケート調査であります。このアンケート調査の結果の説明をもう一度お願いいたします。また、このアンケートで今後も寄宿舎を残してもらいたいと言われている人がどういった理由で今後も寄宿舎が必要だと考えられているのか御説明を願います。加えてやはり今寄宿舎というものはあるわけですから「これをなくしていいですか、それとも残したほうがいいですか」と単純に聞かれればそれは誰だってやっぱりあるものは今後もあったほうがいいから「いや残してください」と回答するというのは非常に自然なことだと思うのです。やはりこのアンケートを基にして教育委員会であったりあるいは学校、ＰＴＡ、保護者の皆さん、学校運営協議会もありますのでそういった当事者の皆さんが残したいけれども残すためには例えば今回のように「１億５００万円必要なんだ」と。「それでも残すべきか」というのをいろんな現場の当事者の皆さんが意見を出し合ってどうするかという方向性を決めていくというのは非常に大事なことなんではないかと思うのですが、そうした当事者の方たちの協議の場、議論というのは行われているのでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君）　お答えいたします。

　まずアンケートについてです。アンケートにつきましては、令和２年の１１月に当時の中学８年生から小学１年生で自宅が学校から２キロ以上にお住まいの保護者１３２世帯に、寄宿舎の存続やスクールバス利用についてアンケート調査を実施し御意見を伺いました。８４％に当たる１１１世帯から回答がありました。寄宿舎の存続、スクールバスへの移行について尋ねたところ約４割の家庭が寄宿舎について存続を希望する結果となりました。この結果については教育委員会としても重く受け止めているところです。一方でスクールバスを利用したいと考えている家庭も約８割程度いることから可能な登校便から中学生のスクールバスの利用を始めました。これまでは寄宿舎の存続とスクールバス移行は一体的に考え実施するよう考えていたため、寄宿舎廃止には現在の利用者及び保護者に対する慎重丁寧な説明や対応が必要であると考えています。

　次にアンケートで「今後も寄宿舎が必要である」と答えた御意見の中には「寄宿舎に入ることによって部活動を続けることができる」、「上級生、下級生と一緒に生活して生活面で自立するそういった教育的な面がある」、「御自分が寮での生活を経験していたことから子供にそういう経験をさせたい」などの御意見がありました。

　最後の三つ目の御質問のこの建設についてのこれだけのお金が掛かるということでの御意見を伺ったかということについては、そういうこのお金がこれだけ掛かるという状況というのがまだ

はっきりわかっておりませんでしたし、まだお話できていません。この寄宿舎を存続するためには多額な金額が掛かるということを知っていただくことは大切だと思います。学校運営協議会それから寄宿舎の保護者会などで今後御意見を伺っていきたいとは思っております。教育委員会の会議の中では寄宿舎の改修の設計委託の中で工事の概要の説明はしたところではあります。

以上、御回答します。

４番（児玉智博君）　やはり必要かどうかというのを聞いて「必要だ」と言う人が有効な回答が１１１あったうちの４割が存続を望んだということでした。では、その４割というのが具体的に何世帯なのかというのを追加で答えてください。それから「スクールバスがいい」と言われた約８割の人は何世帯なのかというのも後ほど答弁お願いします。やはり保護者の皆さんとか教職員の皆さん、学校運営協議会の皆さんなんかはやはり今後存続をどうするのかという議論は全くなされてないのだということだと思うのです。それで本当にいいのか。「これから伝えようと思います」「知らせるのは大事だと思います」と言われました。しかしこれ順番が違うのではないでしょうか。議会に出す前にやっぱり議論してもらって。存続を望む声の中に「そこに入って自立を促したい」といわゆる教育的な効果を期待する意見もあったと思うのですが、では町としては寄宿舎を教育的な意味という位置づけをしているのですか。そうであれば自宅が６キロ以上離れている人しか入れないというふうにしてしまえばこれ教育の機会均等の点から非常に問題だと思うのですが、町の教育委員会としては寄宿舎の位置づけというのがどういうものになっているのか答弁願います。それからこれ借金して返し終わるのは令和１８年ということであります。令和１８年の需要ですね。「何人ぐらいの入寮者がいると予想しているのですか」と聞きましたところ、「今保育園で令和１８年に中学生になる年代の子供で、自宅が学校から６キロ以上離れている人は１７人です」と言われました。事実としてはそうなんでしょうけど今現在の入寮者も１７名です。だけど６キロ以上離れている人が皆んな入っていたら１７名なんていう話にはならないと思います。それではこれちゃんと将来的な需要予測というのが本当にできているのか非常に不安に思いますが、今の６キロ以上の生徒の入寮している人の割合。それを令和１８年度の人数に当てはめれば何人になるでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君）　お答えします。

寄宿舎の目的としましては、寄宿舎の管理規則にありますように、６キロメートル以上の地域に在住するもの。６キロメートル未満であっても通学上危険であると認められる地域及び家庭の事情等をかんがみ、入所が必要と認められるもの。ただし、該当者が入所定員を超えるときは、抽選等を行い確定するものとありますように、保護者の希望としてはそういった意見がありますが遠距離通学者に対する寄宿舎であります。

次に今後の見込みについて先日の全員協議会でお答えした人数は令和１２年度の中学生である現６歳児と小学１、２年生の６キロ以上の対象者ということで１７名と回答いたしました。現在

入寮している小国中学校の生徒は対象の６キロ以上の生徒の６１％となっております。その割合で考えると１０名の見込みです。令和１２年度です。

４番（児玉智博君）　令和１２年度ということでしたので、この償還が終わる１８年度以降については全くもう推定すらできないようなレベルになってしまうというふうに思うのです。であればこそやはり本当にこれ寄宿舎を今後も存続すべきなのか。これ本当当事者の今の保護者の皆さんとかあるいは本当保育園の保護者の皆さんも含めて学校の教職員、学校運営協議会の皆さんたちで本当に真剣に何で寄宿舎が必要なのかと。スクールバスも運行しているけれどもそれでも寄宿舎が必要だという位置づけを理由を本当に真剣に考えて、１億円以上の予算を投じても十分かという議論をやっぱりしていかないといけないのではないかと思うのです。それで町長は「高校生も入るからと」言われましたけど「中学生も高校生ももう利用者がいなくなったらグループホームにするという選択肢もあります」というようなことを言われたけれど、それはちょっと僕はそうではないのではないかと思うのです。本当に将来的に寄宿舎をどういうふうにしていきたいと考えていらっしゃるのか。また、そういう当事者間での議論が必要だと思いますが今からでもやるべきではないかという考えを聞かせください。そしてもう１点がこれからもやっぱり償還が終わるのは令和１８年だから１８年までは寄宿舎として何が何でも置いておくと思います。でもそれ以降もやっぱり入りたいという生徒がいれば残すべきだし。でもそうなると今後も改修費というのが掛かってくると思うのです。今回は屋根とか外壁とかなかったしですね。そういうお風呂場の改修とかもされないでしょうけどいずれ必要になってくると思います。今後の改修予定それに必要な予算はどういうふうになるのかお答えください。

町長（渡邉誠次君）　なかなか補足の説明も含めて私から答弁ができなかったので。まずは必要性に関して言いますと今入っている子供たちこの子たちはエアコンもないままずっと過ごしているというのは現状です。それからいつボイラーが壊れてお風呂に入られないかというのは実は私が議長時代からもうずっと言っております。そのような状態の中でやっぱり幾ら何でももうし直さないといけないのではないかという現状の下が一つ。それともう一つはやっぱり一番大きなウエートを占めているのは高校生が入る可能性があるといったところがあります。今子供たちが困っている状況を含めてキュービクルが必要なのであれば、まずはキュービクルを入れるこの２、３千万円の大きな工事これはやらなければいけないのであれば過疎債の適用をさせていただきたい。またさすがに児玉議員令和１８年の予測をされておりましたけれども令和１８年の予測はデータはもう間違いなくありません。ただ今からエアコンを導入してボイラーをどういったかたちなのかはわかりませんけど水回りを直させていただいて、少なくとも１０年は町のほうでも寮は持っていきたいという方針で当然改修計画それから過疎計画を出すわけですからそこは皆様方には御理解いただきたい。先日中学校の寮に高校生を入れるというのを皆様の御判断で決めていただいた流れもあります。小国町といたしましては中学校も当然残さないといけませんけれども高校を

残すための方法。これもかなり模索していかないと今の現状では非常に難しくなってきているというふうなことを踏まえるとやはり子供たちのためには今寮は現在でも必要ですし、ここ１０年間ぐらいは最低でも必要ではないかという判断をさせていただきましたのでこの過疎計画に上げさせていただきたいという旨を皆様方にお話をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。もう一つの答えを求めます。

教育委員会事務局長（久野由美君）　今後の修繕に関する金額につきましては、寮が建ちましてこれまでのボイラーなどの修繕で９００万円程度掛かっておりますのでそれを考えるとやはり今後も少しずつは出てくると考えております。よろしいでしょうか。

４番（児玉智博君）　少しずつなんていうものではないと思うのですよね。やっぱ建物というのは掛かるときにどんと掛かるのではないですか。もう柏田住宅の外壁屋根工事を見ても明らかだと思いますが、やっぱりそういうまともな試算もやってないということなんですか。そういうのをやっぱり当事者の皆さんでもしっかり話し合っていくべきではないかと思いますが、まずは話し合うための材料、データをそろえてきちんと教育委員会はちょっと話したと言われましたけど教育委員会でもちゃんともっと話すべきだし、全く話をしていない保護者の皆さんや学校運営審議会委員の皆さんにもやっぱり一緒に考えていただくべきだと思いますがどうでしょうか。

町長（渡邉誠次君）　学校教育現場で当然教育委員会が中心となってそのような話合いをしていかなければいけないというふうに思っておりますが、寮のこの過疎地域持続発展計画の変更についてこちらの部分に関しましては寮はもう町の方針として今回は１億円掛けて改修させていただきたいという方向で皆様方に上程させていただいておりますので、是非とも通していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

４番（児玉智博君）　私は、議案第５５号、小国町過疎地域持続的発展計画の変更についてに反対の立場から討論を行います。

先ずもってもういよいよボイラーが止まるかもしれない。中学生たちがもうお風呂にも入られないかもしれないというような状況を招いたのは要はこの寮を残すかどうか。「小学校がスクールバスを始めたけど中学生にも乗せてほしい」という保護者の皆さんからの声がある一方で、寄宿舎もある状況がずっと続いていてその後の方向性をもう今の今まで示せなかった町あるいは教

育委員会のもう何かこう問題の先送りが招いた状況なのではないかと思います。それがいよいよの状況になってではボイラーを入替えてエアコンも部屋に付けて。そしてそしたらキュービクルもいると。実際にそれで見積りをとってみたら１億５００万円も掛かったという状況だと思うのです。やはりそれは何とかしなければならないですよ。それは私は確かにこれ１億円を超すような予算が要る問題ではありますがシアタールームや鍋ヶ滝バイパスのようなそういうもう不合理な公金の使い方だとは思いません。しかし一方でこれだけ費用が掛かるのです。教育委員会はそういう一定の保護者からのニーズがあると言いますが、それは全く今後寄宿舎を存続させる上でのそういう金銭的なハードル、条件なんかを全く示さずに「今ある寄宿舎が今後もあったほうがいいか」「なくなってもいいか」というのを聞いたに過ぎません。それはあるものは今後もあったほうがこしたことはないわけですからそういう無条件での回答と言えばそれは４割の人が「あったほうがいい」というふうに答えるのはそれは当然のことだと思います。しかし本当の民主的なプロセスというのはそれから先にやはり様々な条件これを考えて当事者の人たちがどうしたいのか。いろんな条件があるもとでどういう方向性がいいのか。それをやっぱり集まって知恵を出し合って煮詰めていくというのが必要なのではないかと思います。町、教育委員会また学校はそうしたプロセスを経ずに見積りを取ったら１億円掛かる。もう１億円なかなか毎年の歳入とかそういう普通交付税ではもう賄い切れないと。では借金をしようと。余りに安易ではないですか。私はこの問題については全くこの問題が煮詰まっていないし当事者の人たちの意見も聞いてない。もうただそれアンケートを取っただけ。そういう状況だと思いますので私はまだこれには議論が十分ではないので反対したいと思います。中学生と小学生を持つ保護者の人に意見を聞いてみました。それは「スクールバスをもっと中学生も乗れるように便数を増やしたり」とか。あるいは「乗合タクシーのような中学生向けの乗合タクシーを運行すればもっと安い値段で安心して通学できるのではないか」というふうに言われていました。やはりちょっと聞いただけでもいろんな意見が保護者の皆さんから出てきます。議論を全くそれはしなければ楽かもしれません。だけどそういう議論をしなければせっかく寄宿舎を残してももう早々とニーズがなくなってしまうということすら考えられると思いますので、私はこの議案に反対でありますということを述べまして終わります。

議長（熊谷博行君）　賛成討論ございませんか。

９番（久野達也君）　はい。９番、久野です。

賛成の立場から討論を少しさせていただきたいと思います。今、反対討論の中にもありましたように事業の計画性あるいは今後の見通しいろいろるるあろうかと思います。ただ今回の過疎計画の変更というのを私なりに解釈してみますと、いわゆる例えば事業を行うときの過疎債の枠取りの関係であったりだとか要は財源対策の部分が多いのですけれども、そういったような意味合いからも例えば事業費の２割以上であれば議会の承認が必要だとか。要は過疎法に照らし合わせ

たところでの計画変更の条件整備の部分が多分にあろうかと思います。そしてその中で事業計画年次が６年度となっております。当然今現在入寮している子供たちもおり来年度例えばこの冬でもエアコン等によって寒い思いを例えばするとしたならばやはり早めの計画をしているのだということの必要性も当然出てこようかと思います。やはり計画変更はあるかもしれませんしあるいは計画どおりに進むかもしれません。ただ今現在そこに子供たちが生活しているという部分は大事ではなかろうかと思います。今後当然これについては６年度ですので予算審議の中でまた活発な論議がなされるかと思いますけれども、今回議案として上程されております過疎地域持続的発展計画この変更については賛成の立場から討論といたします。

議長（熊谷博行君）　ほかに反対の立場の討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第５５号、小国町過疎地域持続的発展計画の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君）　挙手多数でございます。

よって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は２時１５分から行います。

（午後２時０５分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を行います。

（午後２時１５分）

議長（熊谷博行君）　日程第１８、「議案第５６号　財産の取得について」を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集の１５ページをお願いいたします。

議案第５６号　財産の取得について

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

記といたしまして

１　財産の表示　小型動力ポンプ付き積載車

２　取得価格　７１２万8千４２０円

３　契約の相手方　熊本県熊本市中央区上水前寺１丁目１０番５号

熊本いちはら工業株式会社　代表取締役　澤田悦幸

でございます。

提案理由といたしましては、小国町消防団第６分団に配備している消防ポンプ自動車の老朽化により、新たに小型動力ポンプ付き積載車の購入を行う必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君）　それでは財産取得について御説明を申し上げます。

小型動力ポンプ付き積載車導入の経緯でございますが、先ほど町長から御説明ありましたとおり第６分団小国町の黒渕の分団に配備しておりましたポンプ車が老朽化しましてかなり不具合が出るようになりました。消防活動に支障を来たすようになりましたので今回小型動力ポンプ付き積載車導入ということに至りました。

別紙総務課資料（３）をよろしくお願いいたします。見積調書でございます。開札日時は令和５年１１月２０日でございます。２枚目の物品売買仮契約書を御覧ください。件名は小型動力ポンプ付き積載車購入です。納入場所は阿蘇郡小国町大字宮原１５６７番地１小国町役場となってございます。納入期限は令和６年３月３１日となってございます。

１枚目の開札調書にお戻りください。予定価格が７５０万円でございました。４社指名をさせていただきまして熊本いちはら工業株式会社が見積額６４８万４千１７０円。消費税込みの７１２万８千４２０円で落札をしております。１１月２９日付けで仮契約を結んでございます。

導入する機材の説明を申し上げます。契約書の次のページに仕様書を添付させていただいておりますので御覧いただきたいと思います。１が概要となっております。２としまして車両。（１）２０００ｃｃガソリンエンジン、２ＷＤ・６ＡＴ。（２）としまして乗車定員。８名以上、最大積載量１．２５トンとなってございます。裏面をお願いいたします。中段４にポンプの規格・性能が記載されてございます。（１）としまして型式・級別：トーハツ　ＶＦ５３ＢＳ　B−３級。（２）エンジン型式：３気筒水冷４ストローク。（３）最大出力：２２キロワットとなってございます。参考としましてカタログと既に導入済みであります第４分団の小型動力ポンプ付き積載車の写真を添付してございますので御覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第５６号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

３番（髙村祝次君）　この車を見ますと２ＷＤということですけれども、やはりこの車低床でタイヤの径も小さいわけですけれどもやはり小国町は雪が降ります。雪の降らない夏場はこの車でもいいかもしれませんけれども低床になると非常にタイヤの径が小さいせいもあって私たちはこの

２トンのダンプとか扱うとやっぱりどうしても４ＷＤが非常に今は特にこの車はオートマになっておりますのでミッションの場合は加速がつきますけれども、オートマになると加速がつかないということで、特にやはり少し地面が湿っていたり雪がかなり積もったときはチェーンをかけると思いますけれども少し降ったときはチェーンをかけなくても４ＷＤの場合はスムーズに行きますので、そこ辺りの考えは議論されたのかをお尋ねさせていただきます。

総務課長（佐藤則和君）　お答えいたします。

実は私も４ＷＤのほうがいいのではないかという協議をした覚えはあるのですけれども、４ＷＤになるとちょっとどうしてもディーゼルエンジンしかなかったということでガソリンエンジンのほうが地元としてはいいということで担当と地元のほうと協議しました結果２ＷＤでもスタッドレスタイヤ等で冬場は対応するので問題はないのではないかということで協議が終了してこの結果になっております。

以上でございます。

３番（髙村祝次君）　ガソリンエンジンとディーゼルエンジンといったらもう今ほとんど変わりませんので私はやはり小国町の場合は４ＷＤにしたほうがいいのではないかというふうに思っております。消防団の方がもうこれが使いやすいというなら仕方ありませんけれども私はそこを提案しておきます。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

７番（松本明雄君）　７番です。

僕も消防団に入っておりました。それでですね今同僚議員が言ったように四駆のほうが本当にいいのではないかと思います。いざというときはやっぱり災害とか火災とかそういう場合はもう道がよくないところが多いですので今後検討するときに考えていただきたいと思います。今ディーゼルエンジンはと言われましたけどほとんどヨーロッパではもうディーゼルエンジンです。ガソリンエンジンと遜色がない程度にできておりますのでもうそちらで今度からやってもらいたいと思います。そしてだんだん小国町もポンプ車がもう減ってきていると思いますけど機動分団とあとあるのがもう１台ぐらいではないかと思います。その辺で走行性は変わらないのかその辺もちょっとお聞きしたいと思いますがどうですか。

総務課長（佐藤則和君）　ポンプ車につきましては御指摘のとおり今第１分団の機動に２台、杖立の５分団に２台、それとこの６分団に１台ということで計５台ございまして、これが１台小型ポンプのほうに変わるということですので計４台のポンプ車ということになっております。近年の全体的な阿蘇郡等の流れでもポンプ車をなかなか維持管理といいますか団員が小型ポンプのほうがどうしても操作しやすいし機動性もあるということで、口数も減りますけれどもそこの辺は出動体制を前は分団だけで出動させておりましたけれどもそこは臨機応変にほかの分団が加勢が必要であれば団長の指示でどんどん追加投入するようにこの前もそういう議論をしておりますので

口数が減る分はその辺で対応したいと考えております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

私が聞いたのはディーゼルエンジン四駆になると重量がオーバーしますので普通免許で乗れる若い人たちがいないというのを分団から聞きました。

以上です。

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第５６号、財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第１９、「議案第５７号　友好交流協力覚書の締結について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集１６ページをお願いいたします。

議案第５７号　友好交流協力覚書の締結について

台湾台北市士林区と別紙のとおり友好交流協力覚書を締結することについて、議会の議決を求める。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

提案理由といたしましては、教育、観光、文化芸術など広い分野で交流を進め、士林区と小国町、双方の共栄及び信頼関係の維持及び深化していくうえで、覚書の締結が必要となるため。

これが、この議案を提出する理由でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

政策課長（秋吉祥志君）　御説明いたします。本議案につきましては別紙配付しております政策課資料の（１）のほうを御覧いただきたいと思います。この件に関しましては先月１１月の１７日に全員協議会で御説明をいたしました台湾の士林区との友好協定の覚書を締結するということに

対しまして議会の議決を経るということで御説明していた案件になります。別紙の友好協力の覚書のひな形ですが前回の配付しております資料と文言等変更等はございません。

説明は以上になります。

議長（熊谷博行君）　これより議案第５７号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

３番（髙村祝次君）　覚書についてということではなくてですね私は全然台湾に行ったことがございません。台湾の生活レベルあるいは全体的に簡単いえば生活レベルといえば例えば民間の住宅の家賃とか日本と比較したらどのくらいの差があって同レベルなのか。あるいは賃金についても１か月の給与はどのくらいの。全く台湾について存じ上げません。中国のほうは私も２０年前ぐらい行っていましたので詳しくわかっておりますけれども、台湾というのは全くわかりませんのでそこ辺りのわかる範囲内の説明をお願いしたいと思います。

政策課長（秋吉祥志君）　御説明をさせていただきます。小国町と友好協定のほうを予定しております士林区ですが、土地の面積は６２平方キロメートルということで人口が今は約２７万５千人ということで小国町よりも数十倍多い都市になっております。台北の中では一番大きいほうの都市になっておりまして非常に経済また文化の中心的な都市になっております。私のほうで調べさせていただいている情報では生活水準というのはほぼ日本と変わりませんで、給与につきましても非常に円安があるということもありまして賃金的な部分につきましては日本よりも若干高いような今経済状態になっているというようなことにあるようです。

以上です。

３番（髙村祝次君）　もう少し詳しく聞きたいんですけれども例えば日本の２ＬＤＫの家賃が大体８万９万いれば、２ＬＤＫなら台湾はどのくらいですか。

町長（渡邉誠次君）　私のほうは２回台北市のほうに行かせていただきましていろいろとリサーチをさせていただきました。一般家庭のお家にもお邪魔させていただいております。少々感覚的に日本のアパートとは間取りというか好みが違われるという点はあります。ただ地価はもう間違いなく小国よりも高うはございますけれども大阪の都市部辺りと変わらない状況だというふうに台北の私がお伺いしたところは交流市民団体のトップの方でございますけれども、それこそ士林区の中にマンションの８階に住んでおられましてその方がおっしゃっておられたのが大阪辺りと地価は変わらないのではないかなといったことをお話をしておりました。また、もちろん中国から渡られて来た方、台湾にずっとおられる方、いろいろとまた言い方もあるのでございますけれどもその方たちでやっぱりちょっと好みが違われるということでございますのでデザイナーズマンション等々を好まれるのは多分台湾の方ではなくて中国系の方のほうが好まれるのではないかなというお話もしておりましたし、台湾の方たちはどちらかというと四角い家を好む傾向にあるというふうにお話をしていたところです。

またＴＳＭＣの件でもう皆様方御存じと思いますが半導体の件に関しましては日本よりも数年、数十年先にいっておられます。当然今２０ナノ、３０ナノという第１工場ですけれども第２工場では３ナノというお話ももう聞こえております。北海道でもラピダスが２ナノから３ナノという情報も聞こえておりますので今のこの状況で台湾と日本比べるというところはなかなか難しいとは思いますが、生活レベルの水準は余り変わらないと。ただ大学の周りは非常に優遇をされておりまして生活含めて非常に日本よりも安い大学生活を送れるというお話も聞いてまいりました。

それからもう一つ、台湾でも台北のほう北のほうと南のほうでは事情が違います。その部分では今の私の現状をお伝えしたところをどちらかというと台湾の北部のほうのお話をさせていただいたというところでございます。

以上です。

３番（髙村祝次君）　やはり大都会だけを見てレベルが一緒とかいうことではなくやはりその２０万人おられる中で全部がサラリーマンというわけではないと思います。農家の方もいる自営業の方もいるということでやはり中国本土に行けば田舎のほうは私が行っていた当時は１年間の収入が２０万、警察の給料が２万円というようなレベルでしたのでそこ辺りの警察官で幾らとか農家の方の年間の収入が幾らとかいうことを見極めて日本とのレベルを考えていかないとサラリーマンだけの大都会近郊だけの方のレベルを考えていたら全然私は違うと思うのです。日本でもそうでしょう。熊本市内で働いて給料をもらっている時間給と小国との時間給では全然違いますよ。ですからそこら辺の全体を見たときの台湾の大都会はパートで幾らですよとか。給料で幾らとか。農村地帯はこんなとかいうことを私は聞きたいわけです。そこ辺りは調べておりますか。

町長（渡邉誠次君）　比較対象物は経済だけでは私はないというふうに思っております。この覚書の締結に関しましても教育、観光、文化芸術等々含めて経済も含めて今からお付き合いをさせていただきたいと思っております。

それから士林区の中でこの前もお話をしましたけど４１里と。町村みたいな感じなんですけれども４１区割りというか士林区の中に里という単位の町村みたいなのがあります。そこには皆さん里長さんというトップの方がおられてその方たち３７人のうちの全員とはお話をしておりませんけれども通訳を通して様々にお付き合いをさせていただきました。是非議員の皆様方も次回行かれたときはそういう方たちとお話をまずしていただいてお付き合いをしていただくことが私にとってはより深いこういった締結ができるというふうにも思っておりますし、まずは私もそうですけれどもたった2回しか行っておりませんけれどもその部分でも少しは日本にいるよりも勉強になりました。そしていろいろなお話を聞く中で先ほど一般の家庭にもお伺いさせていただきましたしアパートの家賃を並べてある壁辺りも見てきました。それからもちろん士林区というところはすごく教育に熱心なところでございます。士林小学校が台湾で一番最初にできた小学校でもございます。そういったところでは非常に台湾の士林区というところはもちろん３５年の国際交流

会との歴史がある中でというもう何回も言わせていただきますけど大前提の中では非常にこれから先お付き合いをさせていただいて、特に小国町の子供たちがいろんなグローバルな感覚を身に付けるいい機会だというふうに思っておりますのでその部分では比較対照も必要かもしれませんけれどもまずは知っていただくといったところも必要ではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　まずこの台湾との友好協定これを結ぶという話があって、その調印式に町議会議員も行ってくださいという話があった一番最初には町長は「何で小国町議会議員が台湾に行かないといけないと思うのかとその意義は何か」とお尋ねしたところがいろいろ理由はおっしゃったのですけれども「士林区の区議の皆さんと交流をしてほしい話をしてほしい」と言われました。ところが後になってわかったのは士林区には区議会もないということだったのです。よく士林区というものが一体どんなものなのかもわからないのに友好協定を先に進めたなと思うところではあるのですが、今現在確実な部分で台湾の士林区は要は自治権とか独自の予算編成権、予算はあるのでしょうか。台湾の法律で台北の中には区というのは１２士林区以外にも１１で合わせて１２あるみたいなんですけれども、そこは法律上どのような位置づけになっているのか御説明ください。

町長（渡邉誠次君）　法的な部分については担当課から御説明があればしていただきたいというふうに思っておりますが、確かに私がこの皆さんの前で一番最初にお話ししたときはまだ台湾に行くだけではなくて台湾の台北市に行く予算を上程させていただいたときに確かに勉強不足で私はもうてっきり区議さんがいるというふうに思っておりました。そこは訂正させていただきました。全協のときだったでしょうか勉強会のときだったでしょうか訂正もさせていただきましたしもうそこは皆さん方も知っているとおりだというふうに思いますが、私が大事なところはやはり何回も言いますけれども３５年の歴史がある中でこの士林区と友好の覚書ができるとこの可能性があるところはそんなにたくさんはないと。今富山県の氷見市それから山口県の萩市といったところがこの士林区さんと友好の締結をしておりますけれども、是非とも小国町としても一例ちょっとお話をさせていただきたいと思いますけれども例えば小国高校でも今年度もそうですが台湾から陳総領事が来られてセミナーも行われておりますし中国文化大学から来られてもちろんセミナー、交流会もありました。またここでもこの前の１１月ですけれども林准教授が来られて台湾の異文化講座をこの会場でしていただきました。そういったいろいろな流れのある中で小国高校は一足先にといいますか小国町と同じ方向を向いて進んでおられるというふうに思っておりますけれども、やはり将来にわたって小国高校は生徒数の不足といったところが非常に考えられております。そのような中から令和７年度入学者選抜からの全国募集と台湾大学への進学支援といったところで熊本県立小国高等学校は令和７年度からの入学者選抜から地域未来留学を活用した全国募集に

より全国から意欲あふれる生徒を募集したいと思っています。熊本県はＴＳＭＣが進出してくることもありとても活気が出ている地域です。その熊本県で小国高校は台湾の大学進学をサポートしますというふうに全国募集の一つの看板に掲げる予定であるというふうにも言っておられます。またこの前ここでもお話ししましたけれども台湾の大学に１年足すというプランがありまして国際専修プログラム１プラス４。１年間学費不要の中国語講座を実行されて４年間大学の学科に入学して進学をしていただくといったようなところを看板に掲げていくといったところも考えられております。そういったところで様々な要因を考えるとこの今の現時点で私が勉強不足で一番最初に予算を上げさせていただいたときと現状ではここ数か月しか変わっておりませんけれども非常に状況が変わってきたと。できれば２月までにはもっと深く関係を結びながらまた小学校もそうですが国際交流会の方たちと一緒にまた代表訪問団の方たちと一緒に友好の締結ができて、また違うかたちでより進化していけばいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

政策課長（秋吉祥志君）　御質問の自治区関係の私のほうで調べた限りの情報として御提供させていただきたいと思います。士林区の区長ですが選挙で選ばれるものではございませんで市長からの指名で任命されるというふうにお聞きをしております。その下に先ほど町長が御説明しました里という行政単位の部分につきましては議長につきましては選挙で選任されるということで、今のところ台湾の士林区のほうとの協議を進める上で例えば台北市とのやりとりをしてくれとかそういうふうな打合せの中でそういったやりとりはございませんので士林区としての独自の予算というものは持っているのではないだろうかと。これはまだきちんと調べておりませんので今後きちんとそこのところは精査したいと思います。

４番（児玉智博君）　町長は２回もしかもその分の１回は公費を使って行かれたのだと思いますが自治権があるのか予算編成権があるのかも勉強されてないということで状況は変わっていると言われてましたが、町長の勉強不足という点ではなんら状況は変わってないのかなというふうに非常にちょっと残念に思いました。それで要はもうさっきの寄宿舎の改修の問題と一緒ですよ。結局それは予算を出す前がどうのこうの言うけれども、やっぱりそれ以前にちゃんと当事者というか執行部で自分たちがこの友好協定を結ぼうとする相手が一体どういうものなのかと。それは国が違えばそれぞれの国で自治制度というのは違いますから一概には言えない部分もあるけれども、やっぱりそれでももういろんなもう相手に聞けば済む話ではないですか。私もちょっと調べたら台北市というのは市議会があるのですけどそれぞれ中選挙区なのです。士林区とそれと隣の何区と呼ぶのかちょっとわからないけど二つの区で一つの中選挙区を作っていてそこから選出される台北市議会議員は１２名いると。ちょっと調べればわかることですよ。勉強とかそんな大層な話ではなくて今はもうネットをちょっと使えばそれぐらい出てきます。そういう何か議会に提案す

る前にやるべきことをやらなくて議会に出して指摘されたらそれはちょっと勉強不足でした。予算はあると思いますとかあり得ないですよ。今から長くお付き合いしていくわけですけれどもやっぱり協定を結ぶ相手が一体どういうものなのかというのは普通最低限調べてやりとりしていくもんだと思いますが、何でちゃんとやらないのですか。

町長（渡邉誠次君）　勉強不足は非常に申し訳ないです。私はもうずっとどこまでたっても勉強不足だという感覚は変わっておりません。ただ児玉議員は行かなくてもそれだけおわかりになられているということでございますので非常に優秀なんだなというふうに思っております。ただ現状向こうに行ったときの感覚とこちらに行って調べたときの感覚は違うというのが一つ。それからやっぱり固定概念を持って向こうに渡るというのはあんまり私としては大事なことではないというふうに思っておりますので、勉強はさせていただきますけれどもしっかりとその部分はですね。多分児玉議員が知っていること私が知っていることがそれぞれ違うと思います。児玉議員が調べたことは知っているのかもしれませんけれどもさすがに全てはわからないと思うのですよ。だからこの中でやっぱりお付き合いをしていく中でこの友好締結をする中でお話をしていってやっぱりつながっていく。大事なところはそこの部分ではないかなというふうに思います。それから私１人でそれだけ考えても難しいので皆さんに行っていただいて一緒に何とか応援していただけませんかと言いたいところがあるので上程をさせていただいているところでございます。私といたしましては役場の仕事と一緒で私１人では何もできませんので。ですので皆さんと一緒に行って何とかこの友好関係を締結していただきたい。その先には台湾の留学もあるかもしれませんし子供たちの交流もあるかもしれません。まだかもしれないという状況で動かす中でまずは友好の締結に向けて全力を傾けていきたいというのが私の方針でございます。確かに勉強不足というのはもう否めません。ただし私はその中でも大事なところはしっかり向こうの方たちと信頼関係を保っていくこと。それを気持ちの中で持ちながらお付き合いを今させていただいて２回目ですけれどもプライベートでもお会いできるというところまでこさせていただきましたので、この次にはまた次のステップに進ませていただきたいなと。４回目で士林区の方たちと友好の締結をさせていただく準備として私のほうは勉強を続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

４番（児玉智博君）　いや別に調べることは優秀な人しかできないことではないと思うのです。結局何でこういうことを言うかというとこの協定の目的ですよ。結局ここに書いてあることを読むとそれは自治権がないところでもいいではないかと。だから要するに自治権がないのがどういうことかというと要は東京都新宿区とかだとこれ自治体ですよね。地方自治法に特別地方公共団体として自治権もあるし予算編成権もあります。議会もあります。だけど熊本市中央区これ単なる行政区分で多分区長というのは人事で市の職員が課長級か何かわからないけどもいるけれども議会はないです。人口はと言うけれども制度上ではここで対等なものと言えるのかという問題もあ

ると思うし、ではそこがそれからどういう発展をさせていくかというのを考えたときに何を期待してやるかですよ。だから例えば本当お互い交流して文化を知りましょうと。それが目的ですというのであればいいと思います。だけども何かそのジャージー乳製品を輸出するだの何とかだのと。それでもう訪問団を２０人規模で要は金を使ってそういうのをするわけではないですか。だけども自治権がない相手との協定に対しそんな金を使っても向こうに決定権があるわけではないわけだからそれはちょっと違うのではないですかと思うわけです。だから質問として最後に聞きますとこれは要はただの文化交流。お互いの住民同士のですね。台湾と日本のそれぞれの文化を知って相互理解を深めましょうという程度のものなのか。それとも本当小国町の農産品や木材を輸出するのが目的でそこで利を取ろうというそういう商機を伺っての協定なのか。これからも予算を毎年毎年使っていこうというふうな目的でやるのかを教えてください。

町長（渡邉誠次君）　反対側からというか後ろの部分から答えていきますが予算は必要なときには皆様方に御提示差し上げて承認をいただければ使わせていただきたいというふうに思っております。それから先ほどジャージー牛乳とか農産品とか髙村議員がこの前言われたとおり難しいんです。難しいですけどそれはやらないといけないでしょう。当然この友好の覚書をする中では私がやらないと言ったら何もならないではないですか。やりますよ当然。だけどその部分は最初から難しいというのはわかっているので徐々にさせていただきたいというふうに思っております。

それから友好と交流だけというふうにお話をするかもしれませんけど、先ほど小国高校の話をさせていただいたときにもう実際小国高校では看板を付けるといったところの具体的な案まで出てきたと思うのです。ですので私としてはこれから進んでいくことを期待しながら友好の締結はさせていただきたい。それから自治体同士のお付き合い。その基準。児玉議員が考えられている基準はそこかもしれませんけれども私はできれば規模感というところはもう一緒に小国町と一緒の規模感でお付き合いをしようと思ったら難しいと思います。人口７千人１万人のところとお付き合いをするというもう大前提のスタート地点のきっかけがありません。きっかけは士林区の中国文化大学と国際交流会３５年の歴史。それから陳総領事からの御提案。この二つです。この二つの中でいろんな自治体全国たくさんのところが今４４０団体ぐらい友好締結を結んでおります。それでも熊本県は県合わせて四つです。それでもほかの自治体も含めて台湾の各地域こことどうにかしてつながっていこうといった作戦を皆さん本当に考えていらっしゃいます。ほかの首長さんからも「渡邉町長はどうやってその士林区と友好ができた」と。ほかの地域の人たちも「では自分たちはどことやろう」。皆んな今模索している段階です。ですので小国町としては１か所でもより早く締結をさせていただいて、まずはきっかけをこの友好協定の覚書これをさせていただいてその後の展開は私もしっかり頑張らせていただきますので、その部分はこれから先皆さんにまた見ていただきたいなというふうに思っております。最初から全てそろってこの覚書ができるぐらいだったらもう３５年なんかかかっていません。この３５年の中でどんどんできているはず

なのです。だけどこのきっかけがないといったところが非常に難しいと私は思います。例えば南阿蘇村からすればやっぱり一番最初のスタート地点から考えると５年ほどかかっていると。それが小国町としては１年半と。これもタイミングだったと思います。ですので私としては児玉議員が言われるように基準の部分でも士林区というのが非常に大きくて対等なお付き合いはできないかもしれませんけれども、小国町としてチャレンジする土俵であるなというふうにも思っております。もちろん友好の部分は友好の部分でやっていきます。ただしいろいろな事業に関してはこれからの頑張りでもあるし当然一緒に行くメンバーの中には農協の関係者もいらっしゃいますし商工会の関係者の方もいらっしゃいますし森林組合の関係者の方もいらっしゃいます。その中で今議長さんそれから各団体たくさんの方たちと今関連して御紹介をしていただける土壌にありますので、今のうちにこの友好の覚書を交わさせていただいて交流をさせていただきながら糸口をつかんでいきたいというふうに思っております。

以上です。

政策課長（秋吉祥志君）　先ほどから児玉議員のほうからいろいろ御指摘をいただいていますが、私としては今回の台湾との友好締結を結ぶというのはこれはやっぱり小国町の可能性を突き詰めていくものだというふうに思っております。先ほど町長のほうから説明がありましたけれどもまず小国国際交流会のほうのたまたま士林区にある中国文化大学との交流がもう３０年以上続いていたという一つの条件があって、こちらのほうから勝手に士林区のほうと友好協定を結びたいという町側からの提案で話を進めてきたのであれば本当にそこはやっぱりしっかりこちらのほうとしても下調べをして、どういったところでどういった産業が盛んでどういったところに可能性があるかというのをちゃんと調べた中で御提案するというのが筋かもしれませんが、今回の場合は福岡の現地事務所の陳総領事のほうから是非台湾のほうの自治区と友好締結をしたらどうだろうかというような御提案をいただいた中でこの話を進めてまいりました。ですから私どもとしましてはやっぱり小国の町民の方に小国の町なかであらゆる産業を一生懸命営まれている方たちに何がしかの可能性、チャンスが生まれるのであればこれはやっぱりしっかり取り組んでいくべきではないだろうかということで今まで進めてきたわけです。もう最初から必要なければ当然御提案いただいたときにもうそれを御辞退すればよかったのですけれども、新しい小国町に可能性をもたらすものとして政策課としては考えまして今日まで取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

７番（松本明雄君）　７番です。

最初にちょっと私的なことを言いますが台湾の歴史この前から白濱先生が来て勉強会をされました。うちのことを言うとちょっとなんですけどうちの母は祖父の仕事の関係で昭和２１年の３月に博多港に帰ってきました。台湾のほうから。その話もありましたのでホームステイのほうも

３５年前からずっと続けております。台湾の方々もどういう方がわかっております。そしていろんな子供たちを入れましたので私たちの家族も台湾のほうに行ってその子供たちとも会ってきました。非常に町長より僕のほうが５倍ぐらい多く行っていると思いますけど台湾は本当いいところです。今この覚書をするに当たって僕はもうこの中で一番行きたいと思っておりますが、やっぱりこの行くメンバーを見てやはり教育長まではお願いしたいと思いますが。小学校の校長、高校の校長そこはちょっと外していただいて行くなら僕のほうも考えさせていただきます。というのはやっぱり小学校の校長なんかは異動がありますのでこの前町長はずっと小国町にいていただこうとかそういう気持ちであったようなのですが、それならばもう教育委員さんのほうに行ってもらうとか１人の方にそういう方向もいいのではないかと思います。なかなか台湾も小国と違って台北市内はもう東京と変わりません。僕も大学のほうにも行きました。そこはもうやっぱり山の一番上にありまして生徒数も結構多いです。この前来た林教授のほうも「積極的に小国高校からも生徒も入れたい」と。「熊本県からも何人か台湾に連れていきたい」と。そういうお話をされていましたので、この覚書に関しては非常に賛成です。ほかの議員さんデメリット、メリットいろいろ考えることあると思いますが、これは調印式が終わってから少しずつ進めていかないと向こうは何を求めているのか。こちらが何を出せるのか。そういうこともまだわからない状態ですので今後行く方は行かれて台湾を見て来ていただいて、いいところは吸収してきていただきたいそのように思っています。僕のほうは今回は本当は行きたいんですけどちょっとメンバーも見ながらちょっと考えたところで今の経済も考えながらちょっと今回は差し控えたいと思いますのでその点は御了承ください。

町長（渡邉誠次君）　まさに松本議員ずっと関わっておられますので当然私よりもたくさん台湾のことは御存じだというふうに思います。白濱校長先生も小国高校の校長先生されていて非常に台湾との造詣が深い方でございますし私の高校の先輩でもございます。また濟々黌の先輩ということでこの台湾の方たちの関係とも士林区とも非常に実は深い関係がもともとございます。そういったものあって士林の小学校こちらをお伺いするときには白濱先生に御紹介をしていただいたというようなところもありまして、やはり小国町だけではたどりつけないところ。たくさんの皆さんのお力を借りて先ほどの国際交流会もそうですけれどもやっぱりそこがないと中国文化大学までたどりつけておりませんし、そのような中でやっぱりいろんな方たちとお付き合いをさせていただきながら何とか小国町も台湾のどこかの場所。もちろん士林区さんとお付き合いをさせていただく中で小国からやっぱりＴＳＭＣに通うとか仕事でですね。そういった人材を今から可能性ですけれども創出できるためにももうこの機会を逃したらいけないのではないかなというふうに思っております。私といたしましては先ほどから少し声が大きくなりましたけれども台湾との友好交流に関しましては、これがチャンスだというふうに思っております。ほかの自治体の関係者の方たちともお話をしますがこれだけ小国町ＴＳＭＣから離れているところなんです。なんらか

たどり着いておかないと今後の展開も非常に厳しくなってくるというふうに思わないようにするために今動いているわけでございますので、少し３年後４年後子供たちが高校卒業して台湾の大学に行って帰って来られたりしたときの状況も考えていただいて先読みはなかなか難しいですがその部分ではしっかりと小国町もサポートというかできる体制づくりはとっていきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

４番（児玉智博君）　議案第５７号について賛成の立場から討論を行います。

私の質疑の最後に政策課長が手を挙げられて答弁されたことがまさに真を突いていると思います。やはり文化交流でそれぞれの小国町民、士林区民がさらに交流を深めていくことによってやはりつながりが深まってこれはもう商売とかにしても何にしても人と人とのつながりですからこの協定が今後小国町民と士林区の区民の人との新たなつながりをつくったり、そのつながりが強まっていく中でいろんなやはり進学であるとかあるいは生業、商売いろんなつながりに発展すると。それはどういうはふうな方向に発展するかというのは今の段階ではそれは未知数であるというのが現状だと思いますが、やはりそれぞれの地域の文化交流、相互の理解を促進していくということについてはそれは本当にいいことだと思いますので賛成いたします。

以上です。

議長（熊谷博行君）　反対討論はございませんか。賛成討論ございませんか。

６番（松﨑俊一君）　賛成の立場です。先の国政報告会、勉強会のほうで衆議院３区の坂本代議士のほうから「早く友好交流の議員連盟を作って、いろんな交流を進めたほうがいいですよ」と。「ほかの全国の町村でも急いでやっていこうとかいうところもある」というふうに聞いております。要点は１点のみ。この提案理由にあるように教育、観光、文化芸術など広い分野での交流。将来のビジネスの可能性のために友好交流協力覚書をしたほうがいいのか、しなくていいのか、だろうと思います。ということで賛成の立場で討論いたします。

議長（熊谷博行君）　反対討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第５７号、友好交流協力覚書の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君）　挙手多数でございます。

よって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第２０、「議案第５８号　令和５年度小国町一般会計補正予算（第８号）について」を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集１７ページをお願いいたします。

議案第５８号　令和５年度小国町一般会計補正予算（第８号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和５年度小国町一般会計補正予算（第８号）を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第８号）をお願いいたします。１ページです。

令和５年度小国町一般会計補正予算（第８号）

令和５年度小国町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７億４千７６４万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７１億９千５０６万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　既定の地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

総務課長（佐藤則和君）　それでは一般会計補正予算（第８号）について御説明を申し上げます。今回補正をお願いしますのは７億４千７６４万２千円を追加するものでございます。

歳出全体の人件費部分から説明いたします。議会から教育費までの報酬、給料、職員手当等、共済費などの人件費につきましては総額で２千５３８万５千円の増額補正になります。この主な理由としましては、人事院勧告による給与改定の増額、時間外勤務手当増額と職員の転居に伴う住居及び通勤手当の増額となっております。

それでは歳出の大きな額の補正について説明をさせていただきます。予算書９ページをお願いいたします。

まず議会費は先ほど御説明申し上げました人件費のみの補正でございます。

次に総務費でございます。財産管理費としまして５億４千３０万円を計上しております。修繕費は普通財産の修繕費が不足するための補正でございます。３０万円でございます。財政調整基金積立金３億９千万円を計上させていただいております。次に減債基金と学校教育施設整備基金と学校教育応援基金それぞれに５千万円を積み立てるものでございます。次に１０ページの企画費２千６４６万７千円でございます。これはふるさと納税増加分に対応するための補正となっております。寄附金の謝礼に１千１８７万円。役務費として通信運搬費に２８０万２千円。手数料に１千１７９万５千円を計上してございます。次に諸費２１２万円でございます。これは公立病院の施設改良に伴う負担金の増額です。

一番下段から１１ページにわたり戸籍住民登録費１千３７０万５千円です。これは戸籍住基コンビニ交付システム改修に係る各委託料１千２７７万円と負担金７２万円となっております。

次に１２ページの２障害者福祉費の中で障害者医療費負担金の返還金２６３万円。これは令和２年度分の負担金を精算したものの返還金となっております。次に５医療費一部負担金３００万円でございます。これは子ども医療費の増加に伴う増額補正でございます。次に１０新型コロナウイルス感染症対応経済対策費７千８４６万３千円です。これは低所得者支援としまして非課税世帯に７万円を給付させていただく給付金とそれに伴う経費でございます。

次に児童福祉総務費の中の返還金１４３万８千円です。これは令和４年子どものための教育・保育給付費及び児童手当の返還金となっております。

次に１４ページでございます。商工費の欄をお願いいたします。観光費の修繕費１４０万円は鍋ヶ滝施設の修繕費と役務費の警備手数料の６７万円は鍋ヶ滝警備員の手数料の増額となっております。北里柴三郎博士顕彰費の５００万円につきましては北里柴三郎記念館の改修と備品購入、看板設置のための交付金となっております。

最後に１６ページ災害復旧の欄をお願いいたします。土木施設災害復旧費の４千５００万円につきましては令和２年７月豪雨の公共災害復旧費の変更に伴う増額補正です。

以上で歳出を終わらせていただきます。

次に歳入について７ページをお願いいたします。国庫支出金、国庫負担金、４災害復旧費国庫負担金４千４４６万円は災害復旧費の財源となっております。

次の国庫支出金、２国庫補助金、１総務費国庫補助金の社会保障税番号制度補助金３７５万円と戸籍情報システム改修補助金８０５万円と社会保障税番号制度システム整備費補助金１３４万円は戸籍住基コンビニ交付システム改修に係る委託料と負担金に充当させていただきます。新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金７千８４６万３千円は低所得者世帯支援給付金に充当さ

せていただきます。

次に８ページ中段の寄附金でございます。ふるさと寄附金の２千６４６万７千円は企画費のふるさと寄附金の謝礼、通信運搬費、手数料に充当させていただきます。企業版ふるさと寄附金５００万円は北里柴三郎記念館改修交付金に充当させていただく予定にしております。

次に繰越金。前年度繰越金５億７千７４３万３千円のうち５億４千万円は学習基金積立金として４６２万９千円は民生費衛生費の返還金に充当させていただきます。

以上で補正予算の修正をさせていただきました。

全協の折、人件費の人数割について御質問がありましたので申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。まず正職員数を申し上げまして会計年度職員数を申し上げますのでよろしくお願いいたします。議会費の正職員が２名、会計年度職員が１名。総務管理費でございます。総務管理費は一般職員が３２名、会計年度任用職員が４名。徴税費のほうが一般職員８名、会計年度任用職員が１名。戸籍住民登録費は正職員が３名、会計年度任用職員が１名。社会福祉費は一般職員が１２名、会計年度任用職員が２名。児童福祉費はこれは正職員が２７名で会計年度任用職員が２３名。保健衛生費は正職員が５名のみです。農業費も正職員が７名のみでございます。林業費は会計年度任用職員１名のみでございます。商工費は２名の一般職員です。それと７名の会計年度任用職員となっております。土木管理費のほうは一般職員が７名のみでございます。教育総務費は一般職員が８名、会計年度任用職員が１名。学校費でございます。学校費から中学校費、社会教育費、保健体育費、介護認定審査会費までは会計年度任用職員のみになっておりますので人数を申し上げます。小学校費が会計年度任用業職員が６名、中学校費が会計年度任用職員が６名、社会教育費が会計年度任用職員が５名、保健体育費が会計年度任用職員が７名、介護認定審査会費が会計年度任用職員が１名となっております。包括的支援事業費は一般職員が２名。上水は一般職員が２名、会計年度任用職員が１名となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第５８号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　歳入のほうで７ページ、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金ということで７千８４６万３千円あります。これは住民税非課税世帯に対する給付金ということで説明がございました。現在臨時国会がまだ開かれておりますけれども臨時交付金のそういう物価高騰対策に対する重点支援交付金というのが閣議決定されてこれ予算も通りました。３月には低所得世帯支援と言ってからこれも給付金ですけれどもこれ５千億円に対していろんな事業に使えるものとして７千億円。３月には決まっていたのですけど先月決まっている分はこの低所得世帯の部分で１兆５９２億円。推奨事業メニューということで様々自治体が工夫して物価高騰支援、住民に対する支援に使える分が全国で５千億円あるということであります。国のほうも早く対応でき

るように年内に予算化しましょうという呼びかけまでされていると思いますが、小国町では低所得世帯への給付金しか今回出てきておりませんけれども大体その推奨事業メニューというのがどれぐらいの規模でおりてくるのか教えてください。またどういったメニューを考えていますか。

総務課長（佐藤則和君）　今児玉議員おっしゃられたとおり国のほうでは今予算審議で成立しているということで１２月１日付で総務大臣メール等もいただいております。あくまでも内示が１２月１日で正式に入っています。この７万円の給付の約７千何百万円の事業についてはもう額も確定していましたし国のメニューでありまして事業はもうこれしか使えないということで１２月議会に急いで提案させていただいております。残りが約３千３００万円ほど同時に内示がきております。先ほど児玉議員が説明いただきました各市町村に裁量権のある予算でございます。これでいろいろ庁内でも検討しておりますけれども町長の先ほど何がしかの答弁の中にプレミアム商品券という話もありましたけれどもその辺で検討もしておりますが、３千３００万円と言いますと非常に住民１人当たりにしても５千円程度ということで額としては不足するということでございまして、そこに国のほうがまた追加で交付税の追加配分を今検討しているということでこれもうちの財政の職員のこれまでの経験上の推測ですけれども２千５００万円程度あるのではないかということで今推測しております。合わせて約５千８００万円ほどとなると端的に考えますともう１万円ぐらいのプレミアム商品券ができるのではないかとこういうことで検討は今進めておりまして、ちょっと１２月議会にはそういったもろもろの額が確定していない部分がありましたので町長からまた後で行政報告でお願いしますけれども１月に臨時議会を開きましてできるだけ早い手当てをしたいと考えております。

説明については以上です。よろしくお願いします。

４番（児玉智博君）　本当にプレミアム付商品券を出すのであれば本当に早めにやっぱり出していただきたい。そのプレミアム付商品券というと幾らか出してから買わないといけない。それではやっぱりいけないと思います。やっぱりそれはもうプレミアム付商品券も買えないような方もいるので全員への給付ということで訂正でいいですか。はい。そういうことであれば早めの対応をお願いして終わります。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

８ページの寄附金でふるさと寄附金とございます。今年度途中で国の制度が変わって駆け込み需要とどこの自治体もあったと思うのですが、今回小国町のほうが２千６４６万７千円の補正となっております。現在のふるさと納税の寄附額です。現在までの寄附額と今年度の見通しそれから制度変更後の対応策はどのようなかたちで考えられているかお答えいただけますか。

政策課長（秋吉祥志君）　お答えしたいと思います。

今年度が１１月末時点で寄附総額が約１億７千８００万円になっております。これが令和４年度が実績として１億６千７００万円でしたので前年度の寄附額をもう超えております。こういっ

た状況を見て今回増額の補正をさせていただいております。見込額が当初２億円でしたのが今回２億５千万円というふうにしておりまして議員おっしゃられるように１０月からの制度改正で実は９月に駆け込み需要というか駆け込みで寄附金がありまして、前年ですと約１千７００万円だった９月の寄附金がその時期だけ約８千３００万円になって今年度もう前年度を超えるような寄附額が集まっていると。先ほど新制度に対してどういう対応をとっているのかということに関しましては手数料等含めて全てのものが５割以内に収まるようにというような指導でしたので、事業者さんのほうにはその旨こちらのほうから通知をいたしまして寄附額の価格の設定の変更であるとかそういったところで現在対応しているところです。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　昨年度まではＳＭＯ南小国さんに委託をされてふるさと納税のほうしていただいたと思うのですが、今年度からはＳＭＯ南小国さんは切り離して別の業者さんというところで聞いております。ＳＭＯ南小国さんから別の業者さんに移った理由というのはどういったものになるのでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君）　昨年度までは議員おっしゃられるようにＳＭＯ南小国さんのほうに委託をして業務をやっていただきました。その中で新たにＡＴさんというところに業務を今年度から委託をしているわけなんですが、一つはいろんな意味で商品構成辺りの提供していただける機関であるということが一つと、もう一つは職員の事務にかかる手続が軽減されるということもありましてそういったところをトータルして考えてほぼ委託する金額等も変わらないということもありまして今年度からＡＴさんのほうに委託のほうさせていただいております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　当初地域おこし協力隊の方がＳＭＯ南小国のところに入って業務を一緒に習っていきながらというかそういった設計でそして独自で小国町のほうでふるさと納税の仲介ができるような事業所を作っていくようなイメージも聞いておりましたが、その辺りは今現在どのように進めているのでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君）　議員おっしゃられるように昨年度から地域おこし協力隊のほうＳＭＯ南小国さんのほうに一応出向というか勉強していただくというかたちで業務のほうあたっていただいておりました。昨年度の当初計画ではおっしゃるように中間事業者を小国町の町内に立ち上げて町内でそういうふるさと納税の事務を取り扱うということで当初は計画をして進めてまいりましたが、現在のＡＴさんの制度等を考えてやったときに一つ小国町内で専門的にその事業を立ち上げる事業所をどうするかというようなところ辺りがなかなかお話が具体的にならなかったということもありましたし、先ほど御説明いたしましたようにＡＴさんに業務を委託することで相当数役場が負担する事務が軽減されたということもありましてもう事業所を立ち上げるということは一旦中止とさせていただいて今の形態で続けていくのはいいのではないかということで現在そ

ちらのほうで進めております。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

７番（松本明雄君）　歳出のほうの災害復旧費で４千５００万円。これは場所とかいろいろ聞きましたけどこれで令和２年度分の災害復旧はほとんど終わったのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君）　はい、お世話になります。

勉強会のときに言った仮設というかたちで西里田原線、黒渕下城線の２か所の仮設道路と法面の安定保護というかたちで今回４千５００万円ということでよろしいでしょうか。あと残りが４２件ほどあります。そこも含めて道路災害１０件、河川災害が３２件、金額にして５億５千万円。もう急ピッチで頑張っていますけど3月３１日までに完了というかたちで過年災分急ピッチで業者頑張っているところでございます。

以上です。

議長（熊谷博行君）　よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

９番（久野達也君）　９番、久野です。

総務課長のほうにお尋ねなんですけれども９ページ財産管理費で基金等の積立てがあります。当然地財法の繰越金での積立てなんですけれども１点財政調整基金これは今年度の繰入れもあるでしょうけれども１０億を超えますか。

総務課長（佐藤則和君）　財政調整基金につきましては前回の定例会でも御報告申し上げましたが昨年度の末が７億７千９００万円でございました。今回３億９千万円積み立てますので１０億を超えますが充当として１億５千２００万円は取崩しがありますので差引きまして今年度のあくまでも見込みですけど年度の終わりには１０億１千９００万円程は積立てといいますか基金残高になると思っております。

以上でございます。

９番（久野達也君）　実はその財調の末高よりも聞きたかったのはここからなんですけれども、いわゆる地財法でいけば繰上げ償還もできるのですよね。銀行金利が今低金利の時代に例えば縁故債だとか繰上げ償還可能な起債を借りとるのであれば、ある意味基金を持つのと起債の繰上償還をするのとどちらが財政的に有利性が働くのか。そこらの検討はいかがでしょうか。

総務課長（佐藤則和君）　財政係のほうにはそこの試算を命じまして今繰上償還するよりもこちらのほうがいいのではないかということで判断をさせていただいてます。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第５８号、令和５年度小国町一般会計補正予算（第８号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は１５時４５分から３時４５分から始めます。

（午後３時３３分）

議長（熊谷博行君）　少し早いですが始めてもよろしいですか。

（午後３時４３分）

議長（熊谷博行君）　日程第２１、「議案第５９号　令和５年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集１７ページ下段をお願いいたします。

議案第５９号　令和５年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和５年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第１号）をお願いいたします。１ページです。

令和５年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和５年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３千９１４万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億３千６００万１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君）　それでは、私のほうから小国町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の内容について御説明させていただきます。特別会計予算書の５ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３歳出の欄を御覧ください。また併せて町民課資料これ町民課資料（１）に一緒にとじ合わせております。めくっていただいて町民課資料（３）についても御参考にされてください。今回の補正の主なものとしましては、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費の増額補正を行うもの。それから令和４年度国民健康保険保険給付費等交付金の実績による精算のための返還金を補正するものです。

まず歳出についてです。

款の２保険給付費、項の１療養諸費、目の１一般被保険者療養給付費２千万円の増額補正です。主な要因としましては全体の病院受診件数は減少していますが外来と調剤に掛かる１件当たりの給付額が増えているような状況です。

次に款の２保険給付費、項の２高額療養費、目の１一般被保険者高額療養費の補正額２千万円は先ほどの理由と同じように外来と調剤に掛かる１件当たりの給付額が増えていることによるものです。

次に款の８諸支出金、項の１償還金及び還付加算金、目の３償還金の補正額１８０万円は令和４年度国民健康保険保険給付費等交付金の実績による精算のための返還金を補正するものです。

次に款の９予備費、項の１予備費、目の１予備費の２９１万円の減額補正は財政安定化支援事業繰入金の減額等のために補正を行うものです。財源につきましては、歳入の款の４県支出金、項の１県補助金、目の１保険給付費等交付金の保険給付費等交付金４千万円を充当します。

説明は以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第５９号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第５９号、令和５年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第２２、「議案第６０号　令和５年度小国町介護保険特別会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　議案集の１８ページをお願いいたします。

議案第６０号　令和５年度小国町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和５年度小国町介護保険特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第１号）をお願いいたします。１ページです。

令和５年度小国町介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和５年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１千９０７万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億１千３７２万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

町民課長（宮崎智幸君）　それでは、小国町介護保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。介護保険特別会計予算書の５ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の３歳出の欄を御覧ください。また併せて先ほどの資料の次ページになりますが町民課資料（４）についても御参考にさせてください。今回の補正の主なものとしましては、令和４年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の実績による精算のための返還金を補正するものです。

まず款の１総務費、項の１総務管理費、目の１一般管理費の増額補正２９万７千円は介護報酬

改定等に伴うシステム改修負担金となります。

次に款の４諸支出金、項の１償還金及び還付加算金、目の２還付金の補正額１千７９２万円は先ほど申し上げました令和４年度介護給付費負担金と地域支援事業交付金の実績による精算のための国及び県への返還金を補正するものです。財源につきましては４ページの歳入欄主に款の８繰越金、項の１繰越金、目の１繰越金の１千７４２万２千円を充当します。

説明については以上となります。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第６０号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第６０号、令和５年度小国町介護保険特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第６０号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第２３、「議案第６１号　令和５年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　議案集１８ページ下段をお願いいたします。

議案第６１号　令和５年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和５年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第２号）をお願いいたします。１ページです。

令和５年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

令和５年度小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによ

る。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億７千６７２万１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君）　よろしくお願いいたします。予算書４ページをお開きください。これは昨年度もありましたが令和４年度今現在西里の地区で機能強化事業をやっています。その分の後年交付金というかたちで昨年度にやった事業の６．５％を県のほうから補助が入ってくるということで１年遅れで入ってくる分というところで昨年が事業費６千９２３万４千円。これに６．５％を掛けた４５０万。これを歳入として受入れてそれが起債の償還の中で基金積立てということでまた繰り出すということで歳入で入ってきたやつを基金として繰り出すということの予算書になっております。

簡単ではございますが御審議のほうよろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第６１号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第６１号、令和５年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第６１号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第２４、「議案第６２号　令和５年度小国町水道事業会計補正予算（第

１号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　議案集１９ページをお願いいたします。

議案第６２号　令和５年度小国町水道事業会計補正予算（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和５年度小国町水道事業会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

令和５年度小国町水道事業会計補正予算（第１号）の詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君）　予算書５ページをお開きください。よろしいでしょうか。これは先ほどから議題も出ていました人勧によりまして職員の給与が上がるということで１名分の給与４月に遡りますので１５万ほど不足するもので今回５ページの給料１５万円の補正をするものです。

簡単でございますが以上です。御審議よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより議案第６２号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第６２号、令和５年度小国町水道事業会計補正予算（第１号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君）　全員挙手でございます。

よって、議案第６２号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君）　日程第２５、「同意第１２号　小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集２０ページをお開き願いたいと思います。

同意第１２号　小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

記といたしまして

氏　　名　橋本　修一

生年月日　昭和３７年４月１日

住　　所　熊本県阿蘇郡小国町大字宮原３３４番地２

提案理由といたしましては、令和５年１２月２６日をもって、現委員の松本和昭氏が任期満了となるため、新たに選任するものでございます。

少し固定資産評価審査委員について御説明をさせていただきます。地方税法第４２３条で固定資産評価審査委員会の設置、選任等がうたわれております。第１項では固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するために市町村に固定資産評価審査委員会を設置するとございます。第２項では固定資産評価審査委員会の委員の定数は３人以上とし、当該市町村の条例で定めるとしており当町の条例では委員の定数を３人としております。第６項では委員の任期は３年とするとなっております。

橋本修一氏でございますけれども、これまでの経験、人格的にも適任者として判断をさせていただきまして御提案をさせていただいております。職歴といたしましては、４１年という長きにわたりまして小国町役場に勤務をされ税務課経験も長く税務課長も歴任され、税務業務にはとても精通された方でございます。現在は農業に従事されておられます。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより同意第１２号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第８２条第１項及び第８３条の規定により無記名投票をもって行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君）　ただいま出席議員は９名であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第３２条第２項の規定より、立会人に３番、髙村祝次君及び９番、久野達也君を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。よって、立会人に３番、髙村祝次君及び９番、久野達也君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君）　念のため申し上げます。本案を賛成とする者は〇、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君）　配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君）　異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは１番議員より、順次投票をお願いします。

（投　票）

議長（熊谷博行君）　投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

３番、髙村祝次君及び９番、久野達也君に立会いをお願いします。

（開　票）

議長（熊谷博行君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数９票

有効投票　　９票

無効投票　　０票

有効投票中

賛成　　９票

反対　　　　　　　　０票

議長（熊谷博行君）　以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（熊谷博行君）　日程第２６、「諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邉誠次君）　それでは、議案集２１ページをお願いいたします。

諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

記といたしまして

氏　　名　北里　康二

生年月日　昭和３１年４月２０日

住　　所　熊本県阿蘇郡小国町大字北里２４６１番地

提案理由といたしましては、令和６年３月３１日に、現委員の北里康二氏が任期満了となるため、再任を求めるものでございます。

まず人権擁護委員について簡単に御説明をさせていただきます。人権擁護委員法第２条にあります委員の氏名というところでございますが人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とするとされております。任期は３年で小国町の委員の定数は４人でございます。

北里康二氏でございますけれども、現在も小国町の人権擁護委員として活動をされております。行政職員としても小国町役場に長年勤務されていた経験から人権教育や人権啓発の推進にも積極的な活動に努められております。また公私にわたり幅広く社会貢献活動をされており住民からの信頼、人望にも厚くこれまでの人権擁護委員としての活動実績も十分にあり人格、見識ともに適任者であるというふうに思っております。是非よろしくお願い申し上げます。

議長（熊谷博行君）　これより諮問第１号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、小国町議会会議規則第８２条第１項及び第８３条の規定により無記名投票をもって行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君）　ただいま出席議員は９名であります。

お諮りいたします。小国町議会会議規則第３２条第２項の規定より、立会人に４番、児玉智博君及び８番、熊谷和昭君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。よって、立会人に４番、児玉智博君及び８番、熊谷和昭君を指名いたします。これより投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君）　念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときには、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君）　配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（熊谷博行君）　異常なしと認めます。

これより投票に移ります。それでは１番議員より、順次投票をお願いします。

（投　票）

議長（熊谷博行君）　投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

４番、児玉智博君及び８番、熊谷和昭君に立会いをお願いします。

（開　票）

議長（熊谷博行君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数９票

有効投票　　　９票

無効投票　　　０票

有効投票中

賛成　　　　　９票

反対　　　　　０票

議長（熊谷博行君）　以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり、適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（熊谷博行君）　日程第２７、「報告第７号　専決処分事項の報告について（町道上滴水線①災害復旧工事)」を議題といたします。

執行部より報告をお願いします。

町長（渡邉誠次君）　それでは議案集２２ページをお願いいたします。

報告第７号　専決処分事項の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく専決処分事項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年１２月７日提出

小国町長　渡　邉　誠　次

でございます。

記といたしまして

変　更　内　容　公共工事請負契約金額の変更

専 決 年 月 日　令和５年１１月１０日

変更に係る議案　令和４年　議案第４３号

公共工事請負契約の締結について

（災補第１０１号　町道上滴水線①災害復旧工事)

変更前契約金額　１億１千１６５万円

変更後契約金額　１億１千９２３万１千３３０円

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

建設課長（小野昌伸君）　よろしくお願いいたします。建設課資料（６）を御覧ください。よろしいでしょうか。場所は今町長が読み上げた町道上滴水線です。本村から上滴水に抜けるところの右側の斜面の大規模崩壊が令和２年度に起きた場所でございます。小字でいけば天神脇といいますかね。そういうところでございます。変更の内容としては、現場打軽量法枠工の面積の増、植生基材吹付工の面積の増。あとは被災を受けたときに土砂で埋まっていた、新たに流木を撤去した根株の産業廃棄物の増ということで数量としましては当初この査定が令和２年大規模査定でしたので２５０件ある中の一つでした。当初の査定は簡易査定ということで災害だと認められることが第一番できれいな図面を書く前の大まかな図面で査定を受けるというかたちで当初が査定を受けたときが３千１００平米。それを実質査定で認められましたのでしっかりとしたナンバー０とかナンバー１とか２０メーターピッチで数量をきちんと測った結果が４千７７平米。これが当初設計の１億１千１００万円です。それから現場でいろんな変更等々がありまして巻きつけの部分とか延長は変わりませんけどポイントポイントで増えた分その軽量法枠が１２５平米。吹付けのほうが３４３平米ほど増えましたのでトータル約５００平米ほど増えております。その分の増額ということで７５８万１千３３０円。結果的には６．８％ということで１割を超えていないので報告というかたちにさせていただいております。最後のページが竣工の写真が付いていますので着工前としゅん工を御覧ください。検査のほうは１１月１５日に完了しておりますので今もう道路は開通しております。

以上でございます。

議長（熊谷博行君）　これより報告第７号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

４番（児玉智博君）　ここは伊藤組が落札して請け負っていたかと思いますが、北九州ナンバーとか下関ナンバーの車に乗ってきた作業員の人たちがもうずっと作業をされていました。何次下請まで入っていたのでしょうか。

建設課長（小野昌伸君）　これは法面特殊なので法面と後は土工関係で私が確認しているのは下請２社というかたちで聞いております。

４番（児玉智博君）　それは一次下請がそれぞれの工事内容によって一次下請ということで２社が入っていたということですね。

建設課長（小野昌伸君）　はい、そうでございます。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

先日地元の方からこちら側溝があるのですけどそちらに蓋がないと。「もし蓋があれば離合がしやすいのではないか」というところで御意見いただきました。また早速建設課長にも御相談し

まして検討していただくというようなお話だったのですが、よくよく見ると側溝のところに蓋を受ける受けもないのでこれまたただ蓋をかぶせればいいという話ではなさそうではあるのですが、この辺りどのようにお考えでしょうか。

建設課長（小野昌伸君）　はい。おっしゃるとおり竣工検査のときもありましたが基本査定というのが原形復旧というところで、基本的にはもともと入っていた側溝がそういうかたちだったのでそれで復旧をしなさいという基準があります。おっしゃるとおり今道路でもやっている通り落し蓋方式です。蓋が入るやつです。これもしたかったのですがやはり査定を受けているときはもう原形復旧というところで側溝で復旧すると。おっしゃる通りに御意見が出たので私も竣工検査のときちょっと気になっている部分があったので今この側溝にもグレーチングの蓋。かかりがあるやつがあるのですがそれは結構車で跳ね上げるのでその辺も考慮しながら今担当と協議しながらどういう蓋でいくか。結構重いものになれば車が乗っても跳ね上げない。一番は跳ね上げが怖いので跳ね上げ防止のために今検討しているところです。

以上です。

議長（熊谷博行君）　ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（熊谷博行君）　日程第２８、「請願第２号　鍋ヶ滝バイパスに関する請願書について」を議題といたします。

お諮りします。

この請願第２号の取扱いにつきましては、議会運営委員会において協議いたし、小国町議会会議規則第９２条第２項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

したがいまして、請願第２号は、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

それでは、事務局から請願書の朗読をお願いします。

議会事務局長（橋本弘二君）　それでは、私のほうから請願書を朗読させていただきます。

鍋ヶ滝バイパスに関する請願書

１．請願理由

前略 私達の西の下は小国町が計画する鍋ヶ滝バイパスが立体交差する事になる集落です。しかし今年８月の地元説明会まで、私達には町から何らの話もなく計画が進められていたのです。集落の中を広い道路が立体交差するなど青天の霹靂であり、道路建設により組が二分される事や騒音や振動、落下物などによる生活への影響や被害を深く懸念しているところであり、現計画の

まで道路が建設される事に対しては絶対に賛成出来ません。

組としましては、９月２５日に町に計画変更等を求める「鍋ヶ滝バイパス建設に係る要望」を町長に提出し、町との協議を続けているところですが、特に重要と捉える部分については議会にもご理解頂き、後押しして頂きたく請願するものです。

２．請願事項

（１）西の下集落内の立体交差にあたっては、盛土による壁を設ける事なく架橋する事

（２）国道３８７号との交差にあたっては、町道西蓬莱線との出入りがスムーズな設計とし、交差点には信号機を設置する事

地方自治法第１２４条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

２０２３年１０月２３日に黒渕第３部西の下組　組長　時松マサ子さん

それから、紹介議員として児玉智博議員から小国町議会議長の熊谷博行議長に提出がありました。

以上です。

議長（熊谷博行君）　続きまして、紹介議員より請願の説明を求めます。

４番（児玉智博君）　５日の全員協議会終了後、全議員さんが建設課からも説明を受けておりますのが流れでありますが、やはり問題なのは新設道路が通過する集落の人たちに事前説明を全く怠っていたという状況です。８月の地元説明会までということで請願理由にありますがこれは今年の８月１６日に黒渕の鍋ヶ滝周辺ですね２部から３部、４部と小屋本村までが４部ですけれども、そこら辺に声をかけて開かれた説明会に西の下の住民の方が私が確認できた人数では２名の方が参加されておりまして発言もされておりましたけれども、共通するのが普通は影響がある地元に話をしてからいろいろ設計とかに入るのが順序ではないかということを言われておりました。それでその後８月の２４日、９月１日からこの話合いが何度か行われて現在まで６回話合いの場が設けられておりまして町長も何度か足を運んでいらっしゃいます。そうした中で９月の２５日に計画変更等を求める要望というのも町長に提出をされております。５日の全員協議会で御覧になられているとおりでありますが河川の掘削工事であるとかある程度町の判断でできる部分については行われていたり町道蓬莱線の拡幅等も町も行うということになっておりますが、今回請願事項として２点出されておりますがこれはなかなか町の判断だけではできない。熊本県地域振興局であったりあるいは信号機の取付けなどになると警察が担当になりますので警察に理解をいただかないといけないというところで、なかなかそれはもうやりましょうというふうに町も言えない状況にございます。そこでやはり請願を出された趣旨としては議会としても立体交差部分で大体２０メートルぐらい間が空くような橋きゃくにすることであったり信号機の設置であったり、議会も後押しをするということでこれの実現をしてもらいたいということです。ここにあるとおり「現計画には賛成をできません」と皆さんおっしゃっています。「できればこれ白紙に戻してほ

しい」と。しかし、なかなかそれも難しいだろうから最大限せめて協力しようという状況に持っていってもらいたいというところが、やはり壁を造って組を分断したりだとかそういうのはしてほしくないということで何とか最低限のそういう生活を守りたいという思いから出されている部分でありますので是非地元の皆さんのこの切実な要求を御理解いただきまして御賛同いただきますようお願いいたします。

議長（熊谷博行君）　これより請願第２号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

私は、１０月２３日に提出されました鍋ヶ滝バイパスに関する請願書につきまして、反対の立場から討論いたします。

今回の請願理由である（１）西の下集落内の立体交差にあたっては、盛土による壁を設ける事なく架橋する事。２番目に国道３８７号との交差にあたっては、町道西蓬莱線との出入りがスムーズな設計とし、交差点には信号機を設置する事とあります。

まず（１）については、先日の全員協議会後の執行部の説明によるとそもそも立体交差ではなく平面交差でもよいなど、まだまだ周辺住民の方々の意見がまとまっておらず架橋することが最善策ではないという可能性もあり、これを議会として後押しするには時期尚早かと考えられます。

また（２）につきましては、国道からの信号機の設置は交通量を計算してからの警察の判断によるもので、現在の交通量では信号機の設置には至らないということ。また町が設置できるものではないこと。町も必要であれば県や県警に要望していくことになると思いますので、随時様子を見ながらの要望内容になるかと思われます。

よって本請願は、建設課が作っていただいたイメージ図を見ますと壁ができるようなかたちでやっぱり少し閉塞感があり地元の方が不安に感じることは理解できるところはございますが、まだまだ住民の意見の醸成がなされておらず要望先も町ではないという内容も含まれるため請願書として議会が取り扱うべき内容には満たないと思われることから、今回本件につきましては賛成することができないということで述べさせていただきます。

４番（児玉智博君）　私は、請願第２号、鍋ヶ滝バイパスに関する請願書について、賛成の立場から討論を行います。

先ほども申し上げましたとおりこの間６回にわたり地元と町との協議が行われております。一貫しているのは壁により組が二分されるという懸念は、一番最初の８月１６日の蓬莱小学校での

全体の地元説明会から述べられていることであります。平面交差の可能性というふうに言われましたがこの請願書が提出された後に今までで６回目になります。一番最後に開かれた地元説明会協議の場は１１月２９日であります。そのときに平面交差という話は大体２時間ぐらいの説明会の時間があったわけでありますが、最後３０分ぐらいになって突然建設課長の中から「そんなに壁ができるのが嫌なら平面交差でもいいのではないでしょうか」というふうに突然出されてきたものであります。しかも突然今までは「立体交差、立体交差」と言われていたのが「平面交差」という真逆の提案をされて、その場で「では、どっちがいいですか」と地域住民の皆さんに選択を迫ったわけであります。そんなことですね全くそういう土木の知識もない一般の人たちにその場で「どっちがいいですか」って結論を出してくださいというのは、そんなのは余りに誘導しているのではないかなあというふうに思えてなりません。加えて５回目の説明会１０月１９日には「ボックスカルバートの大体８メートルぐらいの広いところにしてもこれでどうでしょうか」というふうに言われて、やはりそれもその場で急に言われて地元の人たちも本当に戸惑って「ではこれでいきましょう」「これである程度視距は取れますよ」と言われてその場では「それでいいかなあ」と思ったところがでも後になって考えてみたらやっぱりそれは最初から私たちが言ってるとおり「やっぱり橋脚にしてもうせめて２０メートルは幅を持たせてほしい」ということで今回出ている９月２５日の請願に至ったわけであります。前のたびに決まったことが次行ってみたらまた話が戻っているということも全員協議会のときに言われていましたが、話を戻しているのは地元の方ではなく自分たちの都合のいいように話を持っていこうとする町のほうではないかと私は思います。ですからこれはまだ地元の話が煮詰まっていないとかそういうのではなくて、やはりそう思うのであれば一方的な私が今述べたような執行部からの話だけを聞いて地元の意見はまとまっていないとかそういうのではなくて、きちんと産業常任委員会に付託して直接請願者の皆さんの意見を聞いて判断するべきなのではないでしょうか。その議会の住民の意見を町政に届ける住民の代表の機関として議会がそういう手続も経ずにただただ一方の話を聞いて「これはその要件を満たしていない」だの「地元の意見がまとまっていない」だのそれを理由に反対することがあってはならないと思います。どうか皆さん今日は請願者の皆さんもお越しになって一時半ぐらいにはもうお越しになりました。それから今４時半ですので３時間待って傍聴されています。このことからもいかにこの地元の皆さんがこの問題に対し深刻に受け止めているかおわかりいただけるのではないでしょうか。１１月２９日の最後の６回目の説明会のときに１人の方が言われた言葉が非常に印象に残っております。「私たちの部落を踏み台にして町は潤うかもしれないけれど、だけど地域の私たちは本当に困るんだ」というのを訴えられました。建設課長も覚えてらっしゃると思います。どうか皆さん本当に私はこれは魂の叫びだと思います。８月以来住民の皆さんの頭の中からこの問題が離れることはいっときもなかったのではないかと思います。どうか議員各位におかれましては住民に寄り添った対応をお願いいたしまして討論を終わります。

議長（熊谷博行君）　ほかに討論ございませんか。

６番（松﨑俊一君）　先日勉強会における説明それから本日の請願を聞きまして、反対の立場から申し上げたいと思います。

まず黒渕の住民の方からこんな御意見を聞きました。これも魂の叫びかもしれません。「私たちはバイパスを建設してもらいたいのに予算に反対したり建設に否定的なビラを配っている方がいます」「非常に困惑している」と。「建設に反対の立場の議員が建設に係る請願の紹介議員になるなんて理解できない」と。そういったお話をしておりました。先ほどバイパス工事は不合理というふうにおっしゃってましたのでそれが本音なのでしょうか。地元の幾つかの例として例えばバイクが３０台連なって通って渋滞したときに、それから農耕作業者が田んぼに行きたいといったときに道を渡れないとこれはまた切実な御意見ですね。したがって「是非バイパスを建設してほしい」ということでした。先ほどの請願の１点目、２点目につきましてはよくわかります。地元の願いは理解できますが、執行部には立体交差なのか平面交差も含めてこれまで同様引き続き丁寧な対応をお願いいたしまして討論といたします。

議長（熊谷博行君）　ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

請願第２号、鍋ヶ滝バイパスに関する請願書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手少数）

議長（熊谷博行君）　挙手少数でございます。

よって、請願第２号は不採択とすることに決定いたしました。

議長（熊谷博行君）　日程第２９、「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。

この件につきましては、お手元の配付資料のとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましてはお手元に配付した資料のとおり派遣することに決定しました。

議長（熊谷博行君）　日程第３０、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第１２９条の規定により、９月議会以降今日まで、研修会等に議員を派遣いたしましたので御報告いたします。

議長（熊谷博行君）　日程第３１、「行政報告」。

執行部より報告事項がありましたらお願いします。

町長（渡邉誠次君）　それでは、行政報告をさせていただきます。

まず１番目。令和６年二十歳のつどいについてでございます。小国町二十歳のつどいを１月３日午前１１時からおぐに町民センター３階この会場で行います。御来賓として小国町議会議員の皆様にも御案内をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、２番目です。小国町消防団出初め式の開催についてでございます。小国町消防団の出初め式を１月５日金曜日午前９時から阿蘇広域消防北部分署で実施をいたします。御来賓として小国町議会の皆様にも御案内させていただきますのでどうかよろしくお願いいたします。

３番目です。鍋ヶ滝の臨時休園につきましてでございます。鍋ヶ滝公園につきまして公園内の改修を行うために臨時休園をいたしたいと思います。期間は１２月２８日から３月末までとさせていただきたいと思っております。改修の主な内容は、滝前のスロープ部分への改修、河川へのアプローチ部分などの改修、夜間の安全確保のための通路の照明機器を増設するなどの改修でございます。

それから４番目です。小国町役場職員の採用につきましてでございます。職員採用につきましては先ほども少し説明をさせていただきましたけれども１０月に面接試験を終了し一般職３名、保健師１名が採用決定となりました。二次試験として土木１名、保育士２名を募集させていただきたいと思います。二次試験につきましては来年の１月２１日日曜日に小国町役場で実施をいたします。

次に臨時議会の予定につきましてでございます。国の補正予算に伴います総合経済対策。先ほどありましたように景気対策事業でございます。それから道路設計委託、町道の舗装工事また台湾士林区への友好締結調印のための旅費等々につきまして補正予算の編成をお願いしたいというふうに考えております。つきましては１月中旬でございますけれども臨時議会の開催を予定しておりますのでその際はよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから６番目です。熊本県知事選挙についてでございます。熊本県知事選挙が令和６年３月２４日投開票日が決定をいたしましたのでお知らせをいたします。告示日は3月７日となっております。

以上、行政報告といたします。

議長（熊谷博行君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後４時４６分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議　　長

署名議員（５番）

署名議員（９番）

第　２　日

令和５年第４回小国町議会定例会会議録

（第２日）

１．招集年月日　令和５年１２月８日（金曜日）

１．招集場所　おぐに町民センター３階　３０１号室　議場

１．開　　議　令和５年１２月８日　午前１０時００分

１．散　　会　令和５年１２月８日　午後　２時４８分

１．応招議員

１番	江藤　理一郎　君	２番	杉本　いよ　君
３番	髙村　祝次　君	４番	児玉　智博　君
５番	穴見　まち子　君	６番	松崎　俊一　君
７番	松本　明雄　君	８番	熊谷　和昭　君
９番	久野　達也　君	１０番	熊谷　博行　君

１．不応招議員

なし

１．出席議員

１番	江藤　理一郎　君	２番	杉本　いよ　君
３番	髙村　祝次　君	４番	児玉　智博　君
５番	穴見　まち子　君	６番	松崎　俊一　君
７番	松本　明雄　君	８番	熊谷　和昭　君
９番	久野　達也　君	１０番	熊谷　博行　君

１．欠席議員

なし

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	橋本　弘二　君	書記	中島　こず恵　君

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邉　誠次　君	教育長	村上　悦郎　君
総務課長	佐藤　則和　君	教委事務局長	久野　由美　君
政策課長	秋吉　祥志　君	産業課長	穴井　徹　君
情報課長	中島　高宏　君	税務会計課長	小野　寿宏　君
建設課長	小野　昌伸　君	町民課長	宮崎　智幸　君
建設課審議員	長田　茂美　君	町民課保育園長	清高　徳子　君

１．町長提出議案の題目

なし

１．議員提出議案の題目

なし

１．開議議事日程

午前１０時００分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過（r．５．12．８）

議長（熊谷博行君）　おはようございます。

昨日はご挨拶が短かったので今日は少し言わせてください。今から８２年前、１９４１年１２月８日は太平洋戦争の開戦の日で真珠湾攻撃をした日だと思います。私の主観でもの言いますが当時の国のリーダーたちは何を誤ってしまったのか私は思っているのですが、私たち戦後生まれの考え方ですので疑問なのですが、本日この場におられる方々は少なくとも町のリーダーであります。誤った判断をすることなく町政を行うべきだと考えております。

それから先月の末、全国議長会大会で２日目ですかね。銀座の熊本館に行って話をしていたら今週から小国フェアが行われるということで本当は全員協議会のときに報告しなければいけなかったのですが、知人、親戚の方がいればまだ来週の月曜まであります。どういうのが出品されているのかはわかりませんがちょっとインターネットで見た感じでは少し小国の物がありました。深くは書いていませんでしたが初めての小国フェアだという話でございました。今の現時点で私が行ったときに小国の物産品は何一つございませんでした。誰のせいでもないと思いますがもっとＰＲをしていったほうがいいのではないかなという印象でございました。

それでは、本日は１２月定例会本会議２日目でございます。

ただいま出席議員は１０名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

議長（熊谷博行君）　日程第１、「一般質問」。

本日は、一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、登壇順に１番、松本明雄議員、２番、杉本いよ議員、３番、髙村祝次議員、４番、穴見まち子議員となっています。

それでは、７番、松本明雄議員、御登壇願います。

７番（松本明雄君）　はい、松本です。おはようございます。

１２月最初の一般質問をさせていただきます。黒渕の鉾宮祭、杖立の大神宮の祭りが来ると小国ではちらほら雪が舞うという話が昔からあっていました。今年はまだまだみぞれが１回降ったぐらいで暖かい日が続いております。小国町は寒暖の差が激しいですので健康には気を付けていただきたいと思います。年末にはまた同じような寒波が来るというような気象庁からの話がありますので、また除雪とかいろんな面で民間の方にも御迷惑かけるかと思いますが乗り切っていきたいと思います。それでは通告に従いまして最初の質問からさせていただきます。

その前に今回の議会で水道料金が上がるということでいろんな料金があります。介護保険も当初は２千円から始まりまして今もう６千円です。２０４０年度にはもう１万何千円平均ではなる

というような試算も出ておりますので今後やっぱり年金は上がらずに諸事情の関係でいろんなものが上がってきますので、特に商業関係農業関係の方は国民年金しかもらえません。基礎年金しかもらえませんので月額７万円しかないです。いかにこれを高齢者も長生きするようになりましたので延ばしていくにはどうしたらいいかと今いつも夫婦でそういう話をしております。ですから公共料金をなるべく引き下げるためにも下げることはできないでしょうけど現状維持で持っていくような方法をするためにはどうしたらいいかということを考えながら質問させていただきたいと思います。

まずは国民健康保険。この話をしていきたいと思います。この前の会に同僚議員から人間ドックと町民健康検査の件で質問があったと思いますが、もう一度町民の方がどのぐらいのパーセントで行っているか町民課長説明していただきたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君）　おはようございます。

ただいまの議員の質問にお答えさせていただきます。まず住民健診の受診率関係の質問だったというふうに理解します。前回答弁させていただきましたけれど小国町における現在の住民健診のまず内容は簡単に言いますと、生活習慣病の発見を目的としたふるさと総合健診それから特定健診それから後期高齢者健診という三つの大きな健診があります。そのほかにがん検診それから腹部超音波検診などの検査があります。その中で特に特定健診。これは生活習慣病を予防するために受けていただくものですが、これ４０歳から７４歳を対象としております。この部分は実績としましては令和４年度で７１０人の方が受けておられまして、率にしまして５１％となっております。町の目標としましてはこれは６０％で設定していますので、まだまだちょっと目標には達成してないというような状況でございます。

それからその他がん検診関係につきましては、軒並み１０％台から２０％台ということで推移をしております。この検診率を少しでも上げていくようにということで令和３年度から個別の特定健診ということで、いつでも集団健診だけではなくて病院のほうに行って特定健診が受けられるような体制を整備しているところです。その他いろんな会議関係があったときには未受診者への勧奨等を行いながらこの特定健診率を上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

７番（松本明雄君）　ありがとうございます。今年度も健診に行ってがんが見つかったという方が何名か話を聞いております。やっぱり早期発見、早期治療でなるべく長く生きていただきたいと思います。国民健康保険の税を算出するにはどういうことがあるかとそういうことはもう町民課長お気付きとは思いますが、これももう何回か僕も質問させていただいております。小国町は特に高血圧の方が多いです。それで腎臓なんかも非常に患者がいまして透析をする方もいらっしゃいます。そうなるとやはり透析は週に何日か病院のほうに行ってしなければなりません。その前にはインシュリンを打ったりしておりますが、なぜ小国町はそういう患者さんが多いのか把握し

ていればお聞きしたいと思いますが。

町民課長（宮崎智幸君）　今議員が言われたように国民健康保険税に直結する部分の要因としましては、医療費算出につきましては過去３年間の医療費を基に国のほうに事業費納付金というものを払うようになっております。そのお金を確保するために保険税を徴収するということになっておりますので毎年の医療費をなるべく抑えるために、いろいろと先ほど話しました健診関係を受けていただいてできる限り病院にかからないようにしていただきたいというふうに思っております。その中で医療費につきましてちょっと分析をしてみますともともと国民健康保険の加入者が半数以上はもう６５歳以上ということで高齢になってきております。そういった関係もありまして分析してみますと複数の病気を持っておられる方が非常に多いです。受診の状況をちょっとお知らせしますと先ほど言われました高血圧の治療中の方というのが６８５人と約２８％の方が治療を行っています。それから糖尿病の治療中の方というのも３５４人ほどおられます。これ率にすると１４％。それから脂質の異常症ですねコレステロールとかそういった関係の病気を持って受診されている方も５０９人ということで、これ率にして２０．５％ということです。こういった方々が特に糖尿病の治療中の方とかが慢性の腎不全になって透析を受けるとかいうふうに病気としては進展していくような状況です。

先ほど言われた人工透析の患者数につきましては、現在小国町全体で３１名おられます。そのうち国民健康保険の方は今現在９名おられます。この数字につきましては県全体で見てもそれほど高い数字とは言いませんが、先ほど言いましたように高血圧であったり糖尿病の治療中ということでこの数字というのは医療機関、病院にかかった後に受診状況がわかるレセプトでありますけどそれを基に算出した数字なんですけど、非常に決して低い数字ではないというふうに思っております。そこ辺の人数を健診であったり健康づくりであったりそういった部分に力を入れて減らすことが、最終的には透析の患者が減ったり医療費の削減につながるのではないかというふうに考えております。

以上です。

７番（松本明雄君）　数字もいろいろわかりました。この前ちょっと熊本の友達から電話がありまして御飯を食べようということで行きましたら良い店を予約してあったのですけど、その方がもう腎臓が機能してないということで酒も飲まれない。塩分は1日５グラムしか接種できないというような、まだまだ僕と同じぐらいの年ですので若いのですけどもうそういうことになっております。本人も大変でしょうがやはりそれに対する家族の方も大変になりますので、そこになる前にやっぱり本人にわかるように運動するとか。なかなか高齢になると汗をかくことがなくなってきますのでそういう面でやっぱり新陳代謝が悪くなるし、腎臓の場合は特に後はもう移植だけしか治す方法はありませんのでなるべく糖尿病にならないようにしていただきたいと思います。

それでこの頃林間広場のほうをよく通りますが、あそこは外周が４００メーターあってタータ

ンが貼ってありますので膝にも非常にいいです。ですから車で皆さん来られて運動されております。そういうところをなるべく多く造っていただくことと前はトレーニング施設が病院の中とか社協とか杖立温泉の中にもあったと思うのですけど、もう大分器具が古くなって使えないような状態だと聞いております。それで小国町ももう少し考えていただいて、そういう運動ができる場所を高齢者の方でもやっていただきたいと思います。この頃テレビを見るとライザップというメーカーを出すと失礼なんですけどチョコザップ。３千円ぐらいで運動ができます。これになると熊本市内でももう２０ぐらいの運動施設の場所があって好きな時間に行って好きな運動ができる。そして今そこの施設の中には誰もいなくてできるような施設になっております。ですから町もそういう会社はやっぱり人口がうちは少ないですので出すというような考え方はないと思いますが、やはりそういう施設を造って仕事が終わった後に夜間でも汗をかける場所を造っていただくともう少しそういう患者さんが減ってくるのではなかろうかと思いますが、町長どう思われますか。

町長（渡邉誠次君）　松本議員御質問ありがとうございます。この件に関しましては私もずっと考えております。また小国町の中では老健の中に前はそのトレーニングができるところがありましたけれども、コロナの時になりましてなかなか一般の方たちが入っていくというのは難しいというところもありまして今使える状態ではありません。ただ機械等々も非常に先ほど言われたように古くなってまいりましたので、どういった方向に進むべきか考えさせていただいております。ただ公立病院の方針方向としては公立病院の機能これを最優先させていただきたいというふうな話をしておりますので、町はやっぱり考えなければいけないのは新たにこの運動できるところ。これは考えていかなければいけないなというふうに実は考えているところです。

またそれと同じような考え方ですけれども先ほど会社のライザップのお話をしていただきましたけれども、そことは別にはなりますけれども違うところとちょっとお話をさせていただいて町のほうでもそういった事業所と提携をしてこっちに来て小国町でそのスポーツ運動をする施設をしていただくというお話とかは私のほうで少しずつさせていただいておりますし、実は教育長と教育委員会と一緒にこの前先日できました菊陽の大きい体育館を見に行きました。その前は西原村の新しい体育館も見に行かせていただきました。その中でトレーニングルームそれぞれもちろん立派なのがございます。そういったのも見させていただきながら維持管理等々でどのぐらい経費が掛かるのかまた町民の皆さんにどれだけ健康の部分で寄与できるのか。そういったところを考えさせていただいて町がするのか事業所がするのかまた提携してやっていく。いろいろ方法を考えさせていただきましてある一定の方向を出させていただきたいなと今検討中でございますので、申し訳ありませんがしばらくお待ちいただきたいと思います。よろしくお願いします。

７番（松本明雄君）　７番です。

町民課もコロナがありまして３年間はコロナ、コロナでもう大変だったと思います。これからはそういう町民健診、人間ドック、今町長が言われましたようにトレーニングルーム。教育委員

会と一緒にするのか業者さんを呼ぶのかわかりませんが、やっぱり町民が夜でも安心して行けるそういう施設を造っていただいて僕も含めてですけど体重を落としながら病気にならないように皆さんしていただきたいと思います。これで町民課に対する質問は終わらせていただきます。

今度は農業集落排水についてちょっとお聞きします。この話はもう僕も３回。議員になって１２年過ぎましたので３回ぐらいしていると思います。それで今までの経緯と今後どうするかはまた後の話として、今までの経緯のほうを先に建設課長に説明していただきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君）　おはようございます。

昨日の条例制定でいろいろ農業集落排水、小規模排水等も公営企業になるということで御承認いただきまして大変ありがとうございます。経過としましては今まで田原地区、西里地区、黒渕地区と３地区を重点的に農集排の事業を行っております。

まず金額からいきますと田原地区のほうが平成３年着工、平成７年から供用開始ということで約５億５千万円、管路延長が４キロということで。あとは浄化槽関係ということになっております。それから西里地区。これが平成５年着工、平成１０年の供用開始というかたちでトータル管路延長１６キロで１７億円程度です。それから黒渕地区が平成１２年度着工の平成１７年から供用開始というかたちで１５億５千万円。西里と黒渕については昨日も言ったように小規模特定が入ってきていますのでその分がプラスになって総トータルで３地区で３８億円。現在償還中でありますが償還が終わるのが大体令和２４年。あと２０年後というかたちになっております。金額にして残金が７億円というかたちで推移をしております。

以上でございます。

７番（松本明雄君）　これは国の補助金が相当出ていますので今残っているのが７億円。２０年後。これで言いたいのは毎年毎年一般会計から８千万円出しております。この金額はずっと続くのであれば少し考えるべきではないかということを前々から言っておりますが償還できなければなかなか難しい話もありますが、今度の水道料金みたいに急に値段を上げるとかそういうことではなくてやっぱりシミュレーションを早くからしていただいてこのときにはこうします。このときにはこうします。最終的にはもう合併浄化槽でやりましょうとかそういう極論になるかもしれませんが、町なかはほとんど合併浄化槽で今やっております。これが町民課から設置のときに補助金が出ますが維持費は全部町民の方の負担です。大体５人から７人槽になると点検料が大体２千円ぐらい掛かりますので２万４千円に１年間に１回汲み取りをしなければなりません。これで大体年間６万ぐらい掛かっておりますのでその辺りが農業集落排水の方々と町民の合併浄化槽の方々と比較はできないとは思いますが、比較ができれば教えていただきたいと思います。

建設課長（小野昌伸君）　はい。ありがとうございます。今議員がおっしゃられたとおりほぼほぼ金額の面では５人槽では一応私の試算では６万５千円、７人槽で７万７千円。それは法定検査も入れてですね。今合併浄化槽のほうが比較にはなりませんが５人世帯で７万円程度、７人世帯で

８万６千円程度ということで若干集排のほうが高いという推移で今現行の状態はあります。今おっしゃるとおり将来的に今本当公営企業で資産価値とか資産維持率。昨日もお話したとおりいろんな公営企業になるとそういうかたちでしっかりとした今シミュレーションも行いながら公営企業のほうに移行の手続をやっています。その中でやっぱり出てくるのが将来今おっしゃった８千万円をどうしていくか。料金のほうもどうしていくかという話題にはなってくると思います。その辺の検討は今行っているのがシミュレーションとしては非常に８千万円という多額な繰入れがあっていますのでそこを何とかやっていかないといけないというところで今考えているのが、もう将来的に今の施設はもう２０年までは補助事業でもらっていますので補助金適化法があってそのまんまそれを使わなくなるとかそういうのはやっぱり国へお金のほうを返還しなきゃいけないというかたちになりますので、今ケースで考えているのがもう西里も始まった今の現状維持を機能強化していく。もうやはり老朽化しているので機能強化をしながらしっかりとした管を維持していくというかたちが一つ。それと小規模みたいに今西里で言えばはげの湯、岳の湯、中尾とありますけれどもそれを一つ一つの集落でなるべくポンプを使わずポンプの故障も多いのでそういうかたちで小規模に集合していく。もちろん今の集排の施設を使いながら何とかできないだろうかという案ともう最後には全て各個人で個別の浄化槽を設置していただくと。シミュレーションでは将来的な展望としては個人で付けてもらってやっていくと。もちろん設置費用とかその後の管理とかを考えなくてはいけないのですけれども今の町うちが自分たちでやっているというところを鑑みればそういうかたちで設置はうちの予算としてやったりしてもあとは管理していただくというところでいけば一番イニシャルコストは安いです。あとは維持していくにはやっぱりお金が掛かるというところでその辺のシミュレーションもしながら、集合にするか個別にするか今の施設をずっと維持していくかというところで一応３パターンで考えております。

以上です。

町長（渡邉誠次君）　私からも少し答弁させていただきたいと思います。この件に関しましては今期だけではなくて前期からずっとお話を建設課の中でも私もさせてもらっておりますけれども、どういった方向に進んだほうがいいのか。もう本当に非常に難しいところではありますが是非議員の皆様にも今期の中で御提示を差し上げますのでどういった方法がいいのか。方針の部分から一緒に入っていただいて将来に対しての責任。これをしっかりと果たしてまいりたいなというふうにも思っておりますし上下水道審議会のほうにもこの件はお話をさせていただいて、松本議員言われるように毎年８千万円という数字は決して小さい数字ではないということで逆を言えばこの８千万という数字がなくなるのであれば将来に対してこの８千万円が違うかたちで使うことができるというのももう議員一番おわかりのところというふうに思いますので、私といたしましては非常に前からの部分としては解決というわけにはいきませんけれども方針は今期でしっかりと定めさせていただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

７番（松本明雄君）　最初に造る時から無理はあったと思います。それはもうしょうがないことです。ここに同僚議員もいますけど田原とか秋原であれば勾配でもうそこの処理場まで持っていきますのでポンプアップすることもありません。ですから今課長が言われたとおりもう集落ごとにまとめてポンプを使わない方法を使うとか。もう合併浄化槽でするとか。今町長が言われたとおり僕と町長も最初から一緒ですのでもうこの思いはもうずっと一緒だと思います。ですから今期に方向性を出しながらやっていくということですので後にこういう負の財産を残す。失礼なことを言うといけないけどそういうことをしないとやっぱりできません。

国のほうもこの前ちょっと久留米のほうに行きましたら久留米のほうはもうほとんどそういう都市型のはできているのかなあと思ったら今久留米市でも「そういう浄化槽造っていますよ」と「下水道造っていますよ」という話ですので、今後まだ国の方針としては今少子化のほうにはお金を出す。「３人までは大学ただにします」とかそういう話ですので当分はこっちの下水道にはそういう新しい補助金は出ることはないと思いますので、老朽化していく施設をどうしていくか今町長が述べられたとおりいろんなところに審議会に諮っていただいて方向性を出していくだけでも次の方々が助かるのではなかろうかと思いますので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。

建設課長（小野昌伸君）　今おっしゃられたとおり水道のときもちょっとお話をしましたが下水道関係も熊本県の会長を始め国土強靭化等々で国のほうにどこの町村も同じような状況なので、しっかりと何がしかの補助がないかというかたちでさっき言ったどのパターンを選んでも補助が出るように請願のほうやっていますので。それとあとはちょっと昨日おとといですか勉強会のときも御指摘が同僚議員からありましたとおり審議会も毎年開きながら上下水道一緒になっていますので、本当に人選も選びながらしっかり知恵を絞って姑息な提案にならないようにしっかりと協議していきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

町長（渡邉誠次君）　重ねて申し訳ありません。やっぱり町民の方たちの現在の利益、現在の負担そして町民の皆さんの将来に対しての利益それから将来に対しての負担ですね。これをしっかり考えていかなければいけない立場に私もあると思っておりますし、その決断には議員の皆様方にもしっかりと関わっていただかなければいけないというふうに思っております。その部分では経済の部分、金額の部分、財政の部分含めてここは合理性をしっかりと考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、やっぱりだんだんと人口が減少していく中でどのような準備をしていかなければいけないのか。これはデータも確かに大事なのですけれどもデータを踏まえた上でやっぱりどうやって今後方向を持っていくのかとこの部分が一番大きなところでございます。具体的にかっちり全部決めるというのはもうなかなか難しいですが、現時点で１０年後の未来に対してこういう方向に持っていこうという部分だけはやっぱり今の時期時代がどんどん変わ

っているので難しいところではありますけれども、それでも今具体的課題として下水道農集排の部分に関しては一般財源が８千万円繰入れをしているともう現実がありますのでその部分ではしっかり考えさせていただきます。また建設課もそうですが皆様方の御意見を拝聴したいと思います。よろしくお願いいたします。

７番（松本明雄君）　町長と建設課長のほうから前向きな発言がありましたので我々も協力しながらやっていきたいと思います。

それでせっかく建設課長がいらっしゃっておりますのでこの前の勉強会からいろいろ請願も出ていました。鍋ヶ滝の道について請願まで出たということは執行部と建設課長の説明が足りなかったのではないかと思いますが、その辺はどうかもう１回説明のほうをしていただけますでしょうか。

建設課長（小野昌伸君）　この前勉強会をさせていただいたときにも言いましたけどもうその分の反復でよろしいでしょうか。今から説明させていただきます。はい。少々お待ちください。準備をします。

この前の全協の後の勉強会のときにこれが今地元と交渉し続けた中で地元のほうから提案が出ている要望が出ている部分でございます。

まずこの１番の町道蓬莱線の改良を行うこととして図面のほうよろしいでしょうか。ここが旧蓬莱小学校です。それからずっと行って今度バイパスが通るルートがここです。非常に今もちろんここは鍋ヶ滝に行く本道なので今予約システムで通行している部分です。非常にこの部分を本村のほうからバイクが来たりとかこちらのほうから入ってきたとかもう幅員も４メーターぐらいしかないので非常にやっぱり進入してくると離合もできなくバイクが来ると非常にこのお住まいの方たちも危険だと。何度か間違えて入ってきた車を誘導してきたこともあるということで。ここが現在こういうかたちで蓬莱小学校がある時代に歩道を設けています。この歩道がもう非常に危ないしこれがどうにも車の離合するときの障害になるということで、この部分の道路改良こちらが大体５メーターで改良していますのでここの部分の改良を要望が上がっております。この点でもうちょっとこういうかたちで張り出してこっちの民家が迫っていますので将来的にこれから立ち上げるのか。こういうかたちで張り出し歩道に出すのか。そこは今後検討していきたいと思っています。これに関しては令和５年度今国会があっていますけどほぼほぼこの予算では社交金の令和５年度補正で要望を上げてましてその分はもうほぼ採択を受けていますので、もうすぐ内示が来るというかたちで今から設計に入っていこうと思っているところでございます。

続きまして、これもその中に入っていますので３番蓬莱川と本村川の河道掘削。お願いします。

こちらのほうが本村川です。もう３年前ぐらいからうちのほうに要望が議員さん共々上がっていた部分で、非常にこの集落というのが本村川と蓬莱川二つに挟まれた地域なので非常に令和２年の豪雨のときも蓬莱川ももうすぐ家屋のほうに浸水する寸前。本村のほうもそういうかたちで

増水してきて。この下で先ほどちょっと平面図また戻してもらってさっきの道路改良の。これですね。この集落というのが蓬莱川、本村川に挟まれていますのでここが合流地点でここに眼鏡橋があるのですが、非常にここの水位が上がってこの辺も危険な状態があったというかたちでこれからこれまで。これからこれまでのところを河川掘削をいたしました。

写真いいですか。河川掘削の。これが蓬莱川です。さっきが本村川で。これが蓬莱川で着工前、竣工。着工前、竣工というかたちで。これが合流して鍋ヶ滝に行くのですが合流から下流は県の管理、合流から上に関しては町の管理として浚渫とか災害復旧はしていかないといけないように取決めがなっていますので、うちのほうで早速浚渫をしたというかたちで竣工は終わっております。

次、お願いします。４の３８７号線との交差点に行きましょうか。交差点のほうをちょっと先に進めてもらっていいですか。まだ先。これ最後にしましょう。まだ先です。はい。これが今度新しく通るルートです。これが３８７号線。先ほどの集落がここで蓬莱川、本村川というかたちで。新しい道路が少し現道よりか内側に入ってきます。入ってきます影響でここの道路が今上滴水、本村から来たのがこう来てこう抜けている。この人たちもこういうかたちで抜けている。ここはもう一本の交差点にしなくてはいけませんからこれは県警との協議です。そういうかたちでこの道路をこの新しいバイパスに接続する。この部分ですね。この部分が間口が１２メーターぐらいあるのですがこれだけ距離も短くなるので若干の勾配の是正とこう乗ってきます。今まではスムーズに国道まで出られた。しかしながら今度はこう行って１回この新しい新道に乗り換えるときにこの真ん中にセンターラインが入りますので右左を見て１回こちら側に渡って宮原のほうに入っていくというかたちでここが非常に危ないのではないかと。鍋ヶ滝にどんどんどんどん来る車。ましてやここが渋滞で詰まったときになかなか出にくいのではないか。こういうのもあってこちらの改良も急ぐというかたちで先ほど説明したところになるのですが、ここのタッチがどうにかならないだろうかと。こういうかたちでこっちに出せないか。こっちに出してしまうと新道と旧道がありますので鍋ヶ滝に行くときに右折するときに大きく回ってこっちに乗るか。小さく回ってこっちに乗るか選ばないといけないですから、ここには議員さんからも要望があったとおりまず信号も必要になってくるのではないかというところで今協議をしているところでございます。要はこの道路のタッチをどうにか違う出口とかいろいろ考えてくれというところでこの前の最終の話合いのときにはやっぱりそこのタッチをもう一度考えてくれということの要望が上がっております。

では次いきましょうか。いやまたさっきのこの高架のところお願いします。はい。これがもう一つ立体交差について橋りょうの２径間で飛ばしていただけないでしょうかということで、当初はやはりここの下の幅員が今４．５メーターぐらいです。必要最小限のこの中を通過する幅として現道の幅でボックスカルバート。トンネルみたいになるのですけれどもそれを入れるというの

が設計上の条件で、まずはここをそれだけの６メーターのボックスカルバートで通過させるということで考えていました。そのときにやはりここから橋が始まるのですがこの橋の橋台とこの間にやっぱり壁ができます。これからこっちにおいてもずっと国道のほうにおいても壁ができます。非常に圧迫感とその壁が生活環境にも非常に圧迫感があるというところで次お願いします。ちょっと戻して。はい。

そういうかたちで県とも協議しながら視距。こちらがさっき言った国道まで抜ける道。こっちが蓬莱に行く道。こっちが本村に行く道。ここは変則の三差路になっていますのでさっきみたいなやつだったら抜けたときに視距が取れなくてこちらから来た車こちらから来た車とここで事故の恐れがあるのではないかというところで視距の確保をしようということで、今までこれだけだったボックスカルバートをちょっとワイドに広げようということで１０メーターで先ほどとちょっと見え方が違うと思いますがこの家も見えてこちらのほうにも視距が取れてくるということで。ボックスカルバートの１０メーターを入れてこちら側の壁はこれだけ小さくなる。こっちはこっちを引いている分視距を取りながら壁がずっと続いていくというかたちでこれも提案しております。

次お願いします。これが地元が今要望している２径間で橋を飛ばしていただけないでしょうかということで、ここに一つ目の橋の橋台が立ってこちらは一緒ですね壁ができてくるのですが。ここが大体２０メーターから３０メーター１スパンがですね。これでまた川を渡って１スパン。大体４０メーターから６０メーターの橋になるだろうというかたちで。そうなった場合一番はボックスカルバートの場合はここの肉厚が薄いですよと。橋りょうにするとこれが大体２メーターぐらいの肉厚になるのでこれだけワイドには見えてもなかなかここの部分がちょっとまた分厚くなりますよと。もちろんボックスにしても橋にしてもここには遮音壁、防音壁を建ててくれというかたちで、いずれにしろここを渡るときには遮音壁は設置しようと思っています。今ボックスの１０メーターかこの２径間でということで最終的にはやっぱりこのワイドがいいよねというかたちで、２径間で何とか考えていただけないでしょうかというところで会議を終えております。ボックスのイメージとしてはこれが北里の木魂館の３８７号線から右の北里のほうに下りていくところが大体このようなイメージ。

次お願いします。これが復興ルートの車帰から大津のほうに抜けてちょっと手前が東大津インターがまたこういうかたち。これも大体１０メーターぐらいだと思います。はい。これはもう若干久留米になるのですがこれもう４車線ありますのでこちら側だけイメージしていただければこういうかたちでさっきはこっちから壁が出てくる。ここから橋になるというかたちで。この肉厚の関係。高さも５メーターありますので建築限界５メーターなので。そういうかたちで言えばこういう平場ではもうワイドに見えますけど集落の中はまたイメージが変わってくると思いますので、やはり皆さんはボックスよりも橋がいいよねというかたちで最終的には終わっております。

はい。さっきのすいません。取付けの平面を出してもらっていいですか。はい。昨日もちょっと請願のときに児玉議員からも言われましたけど今非常に予約システムがうまい具合稼働して地元の人たちも住民の方たちも今通っている学校の下の旧蓬莱小学校の下も非常に平日は車が少ないと。そういうかたちも踏まえた上で車が少なくそれはもちろん予約システムがしっかりと稼働している証拠だと思います。そういうふうになれば今一番懸念されているここの部分の壁。壁とあとは交通量を緩和してみますとこの部分ですね。やっぱり壁がどうしても嫌なんだと。橋にしても何にしても嫌なんだというやっぱり懸念もありますので壁の問題とこの国道に乗るタッチ。この新しい道路に乗るタッチを考えますと本当児玉議員も昨日おっしゃったとおりそういう意見も出たので、もともとがあったのが平面で抜けていく関係路線だったのでそれをまだ予約システムとか稼働しないときにこの計画をもちろん入れていますので、やっぱり平面で交差するとこの部分がもうにっちもさっちもいかないようになってこっちから抜けられない。向こうから来た者も抜けられない。ではこの辺に住んでいる人がもう本当に新しい道路ができてももう非常に困惑するというかたちで皆さんの安全を考えて県国とも話してやはりこの集落の安全性この下の道路を守るためには上を抜こうというかたちで今計画していたのですが、予約システムが入ってある程度交通量もちろんここが渋滞することは奥のほうこの前見お見せしましたが第４駐車場も造るのでこの道路の渋滞の本来は駐車場がもうそれだけのキャパがあればもう渋滞はしません。予約システムで時間割もしているのでまずここが事故等があればここが混雑することもあるかもしれませんがこう抜ける。こう抜ける。それぐらいの時間はあると思います。ここがずっと詰まるようなことはないと思いますのでそれを鑑みるともう壁の圧迫感、新しい道路に乗る乗り方それを考えれば平面交差も一つの提案ではないかなというかたちで、私は別に誘惑するとかそういうこれで決まりですよとか何も図面も持ってきませんでしたのでそれも一つの手ではないですかと。ただ平面交差にする時最初県警に持っていったときがやっぱりこの三ツ又これを非常に懸念していました。こちらは１本ですからクロスで十字。大体十字ならオーケーよというところでしたがあとはこれとこれの処理をどうしていくかというところで今平面交差にする場合は検討しております。

児玉議員のほうからもこれが本村川ですからこれちょっと行くと橋が架かっているのですよね。橋が架かって本村に行きます。この１本をこちら側に接続させてこの辺で乗せたらどうかという意見も出ましたのでなるほどなと。やっぱり話すといろんな意見が出てくるので今度また年明けに皆さんにお会いしたときにはそういう話も出しながらもう一度一番望んでいるのは２径間で飛ばしてくれと。この出口をどうかしてくれというところですのでしっかりと今のこの状況も含めた上で今後の展開を考えていこうかと思っております。現況は今の状況でございます。当初の全体説明会以降に５回ほど地元には下ろしています。その中で本当いろんな意見が出ていろんな要望も出てうちのほうもこれでいかないといけないとかいうそういうあれもなく、皆さんと今打ち

解けながらしっかりと皆さんの本当昨日児玉議員もおっしゃられたとおり本当に心の叫びというのもしっかり。要は当初うちがここまでの計画で終わっていたのですよ。山を渡ってここで終わり。それをここで終わるとここが渋滞するだろう危ないだろうということで国道まで延ばそうというところから始まった計画。終点のほうも処理場の前を通過して駐車場まで延ばそうということで４００メーター延伸させて起点終点を決めたので、まずはここの話のときになぜ話をしてくれなかったのかというのが一番です。それはそうだと思います。もうここに出てくることすら知らなかった。ましてやここまでいくとは思わなかったというところもおっしゃるとおりです。だからもうそこは行政として真摯に受け止めながら何とかこのルートで用地のほうもほぼ９割程度は終わっていますので、もうしっかりと皆さんの御意見を聞いてやっぱり安心安全な道路を考えていきたいと思っていますので、今しばらく交渉には時間がかかると思いますがしっかりと皆さんの意見を聞きながら聞ける部分は聞いてうちの技術的なもので説明ができればと思っております。

以上でございます。よろしいでしょうか。

７番（松本明雄君）　少々建設課も長い説明でしたがよくわかりました。それでやっぱり執行部のほうも難しいと思います。実施設計ができないとなかなかこういう具合になる。ああいう具合になるということができないとは思いますが県との話もあると思います。ですから地元の意見は聞きながら執行部もいろんな意見が出ると思いますが一番いい方法をとっていただいて、町長が言われるみたいに奥から建設は進めていきますということですので町民の方々にちゃんと説明してこういう請願が出ないようなことを願っておりますので執行部もちゃんとやっていただきたいと思います。小野課長もあと２年しかありませんのでそれまでには終わると思いますが、町民の皆さんと地域の皆さんと一緒に頑張っていただきたいと思います。

以上です。

町長（渡邉誠次君）　私は残り３年ちょっとありますので３年かけてしっかりと携わっていきたいというふうにも思っております。ただ請願は地域の人たちの声でございますのでしっかりそれも受け止めさせていただいて私のほうも考えさせていただきたいなというふうに思っております。議員の皆様方、請願この前は可決には至りませんでしたけれどもその部分いろんなところからまた地域の声が上がってこられると思いますので、そのときは是非紹介議員になっていただいて町のほうにお話を伝えていただきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それからこの鍋ヶ滝のバイパスの件でございますが、やっぱり県との大事な話の中で小国町だけこのバイパスは県の過疎代行ということで取上げていただいておりますのでその部分ではしっかりと県とも協議しながらまた警察協議ももちろん必要でございますので建設課中心となって、また私も先頭になってお話をさせていただきたいというふうに思います。

御質問ありがとうございます。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は１１時１０分から行います。

（午前１０時５７分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１０分）

議長（熊谷博行君）　２番、杉本いよ議員、御登壇願います。

２番（杉本いよ君）　２番、杉本です。

改めまして、おはようございます。師走に入りまして慌ただしい年の瀬を迎えておりますが、振り返りますと今年もまた異常気象、気温の上昇で春夏秋冬、季節感のない日々でした。夏日は猛暑であったりまた梅雨には集中的記録的な雨をもたらした農作物にも被害の絶えない年でもありました。また国外においてはウクライナやイスラエルの戦争等を始めマウイ島の火事やインドの大噴火その他の国々の大地震、悲惨な出来事にたくさんの人々の尊い命が奪われ気の置けない１年であったように思います。同時に私たちの生活も物価高騰などで不安な厳しい年でもありました。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。質問事項の一つ目は、有害鳥獣対策の現状であります。特に収穫前の農作物を一夜にして食い荒らされる。そんなことから農家としては電気牧柵などの設置や管理補修に追われる日々が続いております。このようなことから有害鳥獣対策の現状について２点ほどお尋ねをいたします。

まずは有害鳥獣対策の駆除の防御面では地域との話合いが大事だとお伝えしておりましたけれども、そのことから地域との話合いの進捗状況についてお尋ねいたします。

産業課長（穴井　徹君）　おはようございます。

それでは、地域との話合いの状況を説明させていただきます。これまでも守る、捕る、防除と駆除の両面で有害鳥獣対策を継続的に取り組む必要性についてお話しさせていただきました。

その中の一つで今年度も田原地区、西里２部地区、上滴水地区、宮原の椋子原地区の４地区が県の事業でありますえづけストップ鳥獣対策事業を行っておりますので、その事例を紹介させていただきます。この事業は集落が主体となり学習と実践を行うものです。その一環として今年度も平成２８年度より鳥獣対策でのアドバイスを受けております井上雅央氏をお招きして、それぞれの実施地域での学習会や意見交換を来年の２月２０日から２２日の間に実施をする予定になっております。そのほか会議の折等に農家の方や駆除会の方々と意見交換を行って状況の把握に努めております。

以上です。

２番（杉本いよ君）　少しずつ進んでいるようですので引き続き学習会等でもいろんなかたちでお願いができましたらと思っております。やっぱり鳥獣を減らすためには駆除する猟師の方たちを

増やせればと考えております。補助金等を活用した猟師の数を増やす手段があれば教えてください。

産業課長（穴井　徹君）　それでは猟師狩猟者を増やすための手段の御説明の前に、始めに現在の小国町の有害鳥獣駆除の捕獲状況などをお伝えしたいと思います。

猟期と駆除により捕獲した個体に対しての助成は野生動物生息数適正管理事業これは猟で捕獲したものに対して１頭当たりイノシシ５千円、シカ８千円を交付しております。鳥獣被害防止総合対策事業並びに有害鳥獣駆除事業として有害鳥獣駆除許可により捕獲した者に対して１頭当たりイノシシ１万２千円、シカ１万５千円を交付しております。令和４年度の猟と駆除合わせました合計の捕獲頭数はイノシシが６６９頭、シカが５９６頭、計の１千２６５頭でした。まだ上半期で１年通しておりませんので合計は出ませんが、今年と去年の６月１日から１０月３１日までの比較した頭数をお知らせします。イノシシは令和５年度が２３７頭。昨年令和４年が２９５頭。増減でマイナス５８です。シカが令和５年、４４７頭。令和４年、３６０頭。こちらのほうは８７頭の増になっております。

現在の狩猟免許取得者の状況です。銃器免許が２３名うち１７名が駆除の従事を行っていただいております。わなの免許所持者が７７名。こちらはうち４０名が駆除活動をしていただいております。重複して免許を持っておられる方もいらっしゃいますので実人員としては８１名、駆除従事者が４５名です。小国町ではこれまで農林業への被害防止を図るために有害鳥獣捕獲や狩猟に必要な免許取得の新規取得者に対して経費の一部を支援してきました。令和５年度の経費概要は狩猟免許の取得申請手数料が１種目に対して５千２００円です。初心者の講習会等の受講料が１万１千円、計の１万６千２００円に対して小国町狩猟免許取得費補助金として補助率５０％で交付しておりました。年々増加する個体に対して捕獲の増加を図る必要がありますので免許を取得する際の負担となる費用支援について、近年農業者に限るという要件は撤廃しております。今後は経費の全額支援を含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

２番（杉本いよ君）　本当に猟師の方たちが増えればなくなるということもありませんけれども、なかなか減らない現状はわかっております。ですが対応に本当にずっと続けてやっていってもらわないとこれで消えるというわけにはまいりませんので、駆除の対策を引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、台湾訪問を前にその後の対策についてお伺いいたします。まずは訪問内容で訪問予定の団体名や代表者名等を教えてください。

政策課長（秋吉祥志君）　お答えいたします。

訪問団の名称としましては特にまだ決定もしておりません。訪問団の代表というのもまだ組織されているわけではございませんので、今のところ代表のほうも未定となっております。

以上です。

２番（杉本いよ君）　調べてわかりましたらその都度教えてください。お願いいたします。

町のほうで議員の訪問の在り方が問われております。資料を見ましたら交流事業の目的の部分であります士林区と小国町が相互の繁栄をすると掲げてあります。本当にすばらしいことだと思っておりますけれども私たち議員が特にそれぞれが明確な目標を立てて交流会などに対応できるよう正確な情報や心構えを持つ必要があると思うのです。それで町はどのように考えておられるのか教えてください。

町長（渡邉誠次君）　私のほうから少しだけ前段の部分も含めて御答弁させていただきたいと思いますが、訪問団の方たち決定しているわけではありませんけれども依頼をさせていただいているところは議員の皆様方にも依頼文を通知出させていただきましたけれども、そのほかにはＪＡ、森林組合、ＡＳＯおぐに観光協会。それから漏れていたら申し訳ないですが商工会そして小国高校、小学校それからもちろん国際交流会の方たちそういったところに依頼文は出させていただいて訪問団を形成したいというふうに思っております。

また情報と言いますとこの前こちらのほうで中国文化大学の林准教授来られてこちらでなるほどザ台湾だったですかね。異文化講座をしていただきましたけれどもそういったかたちでチャンスがあればどなたかに来ていただいて、こちらで調べた情報を皆さんにお知らせするというよりもそのようなセミナーとか講座を開いていくという方向も今からはしっかり考えていきたいというふうに思っております

またこういった小国町が士林区さんと友好の締結を行うといった動きは結構かなり周りでも広がっております。その部分で逆に向こうのほうから「小国町は台湾の台北の士林区さんと友好関係を結ぶのですね。私もその関係者ですので。」というお話を町のほうにもいただくことがございますので、そういったきっかけも作らせていただいてより広い情報を皆様方のもとに提供できればなというふうにも考えているところです。

ネットの情報はネットの情報なのですよ。やはり私ももちろん調べて行ったのですが確定と言いますか現地に行って確実なところを体感して皆さんにお伝えするといったところが必要だというふうに思っておりますし、昔からやっぱり百聞は一見にしかずというお話もありますのでその部分では是非台湾の方たちと交流をする中でまた台湾まで行ってお話をする。その両方を積み重ねていっていただければなというふうにも私のほうからはお伝えしたいと思います。

以上です。

政策課長（秋吉祥志君）　勉強会の件というかどういったことだろうかということですが、文化歴史等が違う地域同士がつながることになりますので台湾という国を理解することは大変大事なことであるというふうに考えております。訪問に際しまして事前の勉強会等についてですが、台湾のことをよく理解されている小国の国際交流会様等に御相談をさせていただきましてそのような

機会を設けることができればというふうに考えております。

以上です。

２番（杉本いよ君）　いろいろなかたちでの良い情報をわかりたいとは思っております。国が違いますのでやっぱり日本の中の姉妹都市ではないので私たちには全くわからないことが多いので、やっぱりいろんなかたちで勉強していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そして調印式終了後７月には台湾の士林区の方々が小国町を訪れる予定のことですが、台湾からの来庁者向けの案内とか台湾語の表示などの準備もやっぱり進められていってもいいのではないかと思っています。訪問後の報告も本当に楽しみにしておりますけれども、また町民の方々から反発はありますけれども心配の声も上がっております。ですので町内にある観光地のトイレの維持管理とか接待などどうあるべきかというような声もちらほら聞かれますのでちゃんといろんな情報を流していただければ幸いかなと思っております。今後もいろんな情報をよろしくお願いをいたします。

政策課長（秋吉祥志君）　訪問後の受入れの話ですが来年の７月に訪問団が小国町を訪れるという予定になっております。当然来庁するに当たっては受入れをする準備を進める必要があるとは思っております。ただどのように準備していくかは２月の小国町からの訪問後に士林区からの経験を踏まえまして準備を進めていきたいというふうに思っております。また町民への情報提供や理解促進のための取組などについても重要と考えておりますので交流を進める中で対応を検討して実行していきたいというふうに思っております。

以上です。

町長（渡邉誠次君）　私からも御答弁をさせていただきたいと思います。私はもちろん調印式大事なところでございますのでしっかりやっていきたいというふうに思っておりますが、同時進行で例えば情報課のほうに指示しておりますのがこういった熊本県阿蘇郡小国町教育研修ツアーガイドといったものをこれは日本語バージョンですけどこれを中国語の繁体字といったところでもう指示をさせていただいて、まずはこれを紙媒体ではなくて紙媒体に落としますとまた変更等がききませんのでまずはウェブ上で落としてそれをしっかりと営業できるようなかたちをとってまいりたいなというふうに思っております。調印後はまずはそういったかたち。

それから阿蘇のデザインセンターがよく使っていると言いますか提携している旅行会社がありますけれどもそれが台湾の会社でございましてそちらのほうと連絡をとって、できればこの教育研修ツアーガイド高校生向きの修学旅行の誘致辺りはしっかり同時進行で進めてまいりたいなというふうに思っております。そのような中で先ほど町民の方たちの懸念と言いますか不安な材料というのもあるかもしれませんけれども、基本的におもてなしをする気持ちそれからおもてなしの準備は国の内外を問わず変わらないと私は思っております。ただ言葉の部分では準備をする必要があるかもしれませんけれどこれまでも海外からのお客様、台湾からのお客様、韓国からのお

客様、中国からのお客様、それから欧米も当然そうですがたくさんもう今の現時点で来られておりますし、この海外との垣根これは今からなくなります。もうほとんど垣根がないような時代がもう来ると私は思っておりますのでその部分では日本特有のと言いますか文化的な面でのおもてなしだったりもちろん気持ちの部分もそうですけれども、そういったおもてなしをしっかり今までどおりにわかりやすく表示はわかりやすくですけれども伝えてたくさんの方に来ていただくことが大事なことであろうというふうにも思っておりますし、やっぱり小国町の良さを士林区の皆様方にわかっていただくといったところをきっかけにして昨日だったですかね答弁させてもらいましたけれどもそういうきっかけを通じて様々に経済的な効果だったりもちろん友好交流の深度であったり深さであったりそういったところを進めてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

杉本議員が言われるようにたくさんの情報を町内の方々向けには情報量が少ないというふうに思っておりますので、その部分では先ほど言わせていただきましたように国際交流会の方たちにお話を聞かせていただく方法それからたくさんのセミナーであったり関係者の方たちにお話をしていただく方法。また県も国ももちろんこのつながりを重要視しておりますので是非ともその部分はお力をお借りして私のほうも情報をたくさんの皆様方に御提供できるといった体制づくりを作ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

２番（杉本いよ君）　ありがとうございました。私ども町民の方々の話を聞きますとやっぱりわからない部分心配することがありますので、それぞれの立場で進んでおられるということをお伝えしておきたいと思います。やっぱりすぐ偏りがちになるという町民の声もありますので全体を巻き込んだ士林区との姉妹都市提携ができたらすばらしいかと思っております。是非成功させていい町づくりができればいいかなと思っております。期待しております。

では三つ目の質問に入らせていただきます。北里柴三郎記念館シアターホールの来館状況についてお伺いいたします。博士の功績を称えたシアターホールがオープンして早いもので３か月が過ぎました。そこでオープンから今までの来館者数と今後の見込み。それから修学旅行などの視察の申込みまた視察などに来ていただくための働きかけとかがありましたらちょっとお尋ねをしたいと思います。

情報課長（中島高宏君）　それではお答えさせてください。まず北里柴三郎記念館のシアターホールにつきましては本年９月２日にグランドオープンしております。オープンの当日午前中に式典を行いまして町内外から来賓や招待者合わせて約９０人の参加をいただいております。

また午後には一般入場を開始して初日から多くの方に御入館いただいたところです。またグランドオープンする前に８月２９日から３１日の３日間、町民の方を無料招待するプレーオープンということで実施させていただきました。町民と小国中学生が来館しまして３日間合わせて約４

８０人の方が来館していただいております。オープン後の９月から先月１１月までの３か月間の入館者数は約９千７００人となっております。１か月平均にしますと約３千２００人の方が来館していただいております。昨年と同じ時期の入館者数と比較しますと昨年が約５千５００人でしたので昨年と比較すると４千２００人ほど多い来館者数ということになっております。例年これから冬の時期は入館者数が減少する傾向にありますが、このまま推移していけば年間３万人以上の入館者が来ていただけるものというふうに見込んでおります。

次に修学旅行の視察につきましては、９月のシアターホールオープン以降なのですが高校生が３校ほど修学旅行として来館していただいております。合計で１３９人の方が入館しておりまして１０月には韓国からの高校生が修学旅行として入館していただいております。

また修学旅行だけではなくて視察研修や団体ツアーのお客さんを含めますと１０月までで５８団体、約２千３００人が入館されております。このうち９月には１４団体の６７５名、１０月には１９団体、７０２名の方が入館されておりまして団体客におきましてもオープン前に比べて５００人ほど毎月多い方が来られております。

視察に来ていただけるような働きかけにつきましては、昨年度の話にはなりますが熊本市内のほうの旅行会社に１０社以上訪問しまして教育旅行の誘致をお願いしました。また今年度は県内の旅行会社や学校関係者を対象に北里柴三郎記念館を始め鍋ヶ滝それからＳＤＧｓ関係の地熱３か所をめぐる教育旅行の商品化をするためにモニターツアーを今後計画しております。修学旅行や研修旅行の来館を増やしたいというふうに考えているところです。

以上です。

２番（杉本いよ君）　ありがとうございました。なかなか数字的にはわからないところが多かったのでどういう具合かなと思ってお聞きいたしました。以前から時々記念館には行っておりましたけれどもシアターホールになってから入館しましたら本当に博士のことが詳しく分かり改めて偉大な方だなと感銘を受けました。その博士の思いや病に苦しむ人々を必ず救うという私たち想像以上の努力を重ねられたことに対しては本当に事実でありますし本当にすばらしい人でもあったという思いがしております。私はそのようなことからあそこに入館したのですが障害者の方々の弱者に対する思いやりがちょっと少ないのかなあと思いました。障害者などは今のところ２００円引きなのですけれどもこれは無料にできないものかと考えましたのでちょっとお尋ねをいたしました。どう思いでございましょうか。

情報課長（中島高宏君）　お答えします。まず北里柴三郎記念館の入館料につきましてはシアターホールオープンに合わせて変更させていただいております。現在の入館料につきましては大人が６００円、高校生が４５０円、小中学生が３５０円、小学生未満は無料となっております。

入館料の減額それから免除につきましては条例によりまして指定管理者のほうで定めることができることになっております。現在行われている割引減免について内容を少し説明させていただ

きます。まず団体割引ですが２０名以上の団体について大人が１００円割引の５００円、高校生が５０円割引まして４００円、小学生も５０円割引まして３００円となっております。またほかに小中高生ファミリー割引としまして家族で来館した小中高生町外になりますけれど５０円引きになります。小国町の小中高生につきましては無料で入ることができることになっております。御質問いただいた障害者の方の入館料につきましては障害者割引ということでおっしゃるとおり２００円の割引をしているところです。障害者手帳を御持参いただいた御本人と介助の必要な方がいれば介助の方もそれぞれ２００円を割り引いて入館できるようになっております。

障害者の方の入館料の無料化につきましては、本年９月にシアターホールがオープンした以降施設が充実しておりましてバリアフリー化も進んでおります。障害をお持ちの方の来館もかなり増えている状況にあります。またシアターホールの施設が大きくなりまして維持管理費がかなり今後高額になってくる見込みもありますので、無料化につきましては入館料の収入減少において運営がどの程度影響してくるのかまだ今のところ不透明なところもございますので、現行の割引での対応を引き続き行っていこうというふうに考えているところです。議員からいただいた御意見につきましては今後また指定管理者である一般財団法人学びやの里と連携しまして、北里柴三郎博士の提唱した理念を基に今後も持続可能なまちづくりの取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

２番（杉本いよ君）　ありがとうございました。是非来館者数が多ければ無料ということも考えられるのではないかと思いますので今後を期待しております。

柴三郎記念館のパンフレットを持って来ましたが本当にすごく立派にできております。でも最後のところとか年寄りとかちょっと暗いところで見ると字の小さいところが本当に見にくいわけです。だからその辺りのところもちょっと考えていただくと助かりますが、私たちは年寄りですのでこうして見たときになかなかですね。この明るいところはよくわかります。でも雨の日だったりとかいろんなところでこれはいただいたけど見るときに見えないなというようなことがありますので、そこ辺りも少々考えていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（熊谷博行君）　杉本議員、ありがとうございましたはよろしいでございます。

２番（杉本いよ君）　すみません。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は1時から行います。

（午前１１時４３分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時００分）

議長（熊谷博行君）　一般質問の前に休憩前の杉本議員の一般質問に対する政策課長の答弁に訂正

があり申入れがありましたのでこれを許可します。

政策課長（秋吉祥志君）　午前中に杉本議員のほうから一般質問を受けました私の答弁内容につきまして一部不適切な部分がございましたので訂正をさせていただきます。発言の中に「台湾という国を」ということで発言をいたしましたが「という国」という部分が不適切でございましたので訂正をさせていただきます。

議長（熊谷博行君）　それでは、３番、髙村祝次議員、御登壇願います。

３番（髙村祝次君）　３番、髙村です。

私は小国の林業について少し昔話からさせていただきます。小国の林業は昭和４０年代は非常に杉が高くてわいた山麓の麓から原野が杉山になっていったと。私は田原の高いところから見ていてあれが太ったときは恐らく木材は暴落するという予測をしていたところがそのとおりでありました。

平成３年の台風１９号。非常に小国の森林は打撃を受けましたが、それに伴って私が４６歳のときに小国町の森林組合の監査になりました。監査になった途端にいろんな問題が出てきました。森林組合は黒字であるということでしたけれども監査をしてみれば棚卸し。当時は森林組合は製材所もしておりましたので決算は棚卸しで操作しているというのを見抜きました。これはおかしいというようないろんな指摘をしてまいりました。そのときからいろんな不祥事が出てまいりまして、私が町会議員に立候補するのもそれを機に小国の人たちがものの言える人が町会議員にならないとおかしいというようなことで私も４９歳のときに出馬。その問題がなかったら恐らく私も町会議員に出馬するということはあまり考えなかったかもしれませんけれども、私はやはりはっきり是は是非は非ということを言えるような町会議員にならないといけないというようなことで出馬を告示１０日ぐらい前ですかね発表したのが私が議員になった経緯でございます。

そこでやはり今の小国の林業は非常に先が見えないと。人手が足りないというような時代になってきております。渡邉町長も森林組合の理事でありますのでそこ辺りはよく御存じと思いますけれどもそういう中にその当時まず問題が起きたときにもやはり私たちは県にも責任がありますよということで、県にいろいろ問題点の指摘をされなかったことを弁護士を通じて県に要望してきたのが今熊本間伐材料活性化推進事業補助金がそのときに小国町の森林組合を建て直すために県がお金を出す。町もお金を出してくるというようなことで県が５０％小国町が５０％というようなことで森林組合を建て直すためにやった事業がこの事業であります。しかしこの事業ももう今のように人手が足りなくなってくると「間伐してください」とか「伐採してください」と言ってもなかなか人手が足りないことでなかなか前に進まない。中でも下刈補助とかいうのは数年前から「個人でやってもいいですよ」というようなことで補助金を出しております。しかしその補助金を町は出しているしあるいは国からも出していると思いますけれどもこの再造林支援事業は国が１００％出しておりますけれども、主伐促進支援事業は町が１００％で下刈りを１０年間や

っているということですけれども補助金を出しても実際は下刈りができていない。下刈りやってももう夏場の適期にはしなくて枯れ葉になった１０月近くになって下刈りやっているのが現状でございます。それでもまだやってないところがたくさんあると。そういう広大な面積を森林組合だけでこなすというのが無理ということで数年前から下刈補助も出したというようなことでございます。私が言いたいのはやはりもう一人親方とかいうのではなくて個人でやられる方にもやはり補助金を出して適期にしてやってもらう。ましてや最近シカの被害が非常に多く出てきております。森林組合のほうではネットを張ったりして努力はしておりますけれども、なかなかその下刈りができない。ですからやはりそういう補助金を出しているならこういう場において町の執行部から「ちゃんと補助金を出しているからしっかり林家の方はやってください」というようなことを私は言う必要があると思います。

　また間伐補助金についてもやはり今まではやっていませんでしたけれども、私も先般一林家の方から「間伐補助金もやはり一人親方だけに頼むのはもう間に合わないから是非県のほうにお伺いして出すようにしてもらいたい」という林家からの要望がございましたので早速森林組合の担当に電話して「県にお尋ねしてください」というようなことで尋ねたら森林組合のほうからの回答は「県は出すようにするでしょう」というような話でございましたけれども、この補助金の内訳を見るとやはり町が５０％あります。ですから町の今のこの熊本間伐材利用推進事業補助金について町はどう考えているのかお尋ね申し上げたいと思います。

産業課長（穴井　徹君）　いろいろと事業の説明をする機会をいただいてありがとうございます。それでは熊本間伐材に入る前に今の状況を説明させていただきます。

　先ほど議員のほうも言われましたが現在国庫補助事業の補助の申請については、小国町森林組合が受託したものは受託施業の受託申請として、所有者が自ら行った施業については代理申請ということで小国町森林組合が取りまとめて国へ申請しております。その場合それぞれ率は違いますが書類作成ですとか図面作成が必要になりますので一部森林組合のほうが手数料として支払いの必要が出てきます。これからということで今説明しましたが小国町森林組合ではこれまで造林と下刈りについての代理申請、自伐林家の方が自主的に行ったものについても代理申請というかたちで行っています。しかし間伐については事業内容等の若干ちょっと普通の下刈りとかと違って複雑なところもありますので現在代理の申請を行っておりません。しかし御指摘のとおり年々森林整備が必要な林分が増える一方で林業担い手が減少していくことを考えましたら、今後は森林所有者自らが間伐施業したものについても代理申請をしていくということで私のほうからも確認したところ森林組合からそういう回答いただいております。

　町の対応ですが、町はこれまで単独事業として先ほど言われました主伐後の再造林と国庫補助対象となる１年から６年までの下刈りを支援する主伐促進事業とちょっとこれ一部近年内容を組替えておりまして国庫補助事業対象とならない７年から１０年生の下刈り支援と主伐した場合の

運搬経費の支援として先ほどお話のありました再造林支援事業を実施しております。町としましては適正な森林管理を目指すためこれまでも施業形態を問わず町単独事業については補助金の交付を行ってきました。これから森林組合が施業地等の確認ができて一緒に確認点検ができたものにまた取りまとめていただいたものについては間伐材含めてこれからも補助金の交付を行っていきたいと思っております。

以上です。

３番（髙村祝次君）　しっかり森林組合の手数料を取るのはわかりますけれども林家が何で私がこういう林家から聞いて話をするかというと「もう経営は若い人にやって、もう自分たちは年金生活です」と。やはり少しの山でも切って足しにしたいという方が実際何人もございます。やはりそうすることによって森林組合を通して出すことによって小国の林業が守られていきますので、しっかりとそこ辺りも金額は立米幾らいくかわかりませんけれどもその辺の立米大体幾らぐらいとかいうことを答弁ができるなら答弁をしていただきたいというふうに思っております。

産業課長（穴井　徹君）　熊本間伐材のほうには小国町が予定しております出荷量に残念なことに県の予算もありまして一部ちょっと標準的な単価よりか圧縮されておりますので最終的にはちょっと経費はプールしたりしますのでわかりませんが、要綱上はちょっと今正確な数字はわかりませんが立米当たり４千４００円。県が２千２００円、町が２千２００円の交付であったと思います。ちょっともしかしたら昨年の単価になっているかもしれませんが、おおよそそういう金額になっております。

以上です。

３番（髙村祝次君）　そういう単価面とかいうこともやはり町民に知らせることが私は大事というふうに思っておりますので、しっかりそこ辺り単価もしっかり出して町民に知らせていただきたいというふうに思っております。

それから非常に大きく前進したなと。来年度令和６年からスタートになりますけれどもやはりそういうことになってくると山林のほうも活気が付いてくるのではなかろうかなと。やはり所得が増えるということは非常に皆んな町民は期待しておりますのでそれも一緒ですけれども、やはり年とって働けないではなくてやっぱり働くことによって体を動かすことによってやはり元気が出てくるし町にも活気が出てくるというふうに私は思っております。しっかりそこ辺りも森林組合と相談しながら正確な数字で出してもらいたい。今は補助金をもらっている計算書だけはきます。植付け補助とりました。下刈り補助どれだけです。支払いはどれだけですという明細がきますけれども詳しい内容はほとんどわかりません。数字だけが出ておりますので詳しいところはわかりませんからそこ辺りもしっかり森林組合と相談して出していただきたいと思います。

また今主伐やりますとシカの被害あるいは植付けのための木作りいろんなことでなかなか主伐をしようと思ってもちょっとシカの被害とか下刈りのことを考えますとなかなか非常に難しいと

いうのが現状ではないかなと思っております。そういう中においてやはり主伐した後に私は６月議会のときも言いましたけれども下刈りのことを考えたりすればやはりドローンを買って植え付ける何箇月前には除草剤を振って笹を殺したり雑草を殺しておくと下刈りも楽である。今非常に苗のほうも小さくなっております。大分県と熊本県の成育の状況を見ますと三共牧場麻生釣のほうに３８７号線を走っていきますと大分県側の苗は非常にすくすくと太っておりますしファームロード天瀬のほうに走りますと今年春植えたのでも熊本県の苗と全然違います。森林組合にも私は再三担当にも話しました。「１回森林組合の役員やら職員で１回熊本県の植えた苗と大分県の植えた苗を見たらどうですか」という提案もしておりますけれども行くか行かないかいかわかりませんけれども、しっかりそういう熊本県の苗と大分県の苗が違うというところも渡邉町長認識がございますか。

町長（渡邉誠次君）　森林組合から私のほうはそのお話を聞いておりませんので実質今髙村議員からお話したことで知りました。

３番（髙村祝次君）　恐らくもう苗が違うから生育がもう全然違うわけですよ。ですから下刈りしてもその植えた苗を切ってしまう。切る人が悪いのではなくて苗が悪いからです。だから森林組合にも提案しましたけれども「もう目印をちゃんと付けたらどうですか」と。今プラスチックの棒がありますのであれを買ってそれが竹なら腐りますけれどもプラスチックのなら腐れないからまた２年ぐらいしたらそれを引き抜いてまた別の場所に挿していかれるということで担当と話しましたら「やはりそうですね」と。「もうそれしか方法がないですね」ということで今ポット苗で非常に苗が２０センチぐらいしかありません。それが以前は４０センチ５０センチあった苗ですからなかなか下刈りのときに切るということもなかったわけですけれども、今はもうせっかく植えた苗を切ってしまう。そして昔は鎌で中切りやっていたのが刈り払い機でやりますのであっという間に切ってしまいます。だから私が提案で今度からプラスチックの棒を立てて目印を立ててしないと。あと補植は誰がするのかという問題になってきます。山主に「してください」と言うとやっぱり山主は負担が大きくてできません。そこ辺りも町もしっかり森林組合と相談して補植の苗をどうするかということも今後考えていただきたいというふうに思っております。もう皆んな苗が小さいというのは植えた人はわかると思います。個人でやる分は恐らく自分で植えて自分で下刈りするので、どこに植えて、どの間隔で植えたとわかりますけれども、森林組合のほうに頼むと植える人、中切りする人、全然違いますので間隔は反に何本ということを決めてありますのでちゃんとわかると思いますけれども、やはり植えた人と切る人が違いますので切ってしまう。ですからもうポールを立てるほかにないというふうに認識しておりますけれども、これ通告も何もしてありませんので町長にお伺いいたしますけれどもそういうポールを買うとかいう助成は考えていただけますか。

町長（渡邉誠次君）　先ほど髙村議員から初めて聞いたというお話をさせていただきましたので当

然ですが私は知っているか知らないかという問題はもちろん大事ではありますが、知った後にどうするかというところが一番大事であろうというふうに思います。議員から御指摘をいただきましたのでこの話森林組合さんとお話をさせていただいて今後どうやっていくのか。またポット苗が本当にいいのかどうか抜きにしてしっかり大分県と熊本県と比べたりいろいろと御提案をしていただけているようでございますので、私といたしましてはこの場で現場を知らないまま答えを出すということはしたくありませんのでできれば森林組合さんとそれから町と話をさせていただいて、今後の方針プラスチックの棒を立てるのかどうかそこも含めてお話をまずは検討させていただきたいと思います。

以上です。

３番（髙村祝次君）　非常に町長は忙しい中においてやはり森林組合の理事会に出席をされておりますか。

町長（渡邉誠次君）　はい。できるだけ参加しようというふうに思っておりますが、何回か理事会に参加できないことこれも当然あります。理事会のほうに私のほうも当然最初お話いただいたときは日程調整をさせていただいておりますが、どうしても外せない公用はございます。そのときは公用と政務ともちろん公務と照らし合わせてどうやって判断するかは私に委ねられているかもしれませんけれども、決して森林組合の理事会これを軽く見たことはございませんのでこれはお伝えをしておきます。

以上です。

３番（髙村祝次君）　こういう話は私が森林組合の役員のときは率直にしておりましたけれども、現在は町長が出ていないときがあれば話は出ていても聞かないときがあるかと思います。しっかり私の話も真摯に受け止めてさっきのドローンの話も私がもう数年前から言っておりますけれども、私がこの前森林組合に行ったときに参事と組合長が出てまいりまして私が参事に「あなた参事になりましたね」、「いや２時半です」と。「私は２時半の人には話はない。組合長と話しましょう。」と言って組合長と２人で話して「ドローンを買ったらどうか」という話をされましたら「いや私もそう思っていますから、是非職員を免許取りにやってドローンを買ってやります」ということでしたので来年度予算には森林組合からドローン購入が上がっているかわかりませんけれども是非上がってきたら対応してもらいたいというふうに思います。ドローンを買うことによって今地籍が進んでおりますのでＧＰＳでちゃんと境界もドローンに打ち込めばドローンが人間が歩かないでもちゃんと境界を撮るので検索で回ります。山の状況もしっかり回ります。ですから町も新しいスマート農業と言われますけれどもスマート林業を進めてもらいたいというふうに思っております。また今恐らく町長が真摯に受け止めて実行していただくということを期待しておりますけれどもよろしくお願いをしたいというふうに思います。まして今後の林業がどうなっていくかということも後で３番目にいろんなことを聞きたいと思います。

今バークが非常に五、六年前はやるところがなかったと。ところがバイオマス発電ができて来年はバイオマス発電を県が造りますからバークが足りなくなるという時代になってきております。五、六年前は余って困っていた。やり場がない。私が１日２０トン車で６台ぐらい私の家に持ってきていた。ただもう運送屋に聞いてももうそんな材料はありませんというのが現状です。結局バイオ発電に全部燃料として流れるということになってきますと私非常にそのバークを使って畑の排水とか地盤改良、堆肥作りとかいうことをやっておりましたけれども非常に困る。ですから木のもとから裏までがお金になるという時代が恐らく来るというふうに私は思っております。山で今道を造って材を出しておりますけれどもワイヤー張ってひとところに集積して、そこで木の裏は粉砕してバイオに持っていくとそういう時代が必ず来ると。切る人がいなくなって材料も出てこない。そうなってくると切った材料をもとから裏まで使うという時代がもうすぐそこに来ているというふうに私は認識をしております。こういう情報は外部の人と話すことによってやっぱりいろんな情報入ってきます。もう昔はこういうバークがやり場がなかったけれどももう来年からありませんよというような話でございますので、もうまた森林が変わってくるというふうに認識をしておりますので、しっかり私の話も耳を傾けながら課長さんたちも聞いていただきたいというふうに思っております。

それでは、２番目の鳥獣対策について質問いたします。私も再三産業課長に「国の事業はないか」ということを言いましたけどなかなか「こういう事業あります」とかいうことを言いませんから私もある代議士に頼んで「国の事業はよそはしているから何かありませんか」ということでしたらこういうこの資料がすぐ送っていただきました。今現在やっているのが先ほども杉本議員の質問の中にもありましたけれども野生動物希少適正化管理助成金とか鳥獣被害防止総合対策補助金、有害鳥獣駆除補助金とかいうことで国県から出しておりますけれども、やはり今出している補助金ではなくてもうワイヤーメッシュにしたいという農家の方もおります。今町は電牧補助金を出しているのは金額が５０何万でこれは令和４年度の決算書ではございますけれどもそういうお金を出しておりますけれども。やはりワイヤーメッシュにするためには個人の負担もあるかもしれませんけれども町民が要望しているこの事業が国も補助金を出しますという事業は何かないかということを産業課長にないかということをお尋ねしたところやはり見ているとあります。田んぼがあっててんでんと離れているところでも畜産農家が離れたところに土地があってもそれを囲むというような事業ありますけれども、そこ辺りは産業課長がちゃんとこの資料を全部渡しているので調べた範囲で答弁をお願いしたいと思います。

産業課長（穴井　徹君）　先ほど議員のほうからもお話ありましたが、駆除については今までどおりの交付金の事業にも町のほうとしては取り組んでおります。あとわなの購入についても以前は実施したことがあります。防除策として国のほうは鳥獣の捕獲、被害防除と生息環境の管理ということで緩衝帯ですとかそういった事業三つを３本の柱として進めております。その中で防除と

いうことでお話しさせていただきますが、今ありましたワイヤーメッシュによる防除と国のほうは電牧のほうも対応になっております。幾つか要件がありますが先ほどの受益戸数の件で言いますと有畜農家がいればカウントしますけど三戸以上であり、あと資料いただいた後に小国町としてのちょっと取り組むに当たっての町課題をちょっと整理させていただきました。ワイヤーメッシュを導入する場合課題としましては、この交付金事業全体としてメニューが幾つかありますのでまずどれに取り組んでいくかという話とあと国の事業ですので費用対効果の計算が国が示したものがありますのでそれに対応しているか、侵入防止柵ワイヤーメッシュについては国のほうが耐用年数が１４年ということで定めておりますので１４年間維持管理していただく必要が生じるということ。農家が自主的に自分たちで設置する場合は定額補助になっておりますが、どなたかに施行をお願いした場合が２分の１補助になっておりますのでそこの補助残の負担をどうするかということ。あと中山間地域等でも若干ワイヤーメッシュ設置しているところもありますのでそこら辺と事業同士がかぶらないように対策をしたいと思います。

こういったものを一つずつクリアしていけばワイヤーメッシュ等も検討して事業導入できる地域もあるかと思います。そこで今後先日議員の方々と小国町の議員の方で意見交換会を実施されてその中でもお話ありましたし、継続的に今後も農業委員会始め関係団体等と協議しながら取り組める事業あと新規で取り組むに当たってはどこかモデル地域等を選定して実践したほうがいいのかなと思いますのでそういった選定も併せて行っていきたいと思います。

以上です。

３番（髙村祝次君）　しっかり町民の意見を聞きながらやってもらいたいと思いますけれども、やはりワイヤーメッシュにしろ電牧にしろやはり捕ると捕れる。グループを作ったら３人か４人のグループがあるとするならやはりそこにわなをかけたり捕獲することも考えていかないと、ただ守ることだけ守ったでは私は意味がないというふうに思います。やはり３点セット。見回りやり捕獲をやりそして電牧とかワイヤーメッシュで守っていくということをやっていかないと、ただ守ることだけ守っても捕獲しなければ何もなりません。捕獲したらやはり今ジビエの加工場とか料理をする人もおりますので小国の特産品としてもやはり買上げができていくと思いますので、しっかりそこ辺りもグループ作ったら必ずわなの免許、銃の免許をしっかり取っていただいて、そしてそれが一緒になって初めて事業が成り立つというのが国の政策の中ではないかというふうに思いますので、しっかりそこ辺もただワイヤーメッシュ張ったからオーケーではなくてちゃんと「わなをかけてください」、「捕獲してください」というのを言わないと、ただ個人的にただ自分方の田んぼを守ってそれでよしではなくてやっぱり地域全体、小国全体を守っていこうという意識づけをやってもらいたいというふうに私は思います。ちゃんとグループができたらそこ辺りもしっかり町のほうから言ってもらいたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

産業課長（穴井　徹君）　すみません。先ほどの説明で一部まだ説明不足の点がありましたので今

の質問と併せてお答えしたいと思います。先ほどのワイヤーメッシュの防除柵設置事業ですが、これは設置したワイヤーメッシュ侵入防止柵の周囲でわなによる捕獲活動がこれ必須条件となっております。ですからワイヤーメッシュだけで事業の導入はできません。必ずわなによって周辺で捕獲する。これがセットの事業になっております。御指摘のとおり捕獲だけでも駄目。防除だけでも駄目。併せて見回り。併せてその三つを並行して同時に事業を進めて地域の方にも説明していきたいと思います。

以上です。

３番（髙村祝次君）　この中にはわなの補助金も書いてあります。ですからそういうグループ作ったら必ずわなをもうセットにやると。わなも補助金で作ってやると。これ確かわなが何万円か書いてあります。ですから町が出さなくても国が交付金事業として出しますからかなり安くできると半額で。８万円ぐらい。中型は８万８千円ということで大型だったら１１万９千円が１件になっております。その半額にしても半分できるということになりますので、しっかりそこ辺りも周知徹底してやっていただきたいというふうに思います。いかがですか。

産業課長（穴井　徹君）　この事業での導入も検討していきますが、現在まだ以前製作した箱わなの若干予備もありますのでそこと併せて今貸出しも行っております。その点についても併せて周知したいと思います。

以上です。

３番（髙村祝次君）　しっかり町民の意見を聞きながらあるいは町民にわからないところをしっかり周知をしてやっていただきたいと思います。

それでは３番目の小国の将来についてを話したいと思います。私はやはり今から１０年先２０年先田んぼを作る人がいるのだろうかと。小国の者が小国の米を食べられない時代が来るのではなかろうかという思いがしております。野菜農家にしても軒数が減っていきますと今農協に出荷している人も恐らく運送業の方々がたまにしか出てこない野菜を運送するのかなと。生協辺りに出している人はちゃんと生協のほうから集荷に参りますのでいいのですけれども、農協に出荷している人たちは本当に大丈夫かという心配をしております。もう今私は観光とかいうよりもこの１０年２０年先食糧がどうなるかということを心配しております。もうそういうこと自体がもうすぐそこにきている。とにかく農家の後継者がいない。ですから今のうちにちゃんと小国の米を食べられるような組織作りもしていかないといけないということはそれぞれ年寄りの人は考えていると思います。集落内に後継者がいない。もう年寄りばかりだ。田んぼは荒れていく。耕作放棄地がどんどん増えていく。昨日も電話が掛かってきました。「今から耕作放棄地はどうするだろうか」と。「牛の餌を作ったらどうですか」、「それは牛の餌と言っても今牛が畜産が景気が悪いからそういう増頭する人はいないでしょう」という話もしましたけれども。小国の田んぼで山影あって非常に田は作りにくい。山影のところは湧き水も湧いてきますから飼料作を作るにして

も難しいということでこの前の農業委員会でも話しましたけれども非常にこの耕作放棄地は難しい問題でございます。やはり私は今役場の課長さんたちがこの４年間でごろっと変わっております。それぞれが一般職だった人たちが課長さんに上がってきております。やはりそういう課長さんたちに小国の将来をそれなりにどう考えているのかという思いがしております。私が課長さんに尋ねたいのはやはり今課長の時代に俺がやったと。俺が考えたのだというような発想があればここで発表してもらいたい。町長がいるから言いにくいとかではなくて本当に小国はこうしたらいいのではないかということを私は述べていただきたい。非常に課長さん遠慮することなく述べていただけませんでしょうか。いいですか。私のほうから指名をしましょうか。まず始めに手挙げる人がいないようですから身内でありますので宮崎町民課長にお願いしたいと思います。

町民課長（宮崎智幸君）　１番目の御指名ということでありがとうございます。あんまり長く話すと全課長さんに時間を確保する必要があると思いますので手短にお答えしたいと思います。課長の今後の発想ということでありますけど私町民課のほうに所属しておりますので町民課の所管の仕事の中で少し考えを述べさせていただきたいと思います。もちろん私たちは町長の政策を支えるかたちで仕事をしておりますのでそういった部分では町長の政策に沿って仕事を進めております。その中で町のほうは総合計画も定めておりまして５年後１０年後という計画を見据えていろんな事業の方法は展開しております。その中で町民課のほうは私最大の使命は福祉関係の業務が多ございますので住民の福祉の向上を図ることが最大の使命であるというふうに考えております。生まれて赤ちゃんの時代から亡くなるところまで全てにおいてうちの町民課のほうで関わりを持っておりますので、その時々で必要な支援それから事業についてしっかりとその支援が行き届くようにやっていくのが今現在の私たちの使命でないかというふうに思っております。そしてなるべく皆さんが元気で住み慣れた地域で最期を迎えられるような地域づくり、そういった制度設計ができるように日々頑張っているつもりではあります。

　それからこれ直接は関係ないかもしれませんが私たちも課長職ということでこれまでのやっぱり経験などを生かして今できることとして部下職員、職員の人材育成そういった部分もしっかりやるべきというかそういった使命も担っているというふうに思っておりますので、町の職員の質の向上が町の未来にもつながるものというふうに思っていますのでそこら辺りも私はしっかり力を注いでいきたいというふうに考えております。

　以上です。

３番（髙村祝次君）　しっかり頑張ってやってもらいたいと思います。やはり町長の下で働くわけですから町長を支えながらしっかりやるというのは基本でございますのでしっかりやってもらいたいと思います。それでは続きに、私とちょっと血のつながりがあります情報課長の中島課長お願いいたします。

情報課長（中島高宏君）　４月から情報課長の中島です。課長の時代に何をやったらいいか。たく

さんやるべきことがあると思うのですけれどまず小国町おっしゃるとおり今年の今１２月現在の人口を見ましたら６千４５２人です。またこのまま推移しますと人口ビジョンでは４０年後にはもう半減の３千人を下回るというそういう推測もされているところです。やはり人口減少を歯止めすることが一番重要なことだと考えておりますが小国町高齢化が進んでおりますし、どのように人口減少歯止めをかけるかはいろいろな分野で継続して長期的に事業をやっていく必要があるというふうに考えております。

昨日の本会議でもありましたけれど寮の寄宿舎のほうも過疎債とかその辺りで今後も継続的に事業をしていかなくてはいけないし、子供たちのために医療費の無償化も今後もずっと続けていかないといけないというふうに思います。また多面的にいろいろな事業があると思います。私は今情報課で観光部門で言いますと今平成２５年度までは観光客も横ばいで進んでおりましたけれども令和２年７月豪雨それからコロナ禍ということで令和元年度以降は観光客も減少しております。そのような中でどのような対策をしていくか一応小国町に観光振興戦略というものを掲げておりまして、その中では地域資源の活用それから将来の動向を見ながら自然と歴史ある温泉とそれから癒やしと健康と美しさを提供して、稼ぐ観光に挑んで滞在交流型の観光を進めていこうという考えがあります。私もそれをもとにいろいろな事業を考えていくべきだというふうに考えております。

また来年の７月には北里柴三郎博士の肖像画が１千円札となりまして発行されますので、これに合わせて情報課としては観光の目玉である鍋ヶ滝それから温泉を核とした産業いろいろなものと並行しながら観光客の増加に努めていかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

３番（髙村祝次君）　しっかり与えられた仕事をやってもらいたいと思います。

私がこういうことを尋ねるのも町民の方から言われます。「今の課長は何を考えているだろうか」と。だからこの場をやっぱり利用して自分をアピールしないといけないというふうに思っております。やっぱりそれが町民が期待をするところではないかなというふうに思います。だから私は嫌がらせでやっているわけではないのですよ。皆んなの能力を町民に知らせるために聞いているのです。絶対。まだ発表していない人が何人もおりますけれどもやはり言いたい方は自ら手挙げて俺はこう考えていると町民にアピールしてください。建設課長お願いします。

建設課長（小野昌伸君）　何か言え言えというような感じがありましたので。僕はもうずばり一言。道なきして町の発展はないと思っていますので交通アクセス網の充実です。特に広域の幹線道路の早期着工を目指して頑張りたいと思っております。私が任期中にできるかどうかわかりませんが昨年からもう町長のほうと日田阿蘇道路というかたちで国交省それから国のほうにも国会議員にもお会いして進めてまいっています。今ちょっと日田のほうの市長が交代ということでなかなか進捗ありませんがそういうかたちで行政同士でネットワークを組みながらやはりそういう幹線

道路もちろん高速道路。皆さんが昔から念願の髙村議員もおっしゃられた大観峰トンネル。もう非常にこれが阿蘇に出るのか菊池に出るのかわかりませんが今ＴＳＭＣ関係も進出できていますのでやはり今１時間かかるところが３０分で行くと。非常に走りやすい道路ができれば必ず人の流れも変わって人口減少にも歯止めが効いてくるのではないかと。小国をアピールする絶好のチャンスが来るのではないかと思っております。やっぱり中九州でも竹田まで今できていますが竹田も非常に観光客が増えていると。人口も増えてきたということでやはりもうくねくね曲がった危ない道を来るよりもしっかりとした道があれば物流、医療、災害のときの支援とかもう今国交省が特に力を入れている命の道ということで、大規模災害等々が起きたときは必ず支援がすぐ届くというところでやはり命も大事にしながら人口を増やしながらというのにはやはり国の力が必要だと思っています。

　そういうかたちで議員さんも一緒になってしっかりと陳情、要望、期成会の立ち上げまで私たちも頑張りたいと思っていますので、期成会ができた折には本当に皆さん方と協力していただきながら市議会議員、町会議員合わせながらしっかりと国のほうに要望を出して、今特にＴＳＭＣ関連で集中していますので３０年後か４０年後かわかりませんけれども子供たちの未来のためにそういう幹線道路の完成を私は願っているところです。

　以上です。

３番（髙村祝次君）　非常に良かったですね。課長最後に私が今の進捗状況を聞きたいと２１２号線の改良について思っておりました。私実は国会議員の坂本代議士にＬＩＮＥで送りました。非常に今活発に動いておりますけれども「小国の方はやはり話によれば２１２号線の改良いつも言われます」と。「ある代議士が生きていたらできたのだけどなあ」という声が非常に私の耳に入りますので。坂本代議士にもうＬＩＮＥで私が送ったので話しましょうということを。だから町長も会ったとき私からＬＩＮＥが来ましたかと聞いてください。私ＬＩＮＥしましたから。今度はやはり小国の方はこれを望んでいますよということでしっかり課長私あと３年半でございます。この間に方向を絶対つけてそして課長定年退職されると思いますので最後の花道を作っていただきたいというふうに思います。是非頑張ってもらいたいというふうに思います。

　時間もきましたのでこれで私の一般質問を終わります。ほかの方は言いたいことがあったと思いますけれども時間の都合上やめます。終わります。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は２時５分から行います。

（午後１時５３分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後２時０５分）

議長（熊谷博行君）　５番、穴見まち子議員、登壇願います。

５番（穴見まち子君）　５番、穴見です。よろしくお願いいたします。

まずは最初に先日行われました人権の子供たちの発表会についてです。コロナ明けてのことで子供たちの発表する姿勢だったり最初に始まった３Ｂダンスですけれどなかなか発表する時間がないのに今はいろんなところで発表して文化祭もあったのですけど、発表していただいたことで教える側、子供たちの親といろんな子が一体になってとてもよかったかなと思っております。そして子供たちの保育園、幼稚園そして小学校、中学校、高校でそれぞれの意見がもう発表して私も８時半からお昼の最後までずっといたのですけれど議員の方もおられましたけど、やはりコロナ禍とコロナ後のその違いは６年生の発表にもあったのですけれどこのお芝居というのは私過去にも見ました。見たのですけどその時々で感動を覚えて気持ちに表れてとても感動したことを覚えているのです。参加した子供たちと一緒にそれを裏で支える先生方。その準備の段階で支えてくれるここにもおられます役場の方とＰＴＡの役員それから人権擁護委員の方たちと先生たちの支えがあってできたことにとても感謝をしているところです。

それでは一般質問にまいりたいと思います。この中に掲げてあります防災会議についてのことですけれども２０１４年の熊本地震それから２０１７年の温暖化による災害についてです。その頃の経験をしてからの町の防災についての在り方で何か変化したことはあるでしょうか。

総務課長（佐藤則和君）　防災について質問していただきまして熊本地震のときが私がちょうど総務課の総務係長をしておりましてその対応に当たらせていただいたことを今思い出しておりまして、地震の折には最高１千人以上の方が避難されたりとかそういったことがありまして避難所の整備というものをもう１回見直しまして一番大きいのは杖立の防災センターの建設に当たったということでそのときが地震の復興計画というものを作成しまして各地域の防災懇談会を開かせていただきまして、いろいろな意見をいただいたり住民からのアンケートを約１千人からいただきましていろいろ意見を集約させていただいて避難所の整備等の反省点とか問題点とかいただきましていろいろな整備をさせていただいております。一応避難所のほうもそのときはまだなかった機能としましては今はＷｉ－Ｆｉも入りますしちょうど冷暖房の完備まではいっておりませんが一番は耐震化を公民館等を進めたりとか先ほども申し上げましたまず防災センターとか。あとは今避難所にカメラを設置させていただいてどのような方が避難されて来たかぐらいは町からも総務課のほうからも見られるようになったりとか、そういった拡充は徐々に進めさせていただいておりましてそれが地震からの変化になっております。

それと令和２年からの変化と言いますと避難所体系としてはそこと余り変わらないのですけれどもどうしても建設課のほうが頑張った災害復旧が目立っております。そのようなことで入札関係も非常に忙しかったことを今思い出しております。防災についてはいろいろまだトイレの改修とかいろいろ進めてきておりますけれども、これからもいろいろ御指摘をいただいたら前向きに頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

５番（穴見まち子君）　５番、穴見です。

大きな地震があってやっぱりその頃を思い出すと私もちょうど主人が部長をしているときだったのでやはり隣によそから来た人がいてやっぱり怖い思いをして私のうちに避難をしていただいて。それがやっぱり１回と２回目の地震のときにはやっぱり皆さんが避難して地域の避難所に避難する際のところと夜だったので朝食がなかなかすることができないというところで、過去にも話したことがあると思うのですけど家に持っている朝炊くはずのお米のジャーをかたげて持って行って自分たちで炊き出しをしてそのときに近くの方にも声をかけてやはり朝食事のできる体制を整えた。やはりそれができるというのはやっぱり女性なのですよね。そんなときにやっぱりその情報というのはこの題に挙げています防災会議とあるのですけど基本的に小国町の防災会議にテレビのおぐチャンで見る限り執行部は別として多分女性が一人だと思うのです。これからの時代にやっぱり高齢化それからいろんなところで情報を共有する意味と女性一人ではなかなか活動が団体ありますけどなかなかできないけど隣の人といろんな面で共有するという面では小国町には大きな団体があります。一番大きいのは食会の方で災害避難訓練のときには今はやっているかどうかはわからないのですけどすぐにできる食事の提供というところで社協の方と一緒になって食事の提供したりというのをしっかりやっていました。私も行ったときにしていたのでこういうことがあるのだなというのをしっかり勉強しているのですけど、今はずっと変わってきたのは近くにコンビニがあるというところで何もないときでもすぐに対応していただく。でもいざ災害となったときにコンビニもいろんな使えないというときのためにも情報を知って女性の方のやっぱりその手助けが必要だったり男の方でもしっかりできるのですけど、このような会議の中に今町では人権擁護委員とかＰＴＡの役員さんと食会を始め研究グループとか更生保護女性会、農協の女性部いろんな団体もあります。商工会とですね。そんなときにやはり女性の横のつながり縦のつながりというのを生かして災害に備えるためにも女性の目線で何かお手伝いができるのではないかというところでこの題を挙げてみました。これに対して多くの方の女性に参加を呼びかけて町としては情報を皆んなとシェアをしていただくためにも女性の参加をどう考えているのかなと思ってお尋ねしたいと思います。

総務課長（佐藤則和君）　防災会議につきましては毎年梅雨期を前に開催させていただいております。この会場でですね。内容につきましては防災計画、水防計画、災害救助法の説明、避難判断基準の説明、梅雨のその年の気象見通し等を協議しております。梅雨の気象の見通しは協議ではありませんけれども計画の変更等を協議させていただいております。

それと今議員がおっしゃられましたとおり女性の代表としては確かに女性会の会長をお一人お招きさせていただいております。役場職員にも課長級の方等おられまして今年の会議の名簿を確認させていただきましたら５０名の参加で議員御指摘のとおり３名しか女性が職員も含めていなかったということで確かに御指摘のとおり女性の委員さんが少ないことは否めませんので、そう

いった女性がなかなかちょっと１時間から２時間ぐらいの会議でそこでいろいろな意見を交わすという場面はちょっと少のうございますけれども御指摘のとおり先ほど言われました食会の方とか民生委員さんも民生委員会の会長さんはお招きしておりますが今たまたま男性ですのでその辺もあと二、三名御案内させていただいて女性の方の御出席を促すとか今議員が言われました食会とかＪＡの女性部辺りの方の御案内も今後検討したいと思っております。また防災会議ではないのですけれども自主防災組織のリーダー会議等もありますのでその辺にもその辺の話で女性の参加を促せることができたらなとちょっと今思っているところでございます。

以上でございます。

５番（穴見まち子君）　今後女性も大いにいろんな災害に備えるためとやはりいつ起こるかわからない小規模災害、大規模な災害のときにいろんな知恵が出ると思います。そのところでやっぱり女性に参加していただいてしっかりしたお手伝いができるといいかなと思っているところです。今年の訓練が多分あったと思います。３年に１回２か所ずつありますけれどもその各校区と参加人数。そこから見えてくる課題。消防団員の方も普通は仕事をしているのでなかなかできないけど日曜日に備えてしていただいております。いざというときに消防団員の方がいないということも多々あると思いますので、この前防災訓練のときにどのような状況であったかをお知らせいただきたいと思います。

総務課長（佐藤則和君）　防災訓練につきましては、去る１１月１２日の日曜日に開催をさせていただいております。対象地区が大字宮原地区と大字黒渕地区ということで一昨年から二つの大字を対象に防災訓練をやるということで今年２年目になりました。大字を一つずつ回せば６年に１回しか回ってこないのではないかという御指摘をかなり受けましたものですからこのような開催に変更させていただいております。一応参加人数としましては宮原の住民の方が４９３名、黒渕の住民の方が２９３名、消防団が８４名、小国警察署が２名、阿蘇広域消防が２名、小国町役場職員が３６名ということで９１１名の参加をいただいて訓練を実施させていただきました。避難訓練が主な訓練になるのですけれども以前は訓練が終了しますとそこの大字の体育館に皆さん集合していただきまして消防署からのそういう防災上の注意とかあるいはいろいろな防災上の確認事項とかあと消防団の消火器の取扱いとかそういったことを皆さんと確認していたのですけれども、なかなかそういう場が今の訓練では持てないということで「せっかく訓練に参加したのに町長も挨拶に来ないのか」とかいう意見もあったということはちょっと聞いておりますのでそういう訓練ではないのでどうしてもやっぱり自分たちで避難を促していくというか地域の課題としてそういう最後のまとまりがなかなか取れない訓練になってしまっております。地域はですね。ただしそれがいざ災害の現実ですのでそこでやっぱそこなりの結論を皆さんと反省していただけるようにもう少し促しが必要だなと考えております。

以上でございます。

５番（穴見まち子君）　やっぱりいつ起こるかわからない災害に備えるという点ではやっぱり一番大きな団体である社会福祉協議会もその中に加わっていただくことが一番いいかなと思っております。やっぱり大きな組織でいろんな活動をしているというところでは一番活動にも参加してほしいかなと思っているところですが、それに関しては町長はどう思われますか。

町長（渡邉誠次君）　総合してこの防災についてのお話をさせていただきますと最初のお話は女性が会議にたくさん出て来られたほうがいいというところからまたちょっと順にお答えをというかしていきたいというふうに思っておりますけれども、やっぱり大事なところはいろいろな場面で本当に災害があったときどのような対処をしていくのか。まず自分たちで決めていただく。そして隣近所の方たちまた自主防災の方たちとどういう話がふだんからできているのか。そして公助というかたちでこのような防災会議で取りまとめて皆さんでどうやって動きましょうかというところの取決めの部分が必要なのかなと。その中で穴見議員おっしゃられるように女性の意見というのは非常に大事であるというのは私も同感でございます。そのような中から来年の防災会議では今総務課長もお伝えしましたように何らかの対応をとりまして女性に参加ができるような体制作りもとっていきたいというふうに思っております。

また災害が起こったときに穴見議員はいつもお食事のことを御提案されますのでその部分では道路でも同じだと思うのです。一本の道路よりも二本の道路のほうが何かあったときにはいいのではないかという考え方。リダンダンシーとかダブルネットワークとか言いますけれども。まずはストックされてある非常食ですね。それを消費してこれがもう大前提ではあります。特に規模が大きければ大きいほどそこはしっかりと一番は命を守ることが大切でございますのでまずはその非常食で。先ほど言われたようにコンビニ等々で買っていただくという方法も一つあると思います。また自分たちで食糧を準備するという方法もございますので様々な要因があると思いますけれどもその部分ではその現場が特に女性の意見が大事なのではないかなというふうに思いますので、そのような意見が取りまとめて町のほうに上がってくるというところがまた大事なのではないかなというふうに思います。私としてはもう今までの話をずっとお聞きする中では選択肢の幅これを持てる状態のときに選択できる。これが非常に大事であるというふうに思いますのでその部分では町のほうでも当然考えてまいりますけれども皆様方の御協力をよろしくお願いしたいと思います。町も当然前向きに考えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

５番（穴見まち子君）　町長が先ほど言われましたように基本的には自分のことは自分で自助公助ということが一番大事かなと思っております。それがやっぱりできるときはいいのですけどなかなか大型となったときに自分のことをするというよりもどうにもならないときがあるのですね。大型災害でやっぱり小国町はそうでもなかったのですけどその都市を見ると大きな災害が出て大変な思いをしている方がおられる。私たちは見ていてあんな時にどうしたらいいかなというのはふだんから考えてする。しかし私たちの年代はいいけど高齢者になるとなかなか自分たちはでき

ないこともありますので、お互いに助け合いながら災害に備えることが一番大事かなと思っております。

それでは次に、インフルエンザです。今保育園、小学校、中学校、高校と１１月の月間が中心に聞くのですけれども今どんな状況にあるかというところをお聞きしたいと思いますが。最初に保育園の保育園長に保育園の状況を説明していただきたいと思います。

町民課保育園長（清高徳子君）　現在１１月中旬から宮原保育園のほうでは１２月４日までインフルエンザの診断を受けているお子さんが９名おります。北里保育園は１１月の下旬に２名診断を受けているお子さんがいました。本当に基本的に手洗いうがいをしっかり今行っているところです。

以上です。

町民課長（宮崎智幸君）　今保育園の状況をお話ししましたが私のほうから全体的な感染の状況について少しお話をさせていただきます。県内においてインフルエンザの感染のピークは１１月の２０日の週が一番ピークでした。これは毎週木曜日に熊本県の感染症情報というのが送られてきましてそれを見ますと１１月の２０日の週がピーク。その後インフルエンザの患者数は少しずつ減っているような状況にあります。それから小国公立病院のほうに確認しましたところ１０月以降で発熱外来を受診した方の約４割の方がインフルエンザということで、数にしますと２９２件受診されましてそのうち１２０名がインフルエンザという診断を受けているというような状況です。全体の感染状況としてはそういった状況になっております。

以上です。

５番（穴見まち子君）　今保育園をお聞きして町民課の課長も言われたとおりやはり公立病院の救急外来というところで、やっぱり子供たちの病気というのは金曜とか土曜とか日曜とかが一番多いのですよね。そこ辺のところやっぱりもう基本的にそのほうになっていますけど小学校、中学校はどうでしょうか。

教育委員会事務局長（久野由美君）　お答えします。インフルエンザに感染した児童生徒については学校保健安全法の第１９条により校長が出席停止を命じております。インフルエンザの感染状況ですが最初の出席停止者は１１月６日小国中学校でした。その後本日までに小学校が５３名、中学校が１６名となっております。１１月２８日頃はインフルエンザの欠席者が多く臨時休業の判断基準の人数となり蔓延の恐れがあったため学校医に相談して４年２組を１１月２８日から２９日の２日間、５年１組を１１月２８日から１２月１日の４日間、５年２組を１１月２９日から１２月１日の３日間、学級閉鎖しました。本日のインフルエンザの欠席者は小学校が４名、中学校が１名となっております。

以上です。

５番（穴見まち子君）　やっぱり１１月の月が一番多くて子供たちが学校に行けなくて勉強に支障

がかかるというところもあるのですけど、やはり今子供たちはタブレットを持っていますので自宅で授業はしっかり受けられるというところでしっかり休んでいただいて勉強はできていると思っています。その子供たちがインフルエンザとわかったときとその前のときに病院にかかると思います。例えば公立病院とか大村先生とか大村さんではなくて今片岡先生がおられるところもあったり蓮田医院とかそんなふうなところがあると思うのですけれども、やはり親としては学校から指示されて病院に行くときと子供が咳をしてこれ以上になったら大変だと思って子供を病院に連れて行きます。そういったときにやっぱりその予約をして行くんですけれども発熱外来で待っている。そんなときに小児科の先生に診ていただく。多分１１月の月は多かったと思うのですけれど小児科医の先生もインフルエンザにかかったそうです。代わりの先生が来られて対応していたということがあったこともあるしそこで受診して金曜日に例えば受診したとして「次の日に検査をしてもらえますか」土曜日ですよね。そんなときに「いやできません」とはっきり断られたり次の日の日曜日に「いやいいですよ」と受けたというのを聞いてそうなんだなというところで私も納得がいかないところがあったりしたので本当は公立病院に行きたかったけどとても行ける立場ではないかなと思いながらやはり片岡先生のところに相談に行きました。そういうところで小児科の先生がインフルエンザにかかっていると言われたので代わりの先生が来られてやはり代わりの先生とはいえやっぱりこの子供たちの状況を見て判断するのは難しいし看護師さんもおられて言われたことだと思うのですけれど、次の日に予約をして見に行ってしっかりと見ていただいて処置をしていただきました。それからしっかりと５日間家で自宅療養しているところでしっかりと治っていきました。ちなみに子供たちはインフルエンザの注射というのはしっかりしております。しかし周りの子供たちがかかったときにはやっぱりかかるというのはもう仕方ないことだと思いますけれど、小国町には緊急外来である公立病院。小さい子供のときはやはり親御さんが阿蘇市にあるたくもと小児科クリニックだったりとかいろんなところで行きますのでやっぱりそこは分散して行ったりするので安心ですけれど、子供たちの症状というのはいつくるかわからないので親も心配である。今は同居家族がいると安心して相談はできるけど看てもらえる。核家族の中では看ることが難しいし働いているのですよね。その中で通して５日間というのは親は大変だと思っております。やっぱりその対処の仕方というのは親なりに看てくれる人がいるのはいいのですけれどなかなかそうはいかないということもあるし、やっぱり一番はかからないことが一番かなと思っております。そのためにはやはり日頃のコロナとインフルエンザの症状は違いますけれどやはり一番に基本になるのは手洗いとうがい。やっぱりコロナが明けて人通りが多くなった。そのようなところでやはりあまり外には人の多いところには出て行かないというのが一番鉄則ではないかと思います。かかったときは仕方ないとしてもやっぱり日頃から気を付けるということは子供と一緒に親、お年寄りの方もおられる家族ではやっぱりかかりやすいということがありますので自分もだけど周りの人に気を配って自分の行動というのは注意をしていただきたい

と思っております。

子供たちのインフルエンザの状況というのは子供たちは学校でしっかり勉強しているのですけどやっぱり皆んな統廃合になって子供たちの体力というのはできていないかなあと思っていますけれども、今子供たちの状況というのは教育長はまだ一つも答えていないと思います。すみません。やっぱり子供たちのふだんの生活状況とかを見ていったり学校の先生とか話したときに何か伝えたいこととかありますでしょうか。

教育長（村上悦郎君）　ご指名ありがとうございます。難しい問題ですが特に変わって体力。統廃合になった時点でスクールバスでのというのがなりましてその次の年は体力テストというのがあります。やはり２年後ぐらいからは端的に落ちてくる。基礎的な体力が落ちてくるというのはどこの市町村でも言われていました。もうそれも長い。小国も続きますので。子供たちの様子を見て体力的にどう感じるかというのは昔は部活動がありましたのでそこのところではもう根本的に違うと思います。子供の遊びの延長というかね。遊びの時間はありますが今バスで帰ります。だから放課後一緒に遊んでからという時間もないということでやっぱり総体的な運動の時間とか登校の時間とかいうので数値的にも運動能力等落ちているところは１０年２０年前と比べると確かにあるのかなと。ですから学校教育の中で体育の充実でありますとかそういったところを図っていかなければいけないというのは今大きな課題だと思っております。

以上です。

５番（穴見まち子君）　やっぱり子供たちって昔は遠足といえばしっかり遠いところで歩いていったりとか、私もですけれど小学校から高校までずっと歩いていました。今健康があるのはそのお陰かなと思いながら今は１年生の子供がいますがしっかりと帰っているときには子供と対応してしっかり今日は何人欠席がいたかなというのを聞いたりしています。やっぱり日頃の子供たちの生活の中で体力のこととかしっかり体力面でしている子供というのは体力的に強いところがあるかなと思っているところです。

それでは次にいきたいと思います。飼料米の米は小国町ではできるかなというところですけれども、先日の日曜日９時から１０時の間でＮＨＫの番組があっていたので見られた方もおられると思いますけれどやはり飼料がホルスタイン農家の方で日本で一番大きい方かなと思いながら見ていたのですけれど、酪農家の方だったのですが月に３億円を売り上げるというところですごいなと思いながら見てやっぱりほとんどが自動で何でもできるところがあったのですけれどその方も若いときにはやっぱりアメリカでしっかり修行されて帰って来た。後にクラスター事業と大きくするところがありますよね。小国町の人にもクラスター事業で大きくなられた方がいますけれどもやはり大きくしたところで３億円を売上げていたけれどやはりその餌代が３億円以上を超しているというところで、自分で自給でアメリカに赴いて飼料獲得に一生懸命しておられるところが映っていました。しかしやっぱり一番課題があるのは温暖化というところで牧草もなかなか日

照不足ではないと思うのですけどやっぱり水不足とかいろんなところでできることができていない。トウモロコシにしてもそうだと思います。そういうところでやっぱり今食糧事情がいろいろありますけどその方が言っていたのがやはり多くの方がやめられている。しかし自分的には需要と供給で必要としておられる方があるのでやっぱりやめるわけにはいかないということをしっかり言っておられました。その中でテレビの中で見たのは食糧事情は私たちが小さい頃に小国のジャージー牛乳のドラム缶を家の中に何頭かいる。飼っていた。それを少しずつまとめて農協のほうに持って行っていた。その時代のことが今インドですかね。インドは人口が一番多いというところでやはりその供給を今の日本のきれいなところと違ってインドというのは人口も多いしやっぱりすぐ家のそばで飼っている。そんなところもありやっぱりそれが今から供給が大きくなるというところで大きく自分の知っている事業を増やして乳のしっかり出るホルスタインの事業を大きく拡大していくというふうに大きく変わっているということはやはりその地域も餌をよそから獲得しなくてはいけない。多分中国だと思いますけど日本も餌を獲得するにはやっぱり普通の値段よりか少しずつ獲得していかなくてはいけない。ウクライナのこともありますけれどそれがもう現実に近くなっているということはやっぱり自分たちでも餌を作らなくてはいけない。北海道では田の基盤整備でやっぱり私たちも北海道に行きましたけれど田の広さが全然違います。そしてやっぱり周りに棒。動物のですか入らないように柵がしてあったのです。そういうところを見るとやはり規模は全然違うのですけれどそこでもトウモロコシを作ろうかとしているところもありました。私たちの小国町は小さい中山間地の農家ではありますけどどうかして飼料米の米は安いのですけど飼料米として何かできるのではないかというところを私なりに思ったり、やっぱりうちも買っていますので何かできるのではないかというところでこの課題を挙げてみましたけれども産業課長としてはどのようなふうに思っているでしょうか。

産業課長（穴井　徹君）　議員の言われるとおりロシアによるウクライナ侵攻とかあと円安等の問題で飼料問題は確かに深刻な問題にはなってきております。私のほうから小国町で実際飼料用米が作れるのだろうかということで国の制度上事業上の話になりますが説明させていただきます。

現在小国郷では有畜農家との契約に基づき約５５ヘクタールのＷＣＳ用の稲が作付されております。これは主食用米の一般品種を利用しております。

飼料用米は主食用米の一般品種と専用米を利用する方法がありますが、飼料用米は主食用米と同じく収穫後に乾燥、籾すり、検査、保管が必要になります。また主食用米と混入防止のため乾燥の工程から主食用米と分けて行う必要があります。その機能は現在小国町のライスセンターにはありません。そのため受入れができないので現在の状況ですと飼料用米の作付というのはできないのが現状です。もし新たに飼料用米の管理施設等を増設する場合は多額の費用が必要になります。

肥料用米は主食用米と同じく収穫から二、三時間以内に乾燥させていく必要がありますので繁

忙期であり品種の混入とか混同のリスクも考えられますので、例えばですけど阿蘇市のほうのライスセンターのほうに持ち込むとかいうのはちょっと現状では難しく困難であると思われます。

以上です。

５番（穴見まち子君）　産業課長の言葉にもありましたように現状は無理かなというところですけれど、やはり市町村なりにいろんなところと話合いのもとにやっぱり少しでも飼料米のお米を今くず米はお菓子として業者が買い取っていますけれど肥料米だったらそんなに立派に選別とかなくても施設費用はかかりますけど補助とかをいただいてやっぱりできるのは無理かなと思いますけどどうでしょうか。

産業課長（穴井　徹君）　一応小国郷の再生協で取り組んだ場合ですが、先ほど一般品種からの分が一括管理ですとかあと区分管理とか種類はありますが補助金の交付単価が５万５千円から１０万５千円で設定されております。しかしこれは取り組めた場合交付される金額でありまして現状先ほども御説明させていただきましたが施設整備等から考えるとなかなかちょっとすぐに取り組みますというのは難しい状況で、単価にしても飼料用米になると極端に金額が下がります。キロが１０何円とかの販売価格になりますので飼料として利用される方についてはメリットがあるかと思いますが、現状総合的に考えてやはり難しいと思います。

以上です。

５番（穴見まち子君）　課長の話を聞くと無理かなとはもう本当に思いますけれどお米を作っても１万１千８００円ぐらいでそんなにない。やはり今小国町の方でほかの野菜を作っている方のほうがしっかりした収益を上げてはいるのですけど、やはり外国から買って輸入するだけではなくやっぱり少しずつでも蓄積してこれからの農業というのはそんなふうにやっぱり自分たちで昔の農業のようにする時代が来るのではないかなと思っているし、やっぱり食と農をつなぐ面ではやはり何らかの政策が必要かなと思っているところですけれどやっぱりどうにもならないかなという思いはいっぱいあります。何かの会議があったときにどうにかしても一歩前進のところで話合いを進めていてその飼料米で価格が安いけどやはり買うよりかはいいかなというところをしっかりとお含みおきいただいて、まだまだいろんな交渉をしていただきたいと思っているところです。

これで終わりたいと思います。

議長（熊谷博行君）　予定していた４名の一般質問を終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

来週１１日月曜日は４名、児玉議員、江藤議員、久野議員、松﨑議員の順で一般質問となっております。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

（午後２時４８分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議　　長

署名議員（５番）

署名議員（９番）

第　３　日

令和５年第４回小国町議会定例会会議録

（ 第 ３ 日 ）

１．招集年月日　　令和５年１２月１１日(月曜日)

１．招 集 場 所　　おぐに町民センター３階　３０１号室　議場

１．開　　　議　　令和５年１２月１１日　午前１０時００分

１．閉　　　会　　令和５年１２月１１日　午後　２時３３分

１．応 招 議 員

１番	江 藤 理一郎 君	２番	杉 本 い よ 君
３番	髙 村 祝 次 君	４番	児 玉 智 博 君
５番	穴 見 まち子 君	６番	松 﨑 俊 一 君
７番	松 本 明 雄 君	８番	熊 谷 和 昭 君
９番	久 野 達 也 君	１０番	熊 谷 博 行 君

１．不応招議員

なし

１．出 席 議 員

１番	江 藤 理一郎 君	２番	杉 本 い よ 君
３番	髙 村 祝 次 君	４番	児 玉 智 博 君
５番	穴 見 まち子 君	６番	松 﨑 俊 一 君
７番	松 本 明 雄 君	８番	熊 谷 和 昭 君
９番	久 野 達 也 君	１０番	熊 谷 博 行 君

１．欠 席 議 員

なし

１．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	橋 本 弘 二 君	書　　　記	中 島 こず恵 君

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　　長	渡 邉 誠 次 君	教　育　長	村 上 悦 郎 君
総 務 課 長	佐 藤 則 和 君	教委事務局長	久 野 由 美 君
政 策 課 長	秋 吉 祥 志 君	産 業 課 長	穴 井 　 徹 君
情 報 課 長	中 島 高 宏 君	税務会計課長	小 野 寿 宏 君
建 設 課 長	小 野 昌 伸 君	町 民 課 長	宮 崎 智 幸 君
建設課審議員	長 田 茂 美 君	町民課審議員	田 邉 国 昭 君
町民課保育園長	清 高 徳 子 君		

１．町長提出議案の題目

なし

１．議員提出議案の題目

なし

１．開議議事日程

午前１０時００分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。
別紙議事日程のとおり

議事の経過（r. ５.12.11）

議長（熊谷博行君）　皆さん、おはようございます。

本日は１２月定例会本会議３日目でございます。

ただいま出席議員は１０名であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

議長（熊谷博行君）　日程第１、「一般質問」。

本日は１２月８日金曜日に引き続き一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の一般質問は登壇順に、児玉智博議員、江藤理一郎議員、久野達也議員、松﨑俊一議員となっています。

それでは、４番、児玉智博議員、御登壇願います。

４番（児玉智博君）　空き家対策について聞きます。前回９月議会で髙村議員がこの問題に触れておられました。高齢者世帯の人たちは自分が今住んでいる家が自分がいなくなった後にどうなるだろうかと心配しているということで町の考えをただされました。渡邉町長は空き家バンクの取組を紹介された上で「私的な財産なので責任は所有者にある。御家族で相談、御判断いただいて町のほうに御相談いただきたい」と答弁されました。今人が住んでいる家で何もあした空き家になるという話ではありませんからこういう抽象的な答弁になるのかなと思います。しかし空き家の問題は全国的に問題であって小国町も右肩上がりで数が増えていて、中には崩れそうな空き家崩れている空き家もあります。既に深刻な課題となっているわけです。５年に一度行われる総務省統計局の住宅宅地統計調査の公表されている最新版平成３０年分を確認してみますと全国の空き家数８４６万１００件、率は１３．６％です。熊本県は空き家数１１万２００件で１３．８％となっています。全国の空き家はこの２０年間で１．９倍に増えており２０３０年には４７０万戸になると推定されています。そこでまず町の現状を確認しておきたいと思います。小国町はこの統計調査の対象となっておりませんけれども町内の空き家数、空き家率の推移を把握していれば御報告ください。また空き家に関する相談、所有者からのものと近隣住民と第三者からのものを併せてその件数や内容も御紹介ください。

政策課長（秋吉祥志君）　お答えいたします。

小国町の空き家数につきましては、今年の５月に部長、組長を通じて調査した結果としまして現在１５１戸という報告を受けております。また所有者、地域住民からの相談件数ですが、令和４年度は４件、令和５年度が現在までで１０件の相談となっております。相談内容につきましては、主に空き家の活用についての相談となっております。

以上です。

４番（児玉智博君）　空き家率はどうなりますか。

政策課長（秋吉祥志君）　空き家率につきましては、小国町として統計的な調査を行っておりませんので率はわかりません。

以上です。

４番（児玉智博君）　前回、秋吉政策課長が少し言われておりましたけれども、国は今年６月空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律を公布いたしました。施行は１２月１３日あさってということになっております。それでそもそもこの特別措置法の始まりは２０１５年に制定されていてそれに基づき各市区町村で空き家対策の計画が策定され既に取り組まれているところであります。小国町にはこの計画がありますか。

政策課長（秋吉祥志君）　小国町空家等対策計画はございません。

４番（児玉智博君）　この特別措置法が制定されましてもう既に８年経っているわけです。８年経っているわけに計画すら立っていないという。これは本当に心細い話であります。早急な計画の策定を求めたいと思います。

配付資料を御覧ください。今回の法改正に伴う国の空き家対策の方針は、空家の「活用拡大」、「管理の確保」、「特定空家等の除却等」となっています。各市町村でも法改正に合わせて既に作ってある計画を変更しているというような状況であります。まず特定空家等とは何かということになります。資料を１枚めくっていただきまして空き家のこの特別措置法に規定されているものを項目ごとに書きました。四つあります。そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態。このいずれかに該当すれば特定空家への指定につながっていくということになります。

戻ってください資料。その市町村計画では市区町村が空家等活用促進区域や活用指針等を定め用途変更や建て替え等を促進したり、市区町村長から所有者に対し指針に合った活用を要請することになります。小国町でいえばこの空き家バンクへの登録を促したりすることかなと思います。活用に至らない場合で放置すれば特定空家になる恐れのある空き家。これを管理不全空家というふうに規定しておりますけれども、こうしたものに対しては管理指針に即した措置を市区町村長から指導、勧告を行い、特定空家等をそこまでに至るのを未然に防止していくということになります。更に特定空家となってしまった場合は緊急代執行や相続放棄、所有者不明の空き家への財産管理人による処分等が可能となりました。この財産管理人というのは裁判所が指定することになります。また勧告を行った管理不全空家や特定空家等には固定資産税における住宅用地の特例措置を解除することもできるようになります。この特例というのは地方税法第３４９条の３の２の定めで床面積の１０倍を上限に宅地の２００平方メートルまでを６分の１、２００平方メート

ルを超える部分を３分の１に課税の標準額を軽減するものです。これは要するに建物が建っていると更地よりも土地の固定資産税が半額から半額以下になりますのでその特例を解除することで持ち主に対して管理や除去を促そうというものであります。そこで小国町としては今後、空家対策をどのように進めていく考えですか。また特定空家等や管理不全空家に該当する空き家数はどの程度と見られるでしょうか。

政策課長（秋吉祥志君）　この空き家に対します計画はどうしていくのかと。当然町としましては現在空き家の活用のほうを重点に置きまして空き家バンクまた空き家に対するリフォームの助成そういったものを推進していきながら、１軒でも多くどちらかというと移住定住のほう新たな人口増加のほうに今取り組んでいるところでございます。また特定空家等の内容につきましては、これは今現在小国町としては特定空家としての家屋はございません。今後小国町等空家対策計画を策定する準備を今進めておりますので、その中に協議会等を立ち上げまして特定空家等の指定を行っていきたいと思いますし、その指導、勧告等の手続等を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

４番（児玉智博君）　要するにもうこの従来の延長線上の取組しか考えていないということですよね。もう既に深刻な状況にあると私最初に言いました。余りに危機感が足りないと思います。具体的な事例を示して聞いていきたいと思います。

資料をもう１枚めくってください。写真が並んでおりますけれども。これは宮原倉原にある空き家であります。上のほうです。倉原交差点から殿町方面に向かう町道沿いに建っています。児童生徒の通学路でありますが今年の夏頃から空き家に面した町道に小国町と書かれたパイロンが並べられています。これはなぜかというと軒が崩れ落ちできそうになったため町が軒を除去した上でそれでも老朽化が進んでいるため依然危険な状態であるとして通行する人への警告としてパイロンが置かれたままになっているということです。建設課が不動産登記簿を確認したところ土地と建物の所有者が異なり建物の所有者は所在不明ということでした。最後に住んでいた方は借りていたようなのですが既に亡くなられていてその身内の方も家主がどこの誰だったかはわからないということだったそうです。これ町としてはもうこの八方塞がりの状況だと思うのですが、こうした所有者不明の空き家は町内に何戸ありますか。またこのような場合固定資産税も未納となると思いますが、固定資産税未納の空き家の件数は何件でしょうか。学校の保護者の方の中からは「通学路で大勢の子供が歩くところなのに危険なまま放置されているのはおかしい」という声も出ています。答弁求めます。

税務会計課長（小野寿宏君）　おはようございます。

税務会計課でちょっと把握しているというか数字は述べたいと思います。まず税務会計課は全ての家が空き家かどうかというのは滞納がないとまず調査する必要がないので滞納があった物件

について調べることになります。しかも家屋については課税標準額２０万円以下についてはもともと課税されないので調査の対象にもなりません。その上できちんと納付されて合わせてなのですけれど１軒１軒ではないですけどその所有者が幾つか持っていて２０万円超せば課税になりますが、そういう方で滞納がある中で対象者が空き家。死亡者であったりあるいは町外、住所と違う住所とかそういう方の数字は一応調べましたのでお知らせしたいと思います。令和５年度第２期までの未納者の固定資産税の台帳を確認しましたところ１９人２４件程度は今言った中に該当するものと思われます。

以上です。

教育長（村上悦郎君）　通学路にというところでお話がありましたので教育委員会としましてもより安全なというところはですね。近所の方にもお聞きしましてそして裏を通そうかといろいろ考えましたが現状対策はないということで今７時２０分から７時４０分まで朝子供たちが通ります。そこのところに私が立って子供たちに上を気を付けるようにして。また帰るときは反対側になるのでまたあそこは幅が狭くなりますので「近いうち早くどうかするからね」という話はするのですが、そういったところで注意を促しているという状況ではあります。

以上です。

４番（児玉智博君）　今年５月に行ったという調査で「町内に１５１軒空き家があります」というふうに答弁されましたが、結局「所有者がわからない空き家は何軒ですか」と聞いても税務会計課しか答弁がないわけです。結局その調査を行ったその調査すら生かし切れてないという状況だと思います。このほかにも日本共産党の小国支部にも相談が幾つか寄せられております。先ほどの倉原の下段になります写真。ここは宮原戸角でありますが３０年ほど前に住民の方が亡くなって以来空き家となっているそうです。子供さんが何人かいて初めの頃は県南のほうに住んでいらっしゃる方がしばしばやって来て管理されていたそうです。しかしいつの間にかそういったこともなくなりもう今はすっかり荒れてしまっています。御近所の方は「火事や台風のときに建材が飛んでこないか不安だ」、「親族の人の連絡先もわからなくて以前役場に相談したこともあるけれども何も進まないままだ」と話していらっしゃいます。それから更にもう１枚めくっていただきますと上段のほうになります。これは宮原の殿町。甲斐田歯科医院の道を挟んで反対側の空き家です。ここも言わずと知れた通学路ですがもともと別の歯科診療所だったのがこの４０年間ほど空き家になっているということです。木が生い茂っており２年ほど前にはスズメバチが巣をかけたそうで、教育委員会が注意喚起の紙を貼り出したこともありました。御近所の方によりますと何度か所有者や関係者にも対応を頼んでいるそうなんですが何らの策も講じてもらえないということであります。火事やブロック塀の倒壊、動物の住み家になっていて議会への請願も視野に入れているということでありました。その下は宮原下広瀬であります。最近までこの写真でいうとこの隣手前側になるのですけれどももう１軒家があって住んでいる方がいらっしゃったのですが、

その方が亡くなって空き家になったところ御近所の方が買い取って解体したそうです。御近所の方によりますとここもこの現在ある空き家も土地の所有者と建物の所有者が違っていて、更にこの手前側が二階建てなんですが途中から平屋になっておりますけれども、こちら手前の部分と奥の平屋部分で所有者が異なっているそうです。特に狭い県道なんですけれども大きな大型車両も通りますし２１２号線の抜け道ともなっておりますので結構交通量というのは多いんです。ですから近所の方は「たばこのポイ捨てなどで火事が起きるのが一番不安だ」というふうにおっしゃっています。しかもこの奥の平屋部分は恐らくこの壁はきちんと立っているのですけれども、空き家の更に奥は消防小屋があるのですがもう消防小屋のすぐ隣のこの建物の裏側の屋根は恐らく落ちているのではないかと思います。倒壊の危険も大きいと思います。そこでこの空き家の隣にあった家を解体された方がもうこの家に住んでいた方はもう既に亡くなられているのですけれども親族の方に連絡がついて「今なら自分が解体した家の跡から機械を入れることもできるから、この際解体してみたらどうだろう」ということでお話をされたそうです。そうしましたら御親族の方が「では見積りをとってみましょう」ということで話が今始まっている状況なんだそうです。それで御近所の方から私に話があったのは「解体するにも相当なお金が掛かる」と。「空き家の問題はここだけではないのだから、町が解体費用の補助を作ってくれないか」と。「壊すお金がなくて危ないところがどこそここの先出てくると思うから、そういう補助制度は必要だと思う」ということでありました。今日紹介したのは住民の方から相談が私のほうにあったものだけであります。私１人だけにこれだけの数があるのですから困っている方はもっともっといると思いますし、こういう問題というのは増えていくと思います。解体費の助成を検討するべきだとは思いませんか。。

建設課長（小野昌伸君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。

　今議員からおっしゃられたとおり本当に町道沿い今写真でもあるように県道沿いと合わせて三つほど例を挙げていただきましたが、今現在まずこの県内の情勢からいきますと熊本市のほうで助成の解体の補助をやっています。令和５年に要綱制定いたしまして約５０件ほど実績があると。阿蘇市のほうが令和５年のほうに要項を定めまして今５件。この補助金の内容といたしましては、先ほどからおっしゃられたとおり倒壊のおそれが著しくあるところ、近隣住民あとは道路とか通学路とか非常にその辺に影響を与えるところということで。不良度判定というのがありまして外壁、屋根、壁、いろんなことを鑑みまして、外観目視で大体６６点以上というところでその分に関して補助を与えると。解体費上限で６０万円。阿蘇市も熊本市も６０万円というかたちで設定しております。これは国交省がガイドラインで打ち出しているものの延べ床面積掛けるの１０分の８とか、そちらいろんなことを見積りを取ってどちらか安いほうに関しての補助というかたちで算定しています。ガイドラインを見ますと本当に算定はまた専門屋にやってもらっての判断になると思いますが、先ほど言ったように著しく影響を与えるところというところで限定をしてい

るものでもあります。今後はそういうかたちで今おっしゃられた本当に倒壊の恐れがあって通行に支障を来すとかいろんなところが出てくると思いますので、しっかりとその辺も先進地の事例を鑑みながら補助金の先ほどからずっとおっしゃられたとおりもう特措法ができてしばらく時間が経っていますので、こういう状況であれば一番は子供の通学路その辺に今２軒あるというところで調査をしていただいている事例もありましたので、しっかりと空家対策の根本的なもので始めながらその辺もしっかりと各部署と連携をとりながら考えていくべきかと思っております。

以上です。

４番（児玉智博君）　今までに３人の課長さんに答弁していただいたのですが、今言われた補助というのは国の交付金事業です。これ別に熊本市、阿蘇市以外もある制度なんです。というのが例えば玉名市。平成２９年に空家等対策計画を策定しています。この平成３０年から今言われた上限６０万円の補助というのをやっているのです。玉名市は目標を持ってやっています。年間２５軒ずつそういう危険な空き家を除去していこうということで目標を持って推進しているのです。小国町の場合は今紹介した危険な箇所というのは認識されたと思うのですが、それ以外にもだって今宮原内しか言っていませんからそのほかの大字にも空き家というのはあるのです。何軒ずつそれを減らしていくというような目標自体ないと思いますけれども、そういう目標をいつまでに設定してどのように取り組んでいく考えなのか。また責任はどこが持つのか。今税務会計課、政策課、建設課と答弁されましたけれども、どこが責任を持って進めていくのですか。

政策課長（秋吉祥志君）　先ほどちょっと答弁させていただきましたが現在小国町空家等対策計画の策定の準備をいたしております。今３人の課長が答弁させていただきましたが、内容につきましては例えば空き家の活用である防災の面そういった意味では担当部署が変わってまいりますので窓口はいずれかの課になるとは思いますけれども、各事案によっては担当の部署が変わるようなかたちで対応していくというふうになっております。

それと先ほど児玉議員のほうが調査したデータを生かし切れていないという御指摘がございましたが、報告を受けた１５１軒の中で調査をされた組長さんがわからないというふうなことで出してきていただいている軒数はわかりますけれども、それはもうただ単にその組長さんが知らないだけかもしれませんというのもあったものですから私としましてはあまりこう不確定な部分として答弁はしないほうがいいだろうということでお答えをいたしませんでした。

それからこの特別措置法の施行に当たってガイドラインが出ておりますけれどもその中に行政の関与の要否の判断というのがありまして、やはりその家屋ですから「私有財産である当該家屋等に対する措置について行政が関与すべき事案かどうかその規制手段に必要性及び合理性があるかどうかを判断する必要がある」というふうにもなっております。ですから一概に先ほど議員のほうから説明いただきました特定空家等に対する該当案件４点ほどございましたけれどもそれに適用するものにつきましては当然特定空家指定になるとは思いますけれども、例えばもう一軒家

がぽつんと集落から離れているような中でそういう状態になっているということで特定空家として指定するというようなことについては必ずしも定量的な基準により一律に判断することはなじまないというふうにも規定されておりますので、そういったところまで考えながら今後空家等対策計画のほうは策定していきたいというふうに思っております。

以上です。

４番（児玉智博君）　組長さんにお願いしてやった調査というそれが組回覧で回していますからそうだと思うのですけど。だからそれが組長さんがわからない部分があるからどうこうとかそういう話をされるのであれば、今後計画を策定していく上でやはりもう一度一から町が責任を持った調査をするべきだと思います。そんな答弁になるのなら。その上で何もぽつんと一軒家のようなところもあるからとかそういうこと言っているのではなくてこれ一般質問ですから一般的に言っているのですよ。一般的にどういうふうに今後町がこの空家対策を進めていくのか。そこが大事ではないですか。それで事案によっては窓口が変わるなんていうことをしたらこれ町民も混乱するしどこに行っていいかわからないではないですか。やはり窓口を一本化して「空き家に関する相談はここです」と。「どの部署が責任を持ちます」というふうにしておかないとこれ話は進まないのではないですか。どうですか。

政策課長（秋吉祥志君）　空き家に対する窓口を複数化するということではなくて、私が先ほど申し上げましたのは窓口は１本です。当然空き家に対して相談するのは１本ですけれども、対応するのが政策課の対応であったり税務会計課の対応であったり建設課の対応になるということで答弁させていただきました。

以上です。

４番（児玉智博君）　もう一度一から調査やらなくて大丈夫ですか。

政策課長（秋吉祥志君）　この件に関しましては当然町の例えば委託を出して詳細に調査をしているものではございませんので概略として今１５１件というふうになっておりますので、今後策定していきながら小国町の空き家の実態等を調査する上ではまた予算化していって正式な調査というのをしっかりやっていく必要があると思っております。

以上です。

４番（児玉智博君）　それでですね「もう一度調査もやるかもしれないけれどもしっかりやる」という答弁で受け止めておきたいと思います。

もう１点併せて先ほども述べましたが固定資産税における住宅用地の特例措置であります。この住宅用地の特例は住家がある土地に対してのみ適用されるものですから、店舗や倉庫などの非住宅用の宅地や駐車場や資材置場などの雑種地には適用されません。このため仮に持ち主の方が空き家を解体され更地となった土地は課税地目が宅地から雑種地に変わることで評価額は下がりますが、同時に住宅用地特例は適用を除外されます。結果として固定資産税のうち住家に掛かっ

ていた税はなくなりますが税総額は上がる場合が多いです。このため特例措置の廃止が空き家の除去をちゅうちょする要因にもなるのではないかと思います。解体に大変なお金を使った上にその後課税される固定資産税も上がるとなればやはりこれちゅうちょする場合もあると思うのです。除去後も特例を一定期間継続するような措置はとれませんでしょうか。

税務会計課長（小野寿宏君）　最初に宅地の評価額についてちょっと御説明させていただきたいと思います。住宅用地は例えば１００万円のときは２００平米以下としたときおっしゃるとおり６分の１で大体１６万６千６６６円になって、税額はそれに１．４％掛けますので２千３３３円ぐらいになります。無くして非住宅用地になった場合は１００万円掛ける負担調整割合といいまして宅地であれば非住宅用地０．７を掛けることになります。ですので６分の１いきなり戻ったりはせずに６分の１が７割になるというのが住宅用地の原則。ですから１００万円の０．７で７０万円で７０万に１．４％掛けるということです。更に状況によっては例えば宅地の後ろが急な山があったりして危険住宅というようなときはもう宅地としては使えませんので非住宅用地になります。ですのでその場合は宅地並み雑種地として扱います。評価雑種地が０．７を掛けるのです。それに更に負担調整割合というので先ほど言いましたように０．７を掛けます。ですから大体半分ぐらい。１００万円掛ける０．７掛ける０．７で４９万円ぐらいが課税標準になります。それに１．４％掛けますので税額は６千８６０円というようなかたちになりまして１００万円掛ける１．４で１万４千円ではなくて、いずれにしろ宅地でなくなったからといってその１万４千円になるわけではなくて７割又は４９％というような数字を掛けることになると思います。それは周りの状況で宅地に続いて宅地であれば宅地で扱って０．７掛けるかもしれないし、さっき言ったように危険であれば建てられないから雑種地並みとして扱う場合があるということでもともとの数字に戻るわけではございません。

以上です。

議長（熊谷博行君）　児玉議員に申し上げます。１２回目です。用紙が５回ありますのであと３回ぐらいで収めていただきたいと思います。

４番（児玉智博君）　何も元に戻るとかそういうのではなくてでもそれは場合によってケースバイケースでしょう。場合によっては２倍近くまで増えることもあると思うのです。そうした場合にやはり解体を除去するのをちょっとためらう場合があるだろうからそういう場合は特例措置を一定期間それ未来永劫続ける必要はないけど、複数年にわたって継続するような経過措置のようなものが必要ではないかと言っているわけですが、もうそういう極端に上がるようなことは小国町内においてはもうないと間違いないということでいいですか。

税務会計課長（小野寿宏君）　全国的に調べてみました。それで説明によりますと資料でいきますと勧告までなったところがもう特例措置がないですけど、それ以前に指導とか助言とかそういう段階で解体したところについては２年間とか数年間とか前の特例を生かしている自治体があるの

は調べました。県内でも１自治体は見つけております。ですので１００％しないわけではなくてこれから情勢を見て考えていきたいし、それについても特定空家として指定されているような住宅ですので非常にまれだと思いますがこれから政策課のほうでも計画を作るということですのでそれと相まって特定空家が出るような事態があれば対応できるように状況を見て判断していきたいと思います。

以上です。

４番（児玉智博君）　では次の項目に移ります。稲作について質問します。金曜日の質問でも髙村議員から「１０年先２０年先に小国町では米が作られているだろうか」との発言がありましたし、穴見議員からは「少しでも高く買い取ってもらえる飼料米が作れないか」との質問もありました。今年のＪＡ阿蘇の米の買取り価格は小国郷の主力品種のアキゲシキで１俵６０キロ１万１千８８０円です。米の生産コストは農家の規模にもよりますが平均で１俵当たり１万５千円であると言われています。１万２千円も割るような今の状況は赤字であります。現在の稲作が置かれている状況を私の家の近所の農家の方は「米作りは趣味だもん」となげいておられます。つまり農家の方々は専業農家であればダイコンやホウレンソウあるいは畜産などほかからの利益を。兼業農家であれば給与やほかの事業収入をつぎ込んで米を作っているということであります。「これでは仕事ではなくて遊びと一緒ではないか」ということをおっしゃっているわけです。今の現状は持続可能なものとなっていると思われますか。生産可能な米価は幾らぐらいであると町は考えているでしょうか。

産業課長（穴井　徹君）　先ほど議員が言われましたとおり今年の小国町で主要な品種でありますアキゲシキが１俵当たり１万１千８８０円になっております。先ほどお話にもありましたが各農家の耕作面積、どれだけ農地が集まっているかとか効率性、機械の大きさや所有形態、作業の受委託等、各農家状況が違いますので一概には言えませんが、標準的な経費を積み上げていくだけでも確かに自己の労働資本への対価は今ないような状況になっております。再生可能な米価。これも最低でも経費とあと自己労働への対価が含まれた金額だと思います。経営体によって一部違いますがある農家の方は昭和の後半であります「１万８千円が限度ではないか」とかいう方もいらっしゃいますが、一概にちょっとなかなか再生経費が幾らというのは難しい状況になっております。併せて現在の状況を見ますと収入が激増するというのはなかなか難しいのでこれまでより一層農家の方々努力されているとは思いますが、機械の共同利用ですとか農作業受委託等より一層推進されて経費の削減を講じるしかないのではないかと現状は考えております。

以上です。

４番（児玉智博君）　私の質問に米価が再生産可能なもので小国の稲作が持続可能なものとなっていると思うのかという質問にはきちんとお答えになられないわけです。

資料の一番最後の部分を御覧ください。これ５年ごとに行われる農林センサスの２００５年版

から２０２０年版より全国と熊本県そして小国町の農業経営体数、経営耕地面積、基幹的農業従事者数の推移を示したものであります。全国も県も町もいずれもこれ右肩下がりなんですが特に小国町で深刻なのが経営耕地面積の減少であると思います。赤で示しておりますけれども２０１０年から１５年これ６．１２％減少率があるわけですけど、これ県それから国と合わせても小国は特に高いのです。それから２０１５年から２０２０年は１０．１１％。これも国県と合わせて高いのですけど特に熊本県全体の５．２６％と比べて２倍近い減少率となっていると思うのです。これ遊休農地とか耕作放棄地がそれだけ増えているということを示しているのだと思います。これはこの間人・農地プランで担い手、農地を集約しようとか今先ほど課長が言われたような機械の共同利用とかそういうもう小国だけではなくてもう全国でもやっていることなんですけれども、そういうことが小国町ではうまくいっていないから農業経営体数や基幹的農業者数の減少率は全国や県と比べて低いにも関わらず遊休農地や耕作放棄地が全国、県と比べて早い速度で増え続けていっているのではないかと思うわけです。このまま放置すれば水田が災害に遭うとかあるいは今使っている機械が壊れるなどのきっかけで田んぼを作ること自体をやめてしまう人たち増えていくと思うのです。経営耕地面積はますます減っていくことになります。それで何でこの水田を守らなければならないのか。もちろんほかの職種と一緒でやはりそれで頑張っている人たちがいればその生業を永続、持続できるようにしていくというのは大事なことです。でも特に事農業しかも水田でいえば水田の稲作の多面的機能にあると思うのです。水を張ることで後ほど冬期湛水ということで江藤議員が聞かれるようなんですけれどもやはり水を張る田んぼ水源かん養という機能もあります。町内に張り巡らされた水路は雨のときには道路排水の機能も果たしています。そして大雨のときには水田に雨水が蓄えられることで河川へ直接流入する水の量を抑えるという水害防止機能もあって、これは田んぼダムなどというふうにも言われます。小国町は筑後川本流に志賀瀬川や中原川、蓬莱川、樅木川、はげ川など一級河川が合流しており、それぞれの一級河川には更に細かく準用河川や普通河川が流れ込んでいます。その各地で稲作が行われているからこそ災害から守られているという部分はあると思います。こうした田んぼの持つ多面的機能。こうした評価を町も共有していただいているでしょうか。

産業課長（穴井　徹君）　議員が示された集計していただいた数字で確かに農家数の減少と耕作面積等も減ってきております。確かに耕作放棄地であろうというところが増えている現状も確かです。一概にそれだけが原因ではなくて重量野菜の大きい面積を作られている方が軽量野菜に転換されたりですとか高収益作物で施設園芸等に重きが置かれているという状況も耕作面積の減少には一つの要因としてはあるかと思います。今の御質問で水田における多面的機能をどのように評価しているかということですが、食料の供給は当然のこと議員が言われましたように一時的なダム機能を有し洪水などの災害防止。また水源かん養と景観維持、自然環境の維持、耕作放棄地等の対策として大変多くの機能、意味を持っていると思っております。水田だけではありませんが

小国町では２４協定に基づき中山間地域直接支払制度、２７組織による多面的機能支払制度も取り組んでおります。町がこういった事業に取り組むというのは農地というのが多くの多面的機能を評価していることで取り組んでおります。

以上です。

４番（児玉智博君）　田んぼを作り続けるから例えば水路も維持されているわけです。やっぱり城村水路なんていうのは中原との境からずっと戸角、神原を通って城村まで至っているのですけどかなり長い距離です。そこを田んぼを作っていらっしゃる方たちが総出で草刈りをしたりとか水が漏れていたら水を止めてそこを塞いでというような本当に地道なそして大変な管理をやっているのです。でもそれ田んぼが作られているからこそ維持されているわけでですね。去年でしたか質問しました。以前は宮原の松原にも田んぼがあって使われていた水路があるのですけど、もう田んぼがなくなったので水路ではなくなっているのだけれども、だけども水は少しは晴れてる日も流ているし雨が降れば道路排水を川まで流すような機能を果たしているのです。ところが管理する農家の人がいなくなっているから大きな穴が空いている写真見せましたよね。そしたら「道路排水でもあるので町が対応します」と建設課長が答弁されましたけれども、その後どうなっているのでしょうかという話です。田んぼが作られなくなっていってそういう放置された水路が増えていけば、やはりいずれかの段階で町が管理しなければならないときも来ると思います。そうした場合にその管理費を金銭にしたら計り知れないと思います。やはりだからこそ稲作を守っていくということが重要であると思うのです。この稲作を守っていくために必要なのはやはり米価が少しでも上がる取組をすることだと思うのです。「趣味だもん」というような状況ではなくてやはり仕事としてそれに見合った利益が上がるものにしていく必要があると思います。そのためには付加価値を付けることが必要なんですが今日は千葉県いすみ市の取組を紹介したいと思います。いすみ市では市内九つの小学校と三つの中学校の学校給食の全量４２トンに有機米を使用しています。そしてその有機米は全量を市内の農家が生産していて買取り価格は１俵２万円。有機ＪＡＳ認定取得の場合は２万３千円です。もともとは２０１３年に農家３名で２２アールから始まった取組が２０１６年に学校給食全量を有機米という目標を立てると新たに１０人の農家が加わり翌年には目標を上回る５０トンの収穫を達成したということです。現在は３５ヘクタールで１２０トンを生産するまでになっているということですが有機米いすみっこというブランド化を図り学校給食以外にも生協を始め新たな販路が開拓されているということであります。有機農業は国も支援しています。みどりの食料システム戦略では地域ぐるみで有機農業に取り組むオーガニックビレッジを２０２５年までに１００市町村で創出することにしており、農林水産省はみどりの食料システム戦略交付金で支援します。県内では南阿蘇村と山都町が取り組んでいます。いすみ市のお隣木更津市は３月にこのオーガニックヴィレッジに名のりを上げ学校給食の全量有機米を目指しています。こうした制度も活用して小国町も小国産米の高付加価値化と学校給食の有

機米化を一体に取り組むべきだと思いますがいかがでしょうか。

教育長（村上悦郎君）　お答えします。

今お話をいただきましたが現在のところ積極的に有機米をというところでは考えておりませんでした。小国町の農業の状況等また町の施策というところも関わってくるのかと思いますが、現在安心安全な、物価高騰でありますが品質を落とさない給食ということ。また地場産業を使って限られた予算の中でというところで学校給食提供を考えているとこで有機米というところはまだテーブルに乗ったことはございません。

以上です。

４番（児玉智博君）　やはり提供する有機米がないと教育委員会としてはどうもできないことなので、まずはやっぱりこの取組をどうにかこうきっかけを作ると。やっぱりこういういすみ市とか先進地の事例も示してこれをやればよし稼げるというような気持ちに農家になってもらわないといけない話で、やはりそれは町長であったり所管の産業課がやることですよ。答弁していただきたかったです。

有機米という点で農薬についても言及しておきたいと思います。ネオニコチノイド系の殺虫剤は日本では７種類が使用可能となっていて水稲栽培ではカメムシの防除に使用されています。メディアでもよく取上げられていますが環境への影響やあるいはミツバチが消えたことなどが取上げられております。今回は町内での事例を一つ紹介しておきたいと思います。西里の養蜂家の方は毎年およそ１０の群を買って蜂蜜を取っていらっしゃいます。この方の養蜂場で去年おととしと２年続けて群が全滅するという事象が発生したそうです。阿蘇保健所の担当者が見に来ると農薬が原因であると判断したということです。被害総額は複数年にわたっておりますので「合わせて１０数万円から数十万円になるのではないだろうか」というふうに言われておりました。ネオニコチノイド系の殺虫剤はＥＵ諸国では使用が禁止されています。韓国それから台湾でも規制の対象となっています。士林区との友好協定をきっかけに農産物の輸出にもつなげたいと願っていらっしゃるのであれば有機栽培の普及を目指すことは渡邉町長にとってもなんら矛盾しないのではないでしょうか。また今年６月オーガニック給食を全国に実現する議員連盟というのが立ち上げられています。全国の小中学校でオーガニック給食を広め併せて有機農業を全国に展開して子供の健康に配慮した食材を提供しようというものです。この議員連盟の共同代表の１人は熊本３区選出の自民党の坂本哲志衆議院議員で副代表には日本共産党の田村貴昭さん。令和２年の７月豪雨の際に小国町に調査に来られて渡邉町長もお会いになられた田村さんです。このように国国会では自民党も共産党もオーガニック給食や有機農業の普及のために協力しています。小国町では是非私も渡邉町長と協力していきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長（渡邉誠次君）　御答弁をさせていただきたいと思います。

まず有機農業を選択するかしないかというところでは選択したほうが私もいいのではないかな

という気持ちは持っておりますが、これまでのお話を周りの農家の方たちからお聞きするとどうも環境保全型の農業であるということはやはり効率的な農業では経済的にないのではないかというお話も一つの議論としてあるのではないかなというふうに思います。そのような中でまずは農家の方たちがどのような農業をするのかと言ったところは選択肢を持っておられますので、町の方向性といたしましてはこの有機農業で今もうずっといろんな地域が先ほど推進されているというお話も児玉議員から聞きましたけれども私も南阿蘇村含めて聞き及んでおります。ただこの有機農業というものが周りの農家さんにどのような影響があるのか。また地域で全体で取り組んでいくという労力といいますかそういったところも含めて少し推移を見守らせていただいて、その上でまた判断というか方針を決めさせていただきたいなというところがあります。全国的な動きも含めて台湾との連携も含めて考えておりますけれども、まだ今の現状としてはそこの段階までは至っていないといったところで答弁とさせていただきます。

４番（児玉智博君）　やはりいすみ市も木更津もこれはトップダウンで始まったことなんです。どちらももともと有機農業をやっている人というのはそんなにゼロではないのかもしれないけどほとんどいなかったと。でもそういう中でやっぱりそういう市長が方針を決めたのに応じて有機農業が取り組まれ始めたらしいのです。最初は田んぼがもう雑草だらけになって本当に失敗したそうなんですけれどもやはりそういう技術的な指導するその種子メーカーとかそういう方たちに教えてもらいながらこうやったわけです。最初から有機ＪＡＳの認定を取っていたわけではなくてやはりそれはもう学校給食として提供するので市と農家との間で「こういう基準でつくってくださいね」ということを「もう全くそういう農薬を使わないでください」ではなくてやはりできるところからやっていってそしてやっぱり成功していくと農家が自ら「これはもうやれるぞ」と自信をつけて有機ＪＡＳの認証を取って学校給食以外にも販路を拡大しているというそういう好循環は生まれているわけであります。やはり町としてもしっかりもうちょっとこう前向きに全国の事例なんかも見ていったらどうだろうかと思いますが、今後そういう調査などはしていただけるか答弁をいただければと思います。

町長（渡邉誠次君）　少し繰り返しの答弁にもなりますけれども大事なところはやっぱりこの地域に有機農業をされる方たち皆さんで取り組んでいただけるかという方針。またそういったところのお気持ちもまだ聞いてないような状況でございますのでまずは有機農業を取り組む姿勢にあるのかどうか。そういったところも少しお話をお聞かせていただきたいなというふうに思っておりますし、農業委員会の方たちとお話する機会が私も非常に多いですのでその部分ではまずは聞かせていただいて「このような方針を児玉議員から聞いたけれども皆さん方はどうお思いですか」というようなお話をまずはしてみたいというような状況でございます。

　以上です。

４番（児玉智博君）　やはり今本当に長引く米価の価格の低迷。これを何とかしないといけないと

思います。そしてもう１点はやはり子供たちに食べさせるものが普通栽培の米を食べさせたいか。それとも有機栽培の米を食べさせたいかということだと思います。そのやっぱり安全な食とやはり持続可能な稲作というのが有機栽培で実現されたと言うのではなくてまだ途上だと思いますけどされつつある地域があるわけですから、是非そういう先進地の事例に学んでいただきたいということを重ねて申し上げまして質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は１１時１０分から行います。

（午前１１時００分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を行います。

（午前１１時１０分）

議長（熊谷博行君）　１番、江藤理一郎議員、登壇お願いします。

江藤議員におきましては、１２時のチャイムが鳴りましたら一時止めていただきまして残りをまたチャイム後にお願いします。

１番（江藤理一郎君）　１番、江藤です。

本日質問に関しましては一番始めに町の将来像と町長の役割についてという議題を上げておりましたが、こちら時間のことも考えまして後のほうに回させていただきたいと思います。

それでは始めにＴＳＭＣの熊本進出について質問させていただきます。ＴＳＭＣが熊本北部地域へ進出いたします。そのことにつきまして町として検討されていることは何か。対応策また想定されていることがありましたらお示しください。

町長（渡邉誠次君）　まず大きな方針としてはもう皆さん御存じと思いますけれども、まずはＴＳＭＣということではありませんけれども台北士林区さん。ここと友好の提携を結びまして何らかの糸口をつかんでまいりたいというのが一つ。それからもう一つはもう具体的に進んでおりますがそのような計画の中で小国高校さんがもう台湾との大学進学に向けてサポートしていきますというこの具体的な看板を掲げていくというところを小国高校さんも提示されておりますので、そういったところが遠い将来といいますか何年後かかかりますけれどもＴＳＭＣ関連の中では台湾の大学に行って帰って来られたらまたそういったところにもお勤めいただけるような人材を小国郷また全国から小国高校に来ていただいてなおかつそちらのほうにでも就職していただけるようなそんな人材ができるようなまた施策なのではないかなと。今具体的に言いますとその段階ではありますけれども全体的に町村会私が町村会におりますものですからその部分では国県のほうに要望させていただいて、このＴＳＭＣの波及効果が熊本県内全体また九州全体に及んでいくように施策をお願いしているというようなところでございますので、なかなか難しい状況ではありますけれども小国町へ峠もあり山も二つほど超えて来なければいけませんのでやっぱり立地といいますかその部分では不利にもなりますので、しっかりいろんなまた情報をもらっていきながら加えて足していきたいなというふうに思っているような状況でございます。

１番（江藤理一郎君）　では観光それから企業誘致そういったところでの想定などもございませんか。

町長（渡邉誠次君）　金曜日のお話でありますけれども小国町の教育それから研修のガイドですかね。そういったところを今台湾語のほうに中国の繁体字のほうに直していただいて、それを営業といいますかなんらかまたあったときにきっかけがあれば行っていってまずは高校の修学旅行等々の誘致。全体でありますけれどもその中の一部としては高校の修学旅行等々に向けた内容となっておりますので、そういった取組は同時進行でさせていただきたいなというふうに思っております。ただ具体的に御存じでしょうけれども北里柴三郎記念館辺りは６か国語の対応等々もできるようになっておりますので、その部分では少しそういうような施策を来年度は進めていくような状況になるのではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　これは大きな話になりますけれども菊陽町周辺の市町村におきましては半導体関連企業が進出する動きが出ておりますしもちろん近くの地域ですので。そして最近では八代でも県が新たな工業団地を整備するそうです。ただ平地の少ない小国町においてはなかなか企業誘致ということは距離を考えましても難しいところもあると思いますが、例えば小国町でも企業誘致等の話題は上がってきてはいないでしょうか。かつて１５年ほど前には小国町でも商工企業促進課がありまして企業誘致等の政策を推し進めていた経緯もございます。企業誘致の経験のある方ではこの中にいらっしゃる課長級の方々でいいますと現在の建設課の小野課長がいらっしゃいます。例えば当時の経験から台湾関連企業等の誘致に結びつける手掛かりなどあれば、もし御答弁できるのであればヒントなども教えていただくと助かりますがいかがでしょうか。

建設課長（小野昌伸君）　経験者ということでちょっと内容のほう答弁させていただきたいと思います。やっぱり今町長がおっしゃられたとおり企業が進出するためにはやっぱり立地条件が一番でございます。今のＴＳＭＣさんの進出もちょっと聞いたところによりますと、まずあそこには今現在原水工業団地というところですがそこはソニーが入っています。ソニーが当初第２工場を増設したいというところで２５ヘクタールほどの土地をどうにか開発できないだろうかということで地元の自治体菊陽町ですが用地買収等々に入って、まず増設の計画に乗っていたというところでもうほぼほぼ用地交渉まで終わりましてソニーの第２工場の誘致を考えていたところにＴＳＭＣの話が出てきたと。ＴＳＭＣさんとソニーさんはデバイスの関係もありましてソニーが作る液晶画面に関する車のナビゲーションとか今後自動運転等々をするそこに半導体を組込むというところで、一番はもう用地交渉が終わった土地が２５ヘクタールほど確保できるというところが一つ。あそこは特に地下水が今ソニー以外にもいろんな半導体のメーカーが入っていますけれども非常に水が豊富。８千５００トンほど水を使うということで非常に下水関係とか水の関係も十分確保ができるというところ。あとはやはり熊本都市圏に近いということで人材の確保が十分で

きる。ここが一番企業誘致で言われたところなのですがやはり働きに来る人。大津の本田技研もそうですけどいろんな企業はやっぱり家族で来る人、１人で来る人、たくさんの従業員が確保できるかどうか。台湾からも今度６００人。家族を入れれば８００人程度がお越しになられると聞いております。そのときにやはり子育ての環境とか学校、大学が通勤できる通勤圏内が一番。今町長もおっしゃられたとおりやっぱり交通アクセスの問題でちょうど中九州の高規格道路が半導体のＴＳＭＣ、ソニーの工業団地の裏を通ります。これが九州縦貫道路に直接直結して話によりますと当初は大津と合志と熊本北インターでしたが、ＴＳＭＣ専用のインターもできるということで非常に交通アクセスもあるし空港も近い。今熊本市から都市圏の計画で１０分、２０分構想というのが立てていますので熊本市内から空港まで１０分で行けるような都市高速の計画も今から新聞等々でも出ていると思いますが計画をしていくということで非常にＴＳＭＣにとっては条件がそろっているというところで進出を決めたと聞いております。小国の中でも私が５年間経験してきましたが一番は家族関係、子育て、大学そういうところが充実しているところ。あとは交通アクセス系がしっかりしているところというところでその条件がやっぱりどの企業も一番関心を持たれたところだと思います。

以上です。

町長（渡邉誠次君）　今のところ私のほうには企業等々が進出するというふうには聞いておりませんけれども、半導体だけではなくて小国町で起業して来ていただける方がいらっしゃればもちろん町としても歓迎はいたしますけれども、その弊害等々も議員も御存じと思いますけど半導体はまずはエネルギーと水というお話で立地を選ばれるということもございます。それにやっぱり規模がかなり小国町の規模感からいくとなかなか合うような企業がございませんので、そこら辺りで考えると小国町としてはどちらかというと企業よりも今の現状では道路がよくなった後の住宅若しくは観光若しくはやはり今までと同じような路線ではありますけれども農産品をその方たちに届けるというような土地といいますか役割に今のところはなるのではないかというふうに思います。ただ現状はそうですが今ずっと先ほど八代のほうにも工業団地を造られるというふうにやってましたがまだ日田含めたあちらのほうでの話が耳に入ってきません。小国町としては挟まれるような状態ではありますができれば日田、朝倉あちらのほうに企業が今後は私は進出してくるというふうに思っておりますので、そのような状況になったときに２１２号線の役割がまた変わってくる可能性もあります。なかなか今の現状を将来の展望というところでは難しい岐路ではありますが今手を打つ状況ではないかなと。少なくともここ１年ぐらいは様子を見たほうが私はいいのではないかなというふうに思っているところです。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　先ほど町長の答弁の中にも電気というところも出ました。電気につきましては今後小国町では自然エネルギー地熱発電のほうも盛んに行われると思います。ただ電気の価

格については日本の料金は高いというようなイメージもあるようですので今後どのようなかたちで電力は買われていくか販売されていくかにもよるかと思いますが、コンテンツとしては一つ小国町も持っているのかなと思いますし水も豊富にございます。そういったところも視野に入れて大きな企業とは言いませんけれども台湾半導体以外の企業も検討の余地があるかなというふうに思います。

また企業誘致によって様々な効果が生まれることがあると思います。最近では小国町内においても台湾企業が保養所として温泉がありそうな自然環境に恵まれた土地を探しに来ているというような情報も入っております。執行部の方々も日常日頃から情報のアンテナを張り巡らせていただき、また町長においては今後は台北市士林区との交流事業が展開されると思いますのでトップセールスで情報を入手し町の発展についてしっかりと検討を重ねていただきたいと思います。

また次に先ほどの町長の御答弁の中では町にとって有益な面での話が目立ちましたが例えばマイナス面。何か想定されていることはございますか。

町長（渡邉誠次君）　保養所含めて探しに来られている方々、同時に人材も探しに来られております。地方におられる優秀な方々を人材を獲得されたいという思いもどうもあるようでございますので、同時に弊害ではないですけれどもこちらに来ていただくことは歓迎をいたしますが人材を持っていかれるのは非常に苦しいかなというふうに思っておりますので、その部分ではいろいろと今後の推移の中で見守っていかなければいけないところ。また対策をしていかなければいけないところも当然のように出てくると思います。よく台湾のＴＳＭＣ関連の企業が出てくる中でやっぱり水、地下水の問題であったりそういったことはよく言われておりますが、熊本県としても科学的な根拠に基づいてというところではなかなか見解がしづらいようではあります。表面水と地下水の関係はなかなかつながったりつながらなかったり両方ありますので、その部分では小国町は地熱のことでこれまでも地下の調査もかなりしておりますがそれでも全部の解明には至ってないということでございますのでなかなか弊害というところももうもちろんありますけれども人材の流出だったりとかそういったところもありますけれども、そのような中で九州でどのように考えるか、小国町でどのように考えるか、ちょっと外れまして熊本県でどういうふうに考える。もう視点でやっぱり状況が変わるようなところであると思います。小国町の中で今の条件で考えるのであれば今の状況では私は人材の流出といったところを一番今のところは懸念材料に置いているところで、できれば台湾企業さんに小国町の中でそういったような小国町に合う企業があれば来ていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　私も懸念される点は人材の流出というふうに考えておりました。菊陽地域での雇用が増えてまいります。これからですね。そして年収としましても大体６００万円から１千万円と言われるＴＳＭＣ関連企業の賃金の平均的な価格。そういったことによって小国町のほ

うから人手が流出し町内におけるまたそこで人手不足に陥る。そして人口減少に拍車をかけるというようなことになりうるかもしれません。

ここで私としましてはもう一つ先ほど町長のお話も水のお話がありましたけれども、ＴＳＭＣの熊本進出におきまして懸念材料として県内でも話題に上がっている半導体製造において洗浄の工程で非常に多くの水を使うということに質問を傾けていきたいと思います。水を消費するということで菊陽町の全世帯の３倍に当たる５万６千世帯分の水が必要ということです。地下水の確保についての対応策が既にもう始動し始めております。皆様にお配りしました資料につきまして冬期湛水事業拡大に向けた意向調査についてという資料がございます。こちらに関しては昨年１２月もう１年前になりますけれども大津地域の農家の方々を対象に説明会を各所で開いたときの資料になります。こちらの資料にあるように稲刈り後の休耕中の農地に水張りを行うことによりまして熊本地域の地下水の保全に努める取組であります。くまもと地下水財団とＪＡＳＭが冬期湛水事業を推進する協定を結び大津地域や阿蘇南部地域では反当たり最大２万円程度の補助金が出されるような話もあるようです。ただし企業地域の水においても全てが大津、阿蘇地域からきているだけとは限りません。科学的に証明できるかについてはなかなか難しいところもあると思いますが、小国、南小国、産山の阿蘇北部からの水も浸透して流れてきている可能性も十分にあります。阿蘇北部地域として南小国、産山と共同で冬季湛水事業への働きかけができないものでしょうか。御答弁お願いします。

町長（渡邉誠次君）　担当課より補足があれば伝えてほしいと思いますが、私のほうからは阿蘇郡市の町村会私も含まれておりますけれどもそのような中でこのお話も出ておりました。また地下水のお話も集まるたびに出ております。もちろんその中には地域振興局の局長もいらっしゃいますのでお伝えはしております。何らかの取組が阿蘇郡市でできないかどうか。そのような中でも小国町はやはり最北端にありますので非常に話の中でも真ん中にいるわけではないといったところでありますけれども、大きな流れの中で先ほども少し申しましたけれども表面水と地下水の問題はなかなか立証が難しいというところもあります。ですのでこの部分が表面からいくと阿蘇から流れた水が全て熊本市内にいっているかのように見えますけれどもあの平野といいますか菊陽、大津含めた部分がどこから水が地下水に流れ込んできているのかといったところはなかなか難しいのかなあというふうに思っております。このような地下水財団さんたちと話すような機会があれば小国町単体というよりも私はどちらかというと阿蘇郡市という町村会の中で大きな中で働きかけを行っていくほうがより有利ではないかなというふうに思っておりますので、そういった部分で尽力させていただきたいなというふうに思っております。

それからもう一つ。この地下水の話題とかに関しましては熊本県の県議会でも熊本県のほうが答弁をなされておりますのでここと うちが違うからどうという判断をされると困りますが、私は小国町としての見解をお話をしておりますので熊本県とは少し考え方というか地域が県全体を考

えるのと小国町を考えるのでは違うかもしれませんのでそこはお含みおきいただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君）　江藤議員に申し上げます。６回目ですので最後の質問でお願いします。

１番（江藤理一郎君）　これで終わりにします。

大津、菊陽地域におきましては米の後に麦を植えるなどの二毛作をしているところも多いです。ですのでこの湛水事業については協力できるところがなかなか難しいところもあるかと思います。ただし小国、南小国、阿蘇地域におきましては二毛作を行っていないところが多いのかなと思いますので、大きく捉えて対応はできる応じる農家もあるのではないかなというふうに思っています。といいますのも今回第１工場だけではありません。今後第２工場。そして話によりますと第３工場というところもＴＳＭＣ検討に上がっているということもあります。ということは大量の水を使うということにもなりますのでその辺りの対策としても是非町としてそして先ほど町長が言われたように阿蘇郡市全体として訴えていくというような働きかけを是非お願いしたいと思います。ＴＳＭＣにつきましては県内に５ナノチップ製造の第２工場を建設する予定です。先ほど言いました。更には最新のｉフォンで使用されている３ナノチップ製造の第３工場を造る計画もあります。近い将来雨量が少ない年があると熊本の水事情は逼迫する可能性も出てくるかもしれません。農業を営むにしても水は大事な資源であるだけに水の問題にも気を配っていただきたいと思います。

では続きまして福祉避難所の設置について質問させていただきます。まず福祉避難所について災害発生時や発生する恐れがあるときに自ら避難することが困難な方にスムーズな避難をしてもらうため、行政は特に支援を必要とする町民を避難行動要支援者として把握していると思います。が避難行動要支援者について現在何人いるのかお答えください。また開設運営マニュアルなど指針を示すものがあればお示しください。

町民課長（宮崎智幸君）　福祉避難所について御説明申し上げます。まず福祉避難所ですが福祉避難所とは災害が発生し高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者などの方で一般の指定避難所で過ごすことが困難な方のために設けられる避難所となります。現在町内では３施設、おぐに老人保健施設。これ定員が２０名になります。それからサポートセンター悠愛。こちらも定員が２０名です。あともう１か所養護老人ホーム悠和の里。こちら定員１０名となっております。３施設の定員合計が５０名となっております。この三つの施設と福祉避難所としての協定を締結しております。この福祉避難所につきましては町のほうで福祉避難所運営マニュアルというのを作成しておりまして、運営する側それから今申し上げました３施設の方々がスムーズな開設が行われるようにということで双方で理解をするためにマニュアルを設けております。それから避難行動要支援者の人数ということでしたが、こちらの登録者数は今年度６３３名となっております。こ

れは特に民生委員の方それから部長さん等中心になりまして災害時に避難が必要であるというようなことで、これ自己申告ということになりますがそういうことで毎年更新をかけながら要支援者の名簿ということで登録をかけて管理をさせていただいております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　それでは避難行動要支援者の支援度度合いというのはある程度絞られているのでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君）　避難行動要支援者の支援度度合いということですが、もちろんこの支援を必要とされる方の中にはさっき申し上げましたように障害者。障害者でいけば身体障害者もいます。知的障害者もいます。精神障害者もいます。それから介護が必要な方については介護の段階として要支援の１から要介護５までの方々がおられます。それから病気をお持ちの方で避難に支援が必要な方等おられますのでそういった情報は全て登録のときに行う用紙の中で管理をさせていただいております。ですのでそれぞれ一人一人支援の度合いというのは違っておりますが、そういった自己申告の中で内容については把握しております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　先ほどの質問の中では何が聞きたかったかといいますと６３３名今要支援者の方いらっしゃる中で福祉避難所が使える方が定員５０名しかいないということですので、それなりにランクづけをしていかないとなかなかスムーズな移動といいますか福祉避難所に行けるようなかたちにはならないと思うのです。現在でも豪雨時は小国ドームなど指定避難所に避難させた後に更に支援の必要があれば先ほど言いました老健、悠和の里、サポートセンター悠愛などの協定締結施設に５０人まで避難することができるようになっております。ですが要支援者の方々が小国ドームに行っても例えばドームには段差があったりトイレまでが遠かったりして体が不自由な方はトイレに行くだけでも時間が掛かってしまうということです。また雨が降って危険な中で再度移動しなければならないというリスクも伴うため、身体等の状況を考慮して支援度の高い方から優先的に直接福祉避難所に行けるような取組ができないでしょうかという質問ですがいかがでしょうか。

町民課長（宮崎智幸君）　今議員言われたように現在のところ福祉避難所につきましては原則一時避難所を経由して二次的な避難所として利用していただくというふうな考えでおります。しかしながら今言われたような課題ももちろんあるということも認識しております。その中で少し先ほどランクづけの話もありましたけどうちのほうとしましてもその中で特に支援の度合いがかなり高い人というのはある程度の把握をしております。そういった方々が直接避難ができる方法についても今いろいろと検討を進めているような状況です。例を申し上げますともともと福祉避難所につきましては指定避難所と同じようなかたちで災害発生の恐れがあるときに水防待機班で運営を行うこととしてましたが、昨年度令和４年度からこの福祉避難所専用で町民課の職員を待機さ

せてそういった支援の度合いが高い方が避難を直接行いたいとかいう相談に応じる体制を整えております。それからまた一時避難所のほうに避難された方の健康観察であったり福祉避難所への誘導についても専属で町民課職員のほうで行っていきたいというふうに考えております。それから今後につきましてはまずは先ほどの要支援者名簿について６３３名ということでこの中には支援が余り必要でないという言い方はどうかと思いますが元気な方も当然おられますので、そこら辺りの精査というか整理というのは必要になるかと思っております。それから逆に直接避難が必要な方についてはうちのほうからそういった直接役場の町民課のほうに電話をいただいて連絡調整をした後に福祉避難所に避難ができるような体制も今後整備していく必要があるかなというふうに思っております。名簿につきましては毎年更新をかけますのでそのときにそういった周知の部分のチラシ等を作成したりということも今現在考えているようなところです。それから今年は１１月１２日に防災訓練があったのですがそのときには福祉避難所の開設訓練ということで一応町の職員と先ほど申し上げました３施設の方に協力していただきまして模擬避難者を立てて開設訓練ということも行っております。いろいろとまだ課題等もありますが少しずつ直接避難とかそういった部分の対応も考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　以前同僚議員からも福祉避難所について一般質問等あったと思います。それからまた進展ができているのかなと思いますが電話で連絡する場合例えば災害が起きた場合は電話がつながらないこともあると思いますし、そういったところも踏まえての対応策も考えていただければと思います。これからの小国町については団塊の世代が支援が必要になってくる超高齢化社会に突入し福祉避難所を利用する町民は増えるのではないかなと私は思っております。例えば町が協定を結んだ３施設の５０床では足りない場合も想定されるかもしれません。そのようなかたちにおいて町はどのような考えを持ってらっしゃいますか。

町民課長（宮崎智幸君）　避難につきましてはまずもって基本的な考えとしまして、大きな災害でありますとかある程度台風とかになりますと事前に予測がつく部分があるかと思います。そういった場合には特に支援の必要な方につきましてはこの要支援者名簿の中にも連絡をとっていただける方、支援をされる方というのが名簿のほうに登載されております。そういう方々と事前に連絡を取りながら事前の避難をお願いしたいというふうに考えております。そうすることで急に災害がきてそういった先ほど言われた定員が足りないとかそういった状況ができる限り起こらないようにしていきたいというふうに考えております。また一時避難所につきましても少しずつそういった支援が少し必要ですが生活ができるようにということでここ最近でいきますと例えば杖立の防災センター辺りを見ますとかなり充実しております。一時避難所であってもそういった支援の必要な方々もできる限り避難生活がスムーズに行われるようにというようなことでいろいろな取組を行っております。例えば段ボールベッドの配置であるとかそういう支援が必要な方のスペ

ースを少し設けるであるとか、そういったかたちで一時避難所も少し内容のほうを充実させていく必要もあるのかなというふうに思っております。いろんな今後福祉施設のほうで定員を増やしていくという考えもありますが、それぞれ福祉施設のほうにつきましては通常の業務も維持をしながら受入れていくということを考えるとなかなかスペース的な問題それからそこの福祉施設のスタッフの問題等非常にそういった部分の課題も多くありますので、今現在の３か所それから一時避難所辺りの質を上げていくことがまずは優先するべきことではないかというふうに考えております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　要支援者につきましても例えばケアマネさんとの連携もしっかりとしていただいたりそういったところで細かいところのケアをやっていただきながら、福祉避難所の設置についてそして支援が必要な方々についての手当てをしていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

それでは３番目に防犯カメラの設置についてです。少子高齢化で子供たちが減っている中におきましても小さい子供や女子生徒を狙った犯罪はＳＮＳ等の普及により多種多様で複雑化しております。現代では田舎とはいえどもいつそのような犯罪が起こらないとも限りません。毎週のように報道される犯罪や事故を耳にすると子供を持つ保護者は心配だと思います。また町内の高齢者は増加する一方でアクセルとブレーキの踏み間違いによる危険運転が全国的に多発していたり、認知症症状のある方が徘回し行方不明になる事象が頻繁に出てくることも考えられます。それら防犯、犯罪抑止、事故防止の観点からも交通量の多い道路や通学路、けやき広場、コンビニやスーパー周辺など人が集まりやすい場所に防犯カメラを設置することについて安心安全な町づくりのために必要不可欠になってきていると思います。令和２年９月議会の一般質問において同僚議員より防犯カメラについての質問があり執行部からは「今後考えていきたい」という回答があっておりました。あれから３年が経過し社会も目まぐるしく変化しておりますが、これまで町が検討された内容と進捗状況をお聞かせください。

総務課長（佐藤則和君）　防犯カメラについて３年ほど前にも質問をいただいているということでございます。質問についてお答えしたいと思います。３年ほど前から変わったかということでございますけれども一応役場庁舎のほうに防犯カメラを設置しております。一応庁内と庁外としましてはこちらのセンターから駐車場のほうの映像をいつも撮っているというところが微力でありますが増えてございます。それと５年以上前にけやき広場に１か所は設置済みでございます。これは防犯協会のほうが設置してございます。あと杖立のほうが自主的に防犯カメラを設置して運用されているということは聞いております。あと施設等といいますと公共施設はほとんどもう今防犯カメラを設置してございまして、これはもう防犯カメラといいますかどちらかといえば夜間の警備対策のほうに力を入れているところでございます。

今の現状としては以上でございます。

１番（江藤理一郎君）　重要なところはやっぱり国道沿いであったり道のほうを映したりそういったところも必要かなと思います。私のほうで御用意させていただいた資料の中で１０月３０日の熊日新聞さんに掲載されていた記事ですが、防犯カメラ捜査で成果というような記事がございます。こちらによりますと阿蘇郡市内では南阿蘇村と高森町が防犯協会連合会に補助金を出し２０１７年度に始めた防犯カメラの設置事業が成果を上げているそうで、これまでに５７か所１０４台を設置し今年度は既に１０月の時点で９件の事件事故で活用され容疑者特定につながるなど県警の捜査にも役立っているとあります。自治会や事業者を対象に１か月当たり５０万円を上限に全額を補助しており、年１００万円を予算化し主に国道沿いなどに設置しているそうです。周辺町村の実績も十分でありますし最近はカメラの精度も年々上がっております。また様々な機種が登場し価格も少しずつ安くなってきている状況もあるかと思います。町長は防犯カメラの設置についてそこでどのようにお考えでしょうか。

町長（渡邉誠次君）　３年前に御質問があったときと今の現状ではカメラの値段が多分半分以下になっているような状況でございます。先ほどの杖立の状況もお話ありましたけれども、まずは国道沿い含めたところで総務課のほうで調査をしていただいて防犯カメラがどのぐらい付いているのか。また付いていればそういったところでも協力体制ができるのかどうか。何か犯罪があったときに。そういったところをお願いするほうがちょっと順番的には先かなというふうにも思っております。かなり一般家庭もそうですが事業所等々でも人件費の観点からも防犯カメラを使いながら対策をされているところも増えておりますので、その部分では観光地は結構外側を向けてカメラが付いております。それはなぜかというと駐車場でいたずらにあったりというようなこともあるからです。ですのでそういった部分も含めて今までも何件か警察との連携の中でそういった話も聞いておりますので、まずはそういった調査等々も少し必要なのかなというふうに思っております。カメラ自体は必要なのは間違いありませんけれどもその経費維持等々設置の部分に関して補助金を出すかどうかはまだ検討はしておりません。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　コストの面につきましても買い取っていただくのか。それに対して補助金を出すのか。又はリースというようなところも検討は可能かと思いますので是非積極的に調査そして事業を推進していただいて安心安全の町を目指していただきたいなと思います。

最後になりましたがもう時間も余りないのですけれども町の将来像と町長の役割についてを質問させていただきたいと思います。

まず町の将来像について。最近同世代の方々から町はどの方向に進んでいるのか。そして町長は将来どうこの町を描こうとしているのかと聞かれたことが続きましたので質問いたします。まずは町の将来像について。例えば５年後それから１０年後あるいは又は２０年後でも結構ですの

で語っていただきたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　先ほども一般質問の中でＴＳＭＣの件がありました。昨年は可能性がありましたけど一昨年１兆円の企業が大津に入ってくるというような情報は多分あんまりなかったのではなかろうかなというふうに思います。１兆円というと小国町の財政規模の２００年分です。２００年分の財政規模の工場が一つ出来上がるといったところがどういった影響を及ぼすのか。まだ事業が始まっておりませんがその関連でもう九州全体が動いているような状況です。小国町の中ではまず私の考えですけれども第１にAll For The Next、全ては次世代のためにしっかりとつないでいくといったところを軸に置いておりますので、私の希望としては現状の自然を保全をしながら次の方たちに受け渡していくということが一番の目的、目標かなというふうに思っております。これぱかりは保全しながらという一文を加えさせていただきますけれども小国町の地域で住み続けられることこれが私としては大事だというふうに思っております。産業の部分につきましては今農林業されている方非常にきついというふうな話をされております。もちろん商工業されている方も御苦労されている部分多々あると思いますけれども、暮らしていく上で生活していく上でどの仕事を選ぶのか。どの産業を自分たちで携わっていくのか。その考え方は選択肢にあるというふうに思っておりますし農家をされていた方々がいつの時代にこちらに移り住んで来られてまたずっとこちらに移り住んでいきながら林業されていたり商工業されていたりしますけれども、やはりそのかたちはそれぞれその時代にわたって変わってくると思います。ここ５、６０年ぐらいは変わっていないのかもしれませんけれども、１００年前の産業と今の産業とでは基本的には違うところも多々出てきておりますので、私はこの小国町の土地の持つ役割。これは住み続けられるというところでは共通でありますけれども、その中でどのようにして暮らしていくのか。それはその時代に応じた皆さん方子孫の方々次の世代の方々がどの選択肢を選んでいくのかというのが選んでいけるような、このような自然が豊かな小国町を次の世代に移してつないでいきたいというような考え方はありますけれども、申し訳ありませんが５年後のビジョンは私は今持てません。町長になった１期目は４年間の構想を持って様々対策といいますか施策をしてまいりましたけれども、私が今考えているのは北里博士ではありませんが要望をするといったところで、あらかじめというところでこれ準備をしていくということは非常に大事だというふうに思います。このような現状の中で小国町が対応していけるだけの力。例えば学校関係でもＤＸそして台湾の事業を進めていく。公立病院ではこれから先のことを考えて医療ＭａａＳを進めていく。またこの質問は後でもありますのでお答えしたいと思いますけれども、そういった中でその時代その時代で対応していかなければいけないことがあると思いますのでその一段前の予備というのですかね準備、あらかじめの部分をしっかり果たしていけるようなことをできればなというふうに考えているところです。申し訳ありませんが将来の近い将来のビジョンのほうがなかなか難しくて、遠いビジョンの場合は先ほど言ったようにこの小国町の自然を保全しながら受け渡してい

くというところが私の最大の目標でございます。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　町長の御答弁の中に予防という言葉が出てきました。総合計画の中でも一番の大きな狙いのところで予防というところを置かれていたと思います。それに加えて学習と交流、学びと交流というところも重きを置かれているような総合計画ではなかったかなと思っています。具体的に予防につきましては例えば健康を維持するために皆さん町民の方が運動して医療の負担を軽減していきましょうとかそういったところも考えられると思いますし、先ほど言われたような災害への予防、施設の予防、老朽化の予防そういったところも加味されているかと思います。是非この予防についてはもう少し深掘りしていただいて具体的なところも示していただけるといいなというふうに思います。

では次に理想像についてですが、例えば理想像につきましてはやはりお金というものがどれくらいあるかによってもかなり変わってくると思いますので、例えばですけれども財源があった場合今回の議会でも今は町の貯金が３億円積み増しされ１０億円になるという報告もありましたが、現在よりあと２０億円多く財調金があると仮定しますと町の理想的なかたちはどのようなものになるかというのが町長何か御答弁できれば理想像について語ってください。

町長（渡邉誠次君）　２０億円積み増しがあればというお話ですけれども申し訳ないです。その想像もしたことはなかったのですが私は大事なところは今幾らかあるのかというのは大事なことです。仮に災害があったときに今もう財調が１０億円という規模にはなりましたけれども例えば今の人口６千人おられるといったところで大きな町民の皆さんが被災するような事案があったときに財政出動をしなければならないというふうに町がなったときには、ざっくりですけど１００万円用意しようと思ったときにはもう全然足りないんですけれども５０万円町民の皆さんに財政出動を行おうと思ったときには例えば国は半分ぐらい助けてくれると思うのです。それで考えるとざっくり５０万円のときに約３０億円ぐらい必要なんです。その半分を国が出すとしたときに１５億円掛かりますので町の財調の規模は１５億円ぐらいかなと。ざっくりで申し訳ないですけれども防災の部分から見た面でもやはり６千人規模ではやっぱ１５億円ぐらいはいるのかなといったところはあります。そのような中で２０億円の積み増しはなかなか考え難しいですが私はあと４年間の中でできればこつこつ財調を積み増していければなというふうに思っておりますし、先ほど準備というふうな話をしましたけれども次の機会私が町長するかどうかそれは全然わからないことでございますので次町長される方のために町民の皆さんのためにも当然ですけれどもできるだけ財政が豊かとは言いませんけれども健全な財政を目指して積み増しをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　私自身この具体的なところはなかなか難しいというところ先ほどの質問に

もありましたけれども、一つエピソードとしまして今年９月にシネマバードという木魂館で映画とそれからライブの祭典といいますか斎藤工さんが主催のがございました。もともとコロナになったときに子供たちも含めて集まる一堂に会することができない。そして映画館のようなところもなかなか行くことができないカラオケボックスも行くようなことができない。思い切った行動がとれないという中で小国町における広いところで大画面で映画が見れたりそれからライブが楽しめたりとかいうものができるといいなと。そしてコロナが明けた後にはそういったものも活用できるといいなというふうな思いがありまして、それが実際北里英郎先生北里柴三郎記念館の館長が来られてそこでいろんなつながりができまして斎藤工さんとつながりフジテレビさんとつながり、そして小国町町行政それから町民の皆様いろんな方々からの御協力もありまして今年２年後か３年後ぐらいに開催することができたわけです。全くそのときはシネマバードという言葉も知りませんでしたしそのような取組があるということ、それからスクリーンがまさか手に入るというようなことも想定はしておりませんでした。ですが構想すること想像することによってたぐり寄せることができるのではないかなと私は思うのです。ですので是非町長にはいろんなことを想像していただいてそして町の町民の方の声を聞いていただいて。それから職員の方も町がどういうふうになればいいのかというのをある程度構想ということを夢でもいいですから決めていただきたいなと。ある程度持っていただきたいなというふうに思います。それが今後の小国町にどう影響するかありますけれどもどんな選択肢でもいいと思います。ある程度の指針というのをまた具体的に作っていただけると非常に有り難いなというふうに思います。特に準備していくこと。ひょんなところからどこから転がって来るかもわかりません。そういったところも含めて想像を準備していくことを心掛けていただきたいなというふうに思います。

　では最後、町長の役割についてです。もう時間ありませんけれども町長の役割とは何だと思いますか。

町長（渡邉誠次君）　もう先ほど議員が言われるようにこれから先の構想を含めて決断をしていくと。苦渋の決断もありますけれども決断をしていくといったところが大きな使命ではなかろうかなというふうに思います。残り時間が短いので端的に言うのは非常に難しいですけれども私といたしましてはもちろん町長１人では何もできませんので職員の皆さん方それから議員の皆様方にお力をお借りしておりますけれども、一つの事柄を成し遂げる部分に関しましても町だけではなくていろんな人のお力を借りながら財源のことも含めて効率的にやっぱり考えていかなければいけないというふうにも思っておりますし、この積み重ねの先に小さい細かいところですけれども積み重ねて積み重ねていくと財源に少し余裕が出て積み増しができたりとか、例えば将来にわたって子供たちのために残すものが増えたりとかそういったことができるのではないかなというふうに思います。今生活する上で非常に町民の方たち苦しいというお話を聞きますのでその部分では今の世代の人たちとの関係それから今の現在の利益も大事ですけれども、町長の仕事としては

将来に対しての利益町民の皆さんのそれを一番に考えていかなければいけないのではないかなというふうに私は考えているところです。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　決断していくこと。そのとおりだと思います。例えばその決断するに当たって意思決定についてはどのようなプロセスを踏んで決断されていますか。

町長（渡邉誠次君）　様々に御意見を聞くということは大事でございますが専門的な知見を持っておられる方の考え方を軸において、様々な意見をくっつけていくというかそういった考えを大体もとにしております。私が選択するときには一つ自分の考え方、相手の考え方ともう一つぐらいはほかに三つぐらいの考え方の中で、真ん中をとっていくのか寄せていくのかくっつけていくのかそういった考え方でいつも物事を考えさせていただいております。まずはいろんな考え方がありますけれどもそれに関わっている専門的な方又は当事者その御意見を聞くのが一番かなというふうには思っております。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　恐らくいろんな方に聞いてその中でも職員の方々にも相談するとお話を聞くということもあると思います。例えばこれまでの４年間の町政の中でトップダウンそしてボトムアップにおける成功例というのは何かイメージするものがありますか。これはよかったなと。

町長（渡邉誠次君）　材料というかあんまりこういう質問がくると思わなかったし調べてはないですが、私の中では一番最初にいっぱい決めてきましたのでどれという考え方は難しいのかもしれませんけれども、具体的に北里町長それから宮﨑町長がされてきた部分を私のほうでは例えばメンテナンスをしたりとか実現を可能にしてきたりとかいうところはかなりしてまいりましたので、その部分では意思決定の部分というよりはその方法を模索して選択をしてきたといったところが大きいというふうに思います。またコロナとか防災の部分で町民の皆さんに直接マイクで呼び掛けるというような方法の選択だったりというのは、皆さんと話してきた中ではありますけれども自分の中でも作ってまいりましたので直接町民に呼びかけたり携わったりするといったところは私の中での町長としての仕事の中では明確な部分ではなかろうかといったところです。

以上です。

１番（江藤理一郎君）　はい、最後です。

では町長の役割ということでいろいろと確認させていただきました。お聞きさせていただきました。私自身やはり町政の中でそして決断する中でも職員の方々の人材というのは非常に大事だと思います。それからヒアリングする中での町民の人材というのも大事だと思います。その中におきまして昨日熊本県選出の国会議員の先生方の国政報告会が産山でありましたけれど私も出席させていただいて、その中の衆議院議員の吉田宣弘先生が経済産業省の地域の人材部というお話をされました。この人材部というのは地域の企業群が一体となって地域の自治体、金融機関、教

育機関等の関係機関と連携し、将来の経営戦略実現を担う人材の確保や地域でのキャリアステップの構築等を行う総合的な取組。地域の人材部を推進していくものです。私も同じことを考えていたところでした。これからは一つの企業だけでは人材確保は難しい。人材確保ですね。地域の自治体、企業等が一体となって進めるべきだと思います。主に民間事業体が主となって地域企業の核となって動くものでありまして自治体の協力体制は必要ですので、このような取組について是非検討もしていただきたいですし私自身も勉強していきたいと思います。

以上で、今回の一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩といたします。午後からの会議は１３時、１時から行います。

（午後０時１２分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後１時００分）

議長（熊谷博行君）　９番、久野達也議員、登壇願います。

９番（久野達也君）　はい、９番、久野です。

それでは、一般質問を行わさせていただきたいと思います。今回私は財政全般について質問させていただこうと思います。今の町の現状。これまで議員になって前回４年間それから新たに２期目が２回目の一般質問なんですけれどもいわゆる行政施策はある意味各論そこの部分点の積み重ねだろうと思います。それを裏付けるのはやはり財政の部分。この財政構造をどう整理しあるいは把握しているのか。これが重要になってこようかと思い今回財政という部分で質問させていただきます。私自身個人的なことになりますけれども前任が役場職員ということで財政を担当したからおまえ専門のところで自分のことを聞いてというような方もおられるかもしれませんけれども、やはり時代の流れあるいは国の制度それらの流れでそのときとは大きく変わったり仕組みの組替えが行われたりしているかと思いますので、現状をもとに過去も振り返りながら質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。実は何で財政問題に触れようかなという部分としまして先だってある会合の中でこういう意見がなされました。意見がなされた部分で終わってしまいましたので本当は私自身も議論したかった部分もあったのですけれども意見をお聞きするというところで終わっております。そのときの住民の方の意見は小国町は今年度末６１億円の町債いわゆる借金ですね。町が借金を抱えていると。そして人口が６千４００人。単純に考えると９６万円。１００万円に近い。人口ゼロ歳児からもう高齢者まででです。人口１人当たり９６万円の借金を抱えている。そして基金はというとそのときが１５億円程度でしたのでこれも同じく人口で割り戻しますと２３万円。まあ２４万円程度の貯金と。要は大きく数字をまとめて言わせていただきますと１００万円の借金に対して２４万円の貯金しか持たないと。「小国町これで大丈夫なのか」という御意見でした。本当は起債、基金の在り方については説明のしようもありますしそれが必ずしもそのまま財政負担につながるわけではありませんけれどもそういう意見が

あったということ。それからそれ以外にも身近な方々と話す中でよく皆さん職員の方の耳にも入ってこようかと思うのですけれども、近隣の町では商品券の配付がある。小国町は配付がない。「よっぽど小国町にはお金がないのか」と。そういったようなもうこれは純粋な意見だろうと思います。政策でそのやり方は変わるのですけれども政策以前として「小国町にはお金がないのか」という話が出てくるとか。町に何か要望出したら「ちょっと予算がないもんな」はあるかもしれないけれど「金がないもんな」。恐らく職員言ってないとは思うのですけれども「予算がないもんな」が「金がないもんな」につながってくるのかもしれませんけれども、そういったように住民の方々に財政不安をあおるような会話が時よりなされているのではないかなあと思います。まず１点目の私なりの考えなのですけれども町債、町の借金ですけれどもこれについてはもう皆様方御存じのとおり道路建設だとか施設整備に町は補助金を受け補助裏を起債を起こします。なぜ起債を起こすかというと道路につきましての完成後は世代間を通して利用していきます。利用受益者いわゆる受益者が将来的にわたって負担をすべきではないかというのが一つの起債許可制度の中にはあろうかと思います。ですから建設世代、現世代と将来世代これらの間において負担を均等化していくという目的も起債の制度にはあろうかと思います。それから先ほど言いました６１億円の起債につきましても毎年決算のときに総務課のほうから決算資料をいただいておりますけれども、いわゆる過疎債あるいは災害復旧事業債、臨時財政対策債と大きくこの三つなんですけれども見ますと交付税措置が臨時財政対策債には１００％交付税、過疎債は７５％。それからここ２、３年で増えました災害復旧事業債。これは２年度災害の復旧のために今町は起債を起こしていますけれども９５％の財政措置ということで、必ずしも住民１人当たり１００万円の借金を抱えていますけれどもその借金の原資となる金額はある程度交付税なりで措置されるということで、実質町の徴税負担というところとは違う意味もあります。何かここら辺りの住民の方々に御理解いただく説明も少し不十分な部分もあるのかな。だから財政考えるときには執行する考え方とそれを見たときどう感じ取るのか。そこをやはり論点を置いておく必要もあろうかと思います。そして今回補正予算で今議会でも出されました基金の積立です。基金の積立につきましても繰越金の２分の１以上を基金に積み立てるか起債、要は町債の繰上げ償還に充てるかということで町のほうでは基金の積立ということで措置なされました。それらによって基金総額も増加しているような現状があります。これらを見たときにいわゆる総務課の担当課長、総務課長が担当課長ですけれども財政担当課長として今現在の財政状況をどのようにお思いかまずお尋ねしたいと思います。

総務課長（佐藤則和君）　財政状況について御質問ありがとうございます。それではお答えしたいと思います。今久野議員がかなりの数字は申されまして重複する部分もあると思いますけれどもお聞きいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

まず基金の状況でございますけれども今言われましたとおり今年度末の財政調整基金の見込み

がこの前も御説明申し上げましたけれども１０億１千９００万円になる予定でございます。あと減債基金が２億４千６００万円。その他の基金を合わせた基金合計の残高は１８億２００万円になる予定としてございます。それと約５年前と比較しますと全体で８億５千万円基金の積み増しがなされてございます。それと言われましたいわゆる借金の部分でございまして地方債残高はこれは今年度末の見込みはちょっと出ておりませんので議員が言われました令和４年度の末が６１億６千万円でこれも５年前と比較しますと２億６千５００万円増加しております。地方債のうち議員が言われましたとおり１６億８千万円は臨時財政対策債ということでこれは１００％交付税措置されますので、これはもう国が本来交付すべき金額をあらかじめ町に借金をさせまして後で返済する際に国が補填するという制度になっておりまして、これはもう１００％ですのでこれは全く差し引かせていただきますとその金額は４４億８千万円が残ります。これが借金ということになっておりますけれどもそのうち議員が言われましたとおり過疎債で７０％。それ以上有利な財源もありますしそれより交付税措置が低いものもございますが押し並べて７割ほどが交付税措置の平均ではないかということで今試算をさせていただきました。一応そうしますと４４億８千万円借金がありますけれども３割ほどの純然たる返済とこれあくまでもちょっと試算でございますけれどもそうしますと１４億円純然たる返済すべきお金が残ってまいります。先ほど申しました基金残高が１８億円ございますのでいわゆる債務超過ではないのではないかという試算は成り立っております。これあくまでもそういう単純な計算をさせていただいたのでこのような試算はふだんはあんまりしないのですけれどもそのように今計算をさせていただいております。それと昨年度の決算で議員言われましたとおり実質収支が７億７千万円ということでかなり外見から見ると予算の執行残が出たということでせっかく組んだ予算を執行しなかったのかということをぱっと見ると言われる可能性もありますけれども、このお金については原因としましては令和２年度の災害復旧費等で町が立替えたお金とかあと税収が増加したもの。鍋ヶ滝公園の入園料が前年より増えたこと。町有林の立木等の売払いが予想よりもよかったこと。あと森林環境譲与税が増加したこと。もろもろ合わせまして思わぬ収入が入ってきたということでございまして、決して予算の執行漏れということではないということで御理解をいただきたいと思います。その７億７千万円の約半額に値します３億９千万円についてこの前議決いただきいただきましたけれども財政調整基金のほうに積立てをさせていただいております。同時にその他の基金で１億５千万円基金積立をさせていただいておりますので合計で５億４千万円積み立てることができましたので、最初申し上げました基金残高が１８億２００万円となっているという現状でございます。

以上でございます。。

９番（久野達也君）　基金残高も令和５年度見込みで１８億円前後になるのではないかなといったような部分をいただきました。確かに私も過去の決算資料をずっと遡ってみますと令和２年の災害以降で災害復旧事業債がやはり多くなってきます。当然災害復旧に充当する部分ですので。そ

れでこれは先ほど総務課長言われたように９５％の高率の財政措置がある交付税措置があるということで増額と捉えるのかあるいは災害復旧のための原資であったと捉えるのかの部分があろうかと思います。１点訂正させてください。私、確か過疎債を先ほど７５％と言ったかと思います。総務課長言われたように７０％です。すみませんでした。説明の中にもありましたこの基金が増えるという部分につきましては実質収支が２１．８％という総務課長のほうからの説明もいただきました。通常実質収支は標準的な財政で考えたときには５％前後かな。民間のいろんな企業等につきましても代表者給与、役員給与、従業員給与等を支払いして会社の経理をしていくと通常民間会社も５％１０％法人に残るお金のところなんですけれども確かにわかります。災害復旧が多くて例えば立替施行という言い方がいいのかどうかわかりませんけれども緊急的に補助認可は受けているけれども作業工程の中で急ぐために一般財源をすると補助金が翌年入ってくると。その翌年入ってきたお金は剰余金として残って実質収支比率が高まっていくと。２０％ということは今後は恐らくないでしょうしそれらを的確に２分の１以上基金に積み立てるとその措置もなされているしある意味安心した部分もあります。実はたまたまこの質問しようかなと思ったときに山梨県のある町が財政非常事態宣言というのを出しています。ちょうど見ていたら新聞記事ですのでそこに問合せたわけでもありませんので詳細にはわかりませんけれども、新聞記事を読み解くと実質収支比率が実質収支が赤字になっていると。赤字になっているということはどういうことかというと歳入総額に対して歳出総額が歳入総額には前年からの繰越金もあれば財政調整基金からの繰入れもある。これを入れたときに要は単年で町の財政を見たときに前年からの繰越金はゼロでも単年はやっていく。そういう意味合いを考えたときには差し引くのです。実質収支から。そうなりますと赤字になってくるということは財調を取り壊す。要は特定財源に依存しているというような財政運営。そうしますとその新聞記事にも書いてあったのですけれども財政調整基金が数年中に底をつく恐れがあるので緊急事態宣言ということが書かれておりました。どこの町もそういう事態に陥らないよう国の財政状況の動きあるいは町での取組等を考慮しながら進めていると思います。現に小国町も過去に振り返って事例としてお話しします。前課長さんそのときにおられたので経験している部分なんですけれども三位一体の改革ということで、国は平成１６、１７、１８年ぐらいにかけてですかね要は税源の移譲を行いました。分権で権限も移譲するけれども権限移譲すればそれを賄うための財源としての税源を移譲しようと。所得税率、法人税率を引下げて町村の法人税率、個人町民税の税率を引き上げる。要は原資を地方に動かすということです。その当時非常に厳しかったのがこういう過疎地域のまち小国町に限らずです。ほかの町もそうだったと思います。いわゆる原資が少ないところに税源がきても税収はそんなにはそんなにはですよそんなには増えない。それに反して交付税は国としては税源を移譲したのだからということで交付税は下がっていく。年々下がっていきました。そんなときに当時の財政担当は私ではありませんけれども私もそのときを経験したのですけれども財政担当あるいは担当課長はやはり

全職員に集まっていただいてもう皆さんも経験していると思います。もう前もって小国町が財政危機状態に陥る前に全職員の給与を５％カットしよう。そして職員は当時小国町役場には職員組合ありませんでしたので労使間の協定等も結んでおりませんので職員会議の中で職員もそのことは十分承知できるので受けようということで、２ヶ年確か５％２％だったですかね受けて財政負担を少しでも和らげることができたらということで取り組んだ覚えがあります。なぜこの話をするかというと要は危機的状況あるいは財政が悪化状況になったときには前もって行動を起こせばできるのではないかなということです。先ほど紹介しました山梨県の町村緊急事態宣言というのも財調繰入れによって財調が底をつくのではないかなというのは、財調を繰入れて積立てができなかった段階で少しずつ早め早めに分かって早め早めの行動が大事だろうと思います。そういったような意味合いからもこの財政状況をやはり私冒頭申し上げた住民の方々に「１人当たり１００万円の借金２４万円の貯金でもやっていけるのですよ」とかあるいは「町がお金がないんではないですよ、これは政策なんですよ」といったような部分の情報提供ですね。それらも当然問われてこようかと思います。それで町の財政活動の将来性を今現在担当課長としてどのように考えているのか。あるいは財政計画等があれば。この財政計画については可能な範囲で構いません。公開していなければしていない部分でも構いませんのであればお知らせいただきたいと思います。

総務課長（佐藤則和君）　今後の財政計画ということでございますけれども財政担当のほうで一応計画を作っておりまして、それを見てみますと令和１０年の話をさせていただきます。令和１０年で予算規模が５６億７千万円ということで推移していくのではないかということでこれはほぼほぼ現況と変わらない予算規模でございますが、多少今年の６月議会で肉付け予算が成立したときの予算が５７億３千１００万円でありましたので大体７千万円ほど縮小しております。この原因としましてはこれから人口減少により地方交付税が減少していくことを考慮して歳出削減に努めることが必要ということで抑え目にしてあるということでございます。あと基金等の目標については財政調整基金の残高目標を１５億４千万円。午前中町長が言われました１５億という数字これに近うございますけれども５年後を目標とさせていただいております。それと地方債残高につきましては５４億円ということで今よりも７億円ほど減らしたいと。あくまでも目標でございますがこういう目標を掲げてございまして更に健全な財政運営を目標とさせていただいております。先ほど久野議員も触れられましたけれどもこれから学校施設の老朽化、道路の維持費、特に橋りょう点検改修など大きな支出を伴う建設事業がありますので、補助金の活用、有利な地方債の借入れ、これまでと同様歳出削減を図りながら事業を推進していく必要があると考えております。議員も言われましたとおり大きな災害等が発生しますと臨時的に予算が膨らむことはあります。これはもう致し方ないことだと思っておりますのでそういった町長も午前中申し上げましたが緊急的なそういう災害に対応するためにはこういった基金等はもう少しあったらいいなということで今計画を持っている現状でございます。

以上でございます。

議長（熊谷博行君）　久野議員に申し上げます。もう少し質問を簡潔にしていただきたいと思います。

９番（久野達也君）　ちょっと経過説明をして山梨県との考え方の部分を少し述べさせていただきましたので過去の部分を遡った部分がございます。ちょっと注意しながら質問させていただきます。

それで今総務課長のほうからありましたように財政計画を定める。その中には当然事業計画も含まれているでしょうしそうしましたときにはどれだけの財政的な余裕あるいは事業に取り組む下準備が要るのかという部分があったかと思います。いわゆる施設整備は先ほど申し上げましたように補助金や起債でできるけれども例えば施設整備が完了した後にはランニングコストをどのように賄うのか。使用料あるいはその施設の貸出しによる使用料ですねそれぞれ賄うのかもろもろ考えなければならないと思います。その部分からいきますともうこのお話しています財政課題というものは直接的にもう予算措置に影響してくるものだろうと思います。当然令和６年度に向けて予算作業にも入っているでしょうし計画なしにその単年だけで済めばいいという予算は恐らくそういう乱暴な組み方はしないと思いますので、そこら辺りでこの財政事情と予算編成という部分をどのようにリンクというか整理されているのかよかったらお知らせください。

総務課長（佐藤則和君）　予算編成の仕方といいますとまず予算編成会議というものを毎年１０月末頃行っております。その際に財政当局から今ある問題といろいろお示しをさせていただきましてできるだけ歳出削減に努めていただくように。それとやるべき事業をその中で精査して各課のヒアリング等を行うように。あと通常言いますスクラップアンドビルドということでもう不要な事業とかそういったものはやめなさいと。新しく取り組むべきものは取り組むということで町長からもお話いただきますし総務課からもお話をさせていただいて係長以上の職員に予算編成のやり方といいますかそういう指標を示させていただいております。それから１１月末までにシステムのほうに予算の入力ということを各課でしていただきましてその結果を各課長がもう１回目を通しまして最終的に町長決裁をいただくということになっております。それだけでは予算編成できませんのでその後この議会終わりまして来週ぐらいから総務課のほうで各課とどういった予算編成を今年したのかということで協議を行います。増えたもの減ったものいろいろありましてかなり多くの財源を必要とする予算については「これもうちょっと縮減できないか」とかそういったやりとりをやります。例えば先ほど教育委員会の話もありましたけれども教育委員会もかなりいろいろ施設を抱えておりまして全部やれば単年度で５億円とか掛かる可能性もありますけどそれに優先順位を付けて「今年はこの１億、２億の事業をやっていこう」とやっているというのが今の現状であります。一応ヒアリングのほうも最初もともとは総務課のほうでやっておりましたけれども最終的には町長のヒアリングが必要です。近年はできるだけ総務課のヒアリングに町長

も日程が合えば同席していただきましてもう同時進行でやっていくということで、町長がいればもうこちらでちょっと「今後どうしていこうかなあ」とかいうのも町長がおられればそこで即決できるということでやるやらないということを取り決めさせていただきまして「まだこれについては現場を見てもう１回協議しましょう」とかそういったことを１月いっぱいぐらいまでそういった作業を繰り返しまして２月中旬には予算内容を確定しまして３月の議会に御提案をさせていただいているという現状でございます。

９番（久野達也君）　予算編成においてもやっぱり基本となる部分ビルド、新しい取組をなされるときにはやはりスクラップをどのようなところができるのかを考えるのも当然でしょうし、財政の平準化を図っていく要は実施年度の調整などもあろうかと思います。ただ行政施策はどこに主眼を置かなければならないかと私なりに思っているのはやはり住民福祉の向上、生活の安全安心そして小国町に住みたいというようなそれを実現するためにどのような予算を組むのか。やはりここが離れてしまうといかがなものかなとも思います。ですから例えば町単体で行う事業もあるでしょうし国県が行う事業これらと町が行う事業をどうリンクさせていくのか。調整していくのか。実は先だって中学生による子ども議会のときに環境清掃の部分で事例発表がありました。そして河川事務所のほうからいわゆる感謝の意が表されその報告がありましたし子供たちに缶バッジを送るとかそういうようなことで、できることはある意味小さな住民一人一人がするところで財政負担が軽減されていくという部分もあります。当然国県の持分の部分で実施していく部分もあろうかと思います。これらと調整状況例えば新年度予算の話をしましたけれどもそれらの調整状況等はいかがでしょうか。

建設課長（小野昌伸君）　はい、ありがとうございます。

　先だっての子ども議会ですね本当におっしゃられるとおり海の豊かさを守ろうということでＳＤＧｓの１４番というかたちでしっかりと筑後川の清掃。学校の下ですが清掃していただいております。そこで何らかの「不法投棄等の看板を作りたい」と。「どうしたらいいでしょうか」という御質問がありましたので早速国交省のほうにつないで私が今はめているこの缶バッジとか「もちろんもうそれはすばらしい取組だ」ということで筑後川流域も久留米、日田、子ども議会のときも言いましたけどしっかりとボランティア活動をやっています。その中の一番上流部ということで非常に国交省のほうも関心を持たれて「是非とも支援したい」ということで今中学校のほうには投げかけていますけど、新しい基金の創設があっていますのでその基金の創設で看板を立てたりとかそういう連携がなければ町が何とかしないといけない。町費を出さないといけないというところを国交省の基金で補えるというところが一つの連携かなとも思っています。それと一番は町長をリーダーとしてもう本当に令和２年あれだけの災害３８億円で５００件ほど災害がありました。その中でもう私が入庁してからもう４０年ぐらいになりますけどもう当初から杖立の浸水対策については何とかしないといけないというところでずっと国交省のほうにお願いをし

てきましたが、町長が就任されてからすぐですかね国交省のほうに要望に行って今までは久留米ダム事務所河川事務所止まりだったのが九州地方整備局長と直々面談も叶いまして、今年度ももう２年前ぐらいから河川の河道掘削に入りまして今年度の報告会で２億円ほどの補正予算が付いております。これに関しては町は負担金ありません。県のほうが負担金を出すというところで。熊本県も今までは白川、緑川、菊池川この３本が熊本県の主要河川ということでいろんな改修計画を国交省に予算ヒアリングで上げていたのですが、筑後川も何とかそういう状況であればということで県のほうも筑後川という名前を挙げていただいて、そのおかげで国交省から今どんどん予算が付いている。将来的に河川改修計画を令和１０年まで行うというかたちになっております。そういうかたちでやっぱり動きそういうトップの動きそういうのもありましてもう今まで４０年間動かなかったのが動き出した。あと県の事業はもういつも御質問があるとおり急傾斜事業と砂防の河川とかそういうのはもうもちろん県の管理区域なので負担金だけで済むということで、本当は町が工事しないといけないところをそういうかたちで上流部下流部ちょっとしたところは逆に言えば県にお願いする。うちの管轄であってもその大きな事業に含めていただいてやっていただくということでそこはいつも協議をしています。２、３日前から話題になっている鍋ヶ滝のほうにおいてもこれは本当２０年ぶりに行う熊本県下でもうちだけです。代行事業というかたちでこれも県庁に何度も何度も足を運びながら代行事業にこぎ着けたおかげでこれ社交金ですから事業費の５０％は町の負担です。それを１５％の負担でよくなりました。もちろんそれには起債も付きますのでもう本当に町の持ち出しというのは本当に少のうございます。そういうかたちで県国にお任せできることもう無理やりでもお願いできるところはお願いしに行く。こういう姿勢が今から本当に財政を考える。特に建設課はそのほかのどうしてもできないものは町でやっていきます。今総務課長がおっしゃったとおり橋りょう点検、橋りょう補修。今もう危ない橋が３７橋ほどありますのでこれの総事業費というのは本当にあんまり公表したくないほど莫大なお金が掛かります。でも車が通る人が通ればやらなくてはいけません。もちろん道路の舗装もやらなくてはいけません。やるべきことをやっていく。それを何とか国県の力でできるようにするのが私たちの考えと思っていますので、そういうかたちで今は町長に動いていただきながらそういうかたちで動いています。この前髙村議員のほうから質問がありましたとおり日田阿蘇道路。こういう高規格道路においてもしっかりと国と相談しながらもちろん国が造りますけどそういうかたちで南小国町、日田市、阿蘇市その辺と連携しながらしっかりとやっていきたいと思っています。そういうかたちで財源をなるべく掛からないように考えておりますのでよろしくお願いします。

９番（久野達也君）　今建設課長から言っていただいたようにやはり同じ事業するあるいは国県の事業にどうリンクをして、例えば河道の部分については接続部分は本当は町が管理河川だけれどもそこの合流部分は国が一緒にやってくれるとかになれば、当然町の部分も負担は縮小できますしその部分をほかにも使えるというようなことにもなってこようかと思います。１点思う部分と

して今回質問させていただく部分の動議づけとなりました部分が、やはり住民の方々に財政状況を周知。周知というのはおこがましいです。わかりやすく理解しやすく伝えるということで総務課長とも立ち話的にしたのですけれども。例えばこの小国町の当初予算が５７億なら５７億。そこを５７０万円の収入がありますと家計に見立ててですね例えば。それから戸主の方は住宅ローンを払っているから町で言うと起債、借金の残高が幾らあって今幾ら払っていますとか。何か身近な部分でそういう周知の手立てそれらをとっていけたらより財政状況がわかりやすくなってくる部分もあろうかなと思います。最後に実は江藤議員と重複してしまう部分です。いわゆる小国町というこの行政組織自治体の僕は町長という役職は例えば会社でいえば社長とか要は株主の中で総会の中で決まっていく。それは確かにそうかもしれませんけど僕は捉え方はやっぱりＣＥＯ。経営責任者。この小国町をどうかじ取りをしていくのか。当然４年に１回審判も受けますしそんな中で町長としてのやりたい部分も実施していく。そのときにこの財政運営をどう考えているのか。ちょっと江藤議員と重複しますけれども重複しても構いません、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　御質問いただきありがとうございます。多くは建設課長がかなりおっしゃいましたので私のほうから財政の考え方といいますか町づくりの中でどういうふうな考え方をしていっているのかというところを少し御答弁としてお話ししたいと思いますけれども、町の大きな方針として私は「All For The Next、全ては次世代のために」というお話。「いつも聞いているからもういいよ」と言われるかもしれませんけれども、それが基本的に基軸となっております。そのような中でこのネクストという考え方はやっぱり挑戦するために準備をすると。これが非常に次のためには大事ではないかなというふうに思います。私だけではなくて次の町長のために。もちろん次世代のためにもありますがこの財政状況も来年のためにという準備を毎年毎年行って考えをさせていただいているようなところもありますけれども、一番大事なところは町の大きな課題はやっぱり人口減少だと思います。押し並べてほかの自治体も同じかもしれませんけれどもその人口減少という最大の壁に次世代につなげていくという信念を持ってその次世代につなげていくという人づくりでは僕はちょっと違う考え方なんですけど仕組みづくりを作っていきたいというふうに思っております。よって様々な財政で町の経営を久野議員の言い方でいくと経営を考えていくのであれば私は先行して少し投資をしていきながら将来にわたってその部分は負担にならないように。またそれが中心となって町を動かしていく小さな核が点となってたくさんあるような事業を展開していくのが一番いいのではないかなというふうに思います。事業自体も様々ありますけれども暮らしの部分それから産業の部分先ほど自然をしっかり保全していきたいというところもありましたのでそういったところもありますし、もちろん農林、商工、観光それからエネルギー施策等々もう要因といいますかその考え方もう本当にたくさんあります。そのような中でいつも身の丈に合った予算とよく言いますけれども身の丈に合った予算よりもちょっと背伸びし

てやっぱり投資をしていかないと小国町を守るためにもなかなか財政運営含めて難しいのではないかなというふうに思います。特に今の財政規模ですと私時々言いますがセーフティーネットの部分では町が単費で行うということは私は将来にわたってのことを考えるとしてはならないのではないかなというふうに思っております。よって私は国県と連携をさせていきながらセーフティーネットの部分はまずは国と県にしっかり考えていただきたいなというふうに思っております。また今日総務課長と建設課長がお話ししましたけれどもこれまで有利な財源これをしっかりと確定して事業を進めていくという方針で４年間そして今もさせてもらっておりますけれども、やっぱり優位な補助金そして起債を含めて次の世代にもう本当に住み続けていくことができる町それを受け渡していくために今財政運営をしっかりと考えていかなければならないというふうに思っております。建設課長も言いましたけど私の一番大きな役割としてはやっぱり国県に今までできなかったかもしれませんが可能性として少しでもあるのであれば掛け合って私の熱意をまずは聞いてもらう。そこからそれ以上は私は今お話をしているときにあまり語彙力はありませんので難しいところあるかもしれませんけれども、今の町が置かれている状況を踏まえて熱意を持って御説明差し上げて御理解をいただく。御理解いただけなければ２回行く。２回行って駄目だったら３回行くといったかたちで何年かけても可能性があるのであれば足を運ばせていただいて、国県そしてもちろん県の県議会の議員さんそして国会議員さんも含めていろいろと説明をさせていただきながら何とか解決方法があるのではないかと。解決まで至らなくても対応策があるのではないかというところで私も努めさせていただいているような状況でございます。やっぱり一番大事なところは最少の経費で最大の効果。これをもう念頭に置きながらまずは大事なところはこういった状況をもう小国町がやっぱり小さい自治体でございますのでなかなか単体といいますか小国町だけでできることは非常に少ないです。ただ前例がないと国県はなかなか動いてくれないところもあります。ですのでそこをしっかりと説得できるように私もこれからも動いていきたいなというふうに思っております。私はもう最初のきっかけ。これを作るところの部分では特化して今動いているようなところありますけれども、そこから運営をしていくところは議員の皆様方に御提案いただいて執行部の皆さんが進めていくと運営していくと。そういったところも非常に大事なところでありますので私といたしましても今までの方針となかなか変わるようなところはありませんけれども、しっかりそういった工夫を自分の中で考えながら課題解決に向けて財政運営を行っていきたいなというふうに思っております。

答弁になりましたかどうかわかりませんけれども一応答弁とさせていただきます。

９番（久野達也君）　今町長から思いの部分をお話しいただきました。やはり重複になるかもしれませんけれども行政施策。やはりそこに住民の方々の日々の生活があってそれをいかに守り向上させ町を発展させていくのか。これに尽きるかと思います。そして行政施策は事業一個一個見ると点。いわゆる各論の集まりです。ただ面で見たときにそれを支える財政基盤。ここにもやはり

目を向けなければならないと思います。私自身今の町の財政状況、現状を見たときに悪化や厳しいという部分はないものと思います。ただそのことが住民の皆さんに十分に伝わっているのか。ここの部分を今後も周知活動いろんな情報の提供活動これらは積極的に行っていく必要があろうかと思います。

以上で今回の一般質問を終わらせていただきます。

議長（熊谷博行君）　ここで暫時休憩をいたします。次の会議は２時から行います。

（午後１時５１分）

議長（熊谷博行君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後２時００分）

議長（熊谷博行君）　６番、松﨑俊一議員、御登壇願います。

６番（松﨑俊一君）　６番、松﨑です。

今回はちょっと狭義では小国町の一般事務にはならないかもしれませんけど広義で住民に密接に関係あるというようなことで医療環境についてちょっと質問をしてみたいと思います。公立病院の医療ＭａａＳ。これでデジタル田園都市何とかの補助金。すみません。ちょっと全部覚えきれませんでした。事業概要について説明を願いたい。これは小国町並びに南小国町の住民の皆様が知っておくべきことだろうと思いまして、説明に対しましては特段質問はございませんがどういうような事業なのか教えていただきたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　私のほうから少し説明をさせていただきます。小国町、南小国町含めてやっぱり医療関係でも課題がたくさんあるような状態でございます。まずは小国町、南小国町、両町で医療機関が不足をしているという実情でございまして、両町で３医院三つの医院しかなくて１医院は閉院しました。医療従事者リソースに今後も懸念材料があるというところでございます。またこの両町ともそうですけれども小国町、南小国町で医療自体を完結させる必要があるというところで、急性期の患者さんのことなんですけれども診療回数をしっかりと増やしていくということが望ましいという公立病院からの御提案もあります。また患者さんが通院の課題というのもありましてなかなか公共交通機関そこも脆弱でございますので通院が難しいという方がおられるということ。それから別の課題でありますけれども医学生の医療現場教育機会が減少しているということで医療現場経験機会の創出が必要というところもあります。また医療提供体制です。医療を提供する体制の確保に向けて小国郷公立病院だけではなく両町の医療機関そして熊本大学、保健所等々としっかりと協議をしていきながらこの医療提供体制を保っていかなければならないという課題がございます。そのような中で一つの考え方でありますけれども病院に来るというような考え方よりも病院のほうが動くというような考え方に近いと思いますけれども、医療機器を搭載した移動診療車に例えば看護婦さんとか熊大からの連携によって医学生とかが乗車をしてオンラインで医師が病院それから医院から患者を診察するというような患者と医者が合意したオン

ラインでの診療、これを行っていきたいといったところをこれも非常に大事なところなんですけれども公立病院のほうから御提案をまずはいただいたといったところでございます。これまでいろいろ国内でもこの医療ＭａａＳを行った地域はありますがほぼ行政側から要望というか要請をして病院側で受けていくというような体制づくりでありましたけれども、この小国町、南小国町の小国郷公立病院では公立病院自体が提案をしてこの事業を立ち上げたいという動きがありましてこのような動きになっております。その拠点として前ありましたけれどもおおむら内科クリニックこれを取得をいたしましてこのオンライン診療の拠点並びに先ほど言いましたけれどもなかなか医療機関が不足しているというところもありますのでオンライン診療の拠点と同時に診療所としての機能これを両方持たせるといったかたちで今動いているような状況でございます。まだ車は私も見ておりませんけれどもその車両が今年度にはこちらの小国郷公立病院のほうに届くということでございますので、事業自体がどのぐらいでスタートアップできるかわかりませんけれどもできればモデルケースというかモデル地域まずは各個別の患者さんのお宅を巡回するというのは難しいと思いますので、例えば公民館とかちょっと集まりのいい場所に移動しながらオンラインの診療ができればといったところを今公立病院の堀江院長、片岡事業管理者、玉飼事務局長と一緒に話をしているようなところでございます。またこれに関しましては住民の皆様からの御意見もいただきたいというふうに思っておりますので、近々私ちょっとはっきり日にちは覚えませんけれども住民の方たちに集まっていただいて御意見をいただくような場も作らせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

６番（松﨑俊一君）　おおむら内科クリニックさん、土地建物の費用についてはどのくらいか教えてください。

町長（渡邉誠次君）　先ほど松﨑議員が言われたようにデジタル田園都市国家構想この補助金を使わせていただいて、公立病院の事業債を充てさせていただくというような話で承っております。当然もともと地方創生の推進交付金等々は不動産の取得等々はできませんでしたので、このデジタル田園都市国家構想の補助金を使わなければなかなか補助金がなかったということが一つ。それからオンライン診療も当然医療ＭａａＳこれ中心の事業になりますけれども診療所を確保していくと。おおむら内科クリニックが辞められるというところは去年おととしぐらいから実は相談を受けておりましたので、その診療所を確保するためにも医療ＭａａＳの拠点として確保するためにもデジタル田園都市国家構想の交付金しかなく今の現状では国の部分では補助がないというところでその対応を公立病院のほうからしているというようなところでございます。

以上です。

６番（松﨑俊一君）　土地建物これちょっと病院の議会のほうで私が聞いたところでは確か５千２００万円程度だったというふうに聞いておりますが、補助金を活用してそれで２分の１で取得で

きたということですね。それからまた残りの財源も有利な企業債辺りを活用したということだと思います。新しい地域医療を行うということで両町のためにしっかりと頑張ってもらいたいというふうに思っております。

次に公共事業についてちょっと御質問したいと思います。例えば上滴水に通じる道路を建設するときにもちろん鍋ヶ滝も通りますがまた事業を計画するときにその財源を全て鍋ヶ滝の使用料だけで賄うというような計画作りをすることがあるのか。そのような財政計画があるのか。ちまたでの話として道路工事費を入園料で割って元を取るのに１０数年ですか数十年ですかかかるのではないかというお話も聞きましたが、そういう話が成り立つかどうかをちょっと聞きたいと思います。

総務課長（佐藤則和君）　鍋ヶ滝の使用料ということでお答えいたします。一般会計の鍋ヶ滝の使用料は一般会計上では商工の使用料として町の一般財源のほうに収入されております。一方工事費のほうでありますけれども先ほど建設課長からもお話がありましたが熊本県の代行事業ということで行われますので歳出のほうはもう熊本県ということでその１５％を町は負担するということでありますので、約１０億円という話が以前あったと思いますけれども実質的な負担は１億５千万円。先ほど建設課長がこれも言われましたけれどもこれ過疎債のほう活用させていただきますので７０％は交付税措置があるということで、その実質負担は４千５００万円ほどになるのではないかと考えております。普通そういう事業量を使用料だけで賄うという会計は特別会計を設置して一会計にしてしまえば成り立ちますけれどもそのようにはなっておりません。一般会計のほうで扱っておりますのでその考えは町としては考えておりません。

６番（松﨑俊一君）　はい、６番です。

続いて経済波及効果までちょっと伸ばして考えてみたいと思います。私は来客の方が入園料も含めて平均１万円の地元に対する消費があったと仮定した場合、例えば２０万人の来客があった場合。この２０万人というのは小国ドームを造ったり木魂館とかゆうステーションとか木造建築のときは一番多いときで２０万人以上の方が来られたという何かデータがあったように覚えております。２０万人の来客があれば直接消費額が２０億円になりますよね。年間ですね。年間２０億になる。単純には１年間に２０万人掛けるの１万円で２０億ですが、その２０億の消費が域内小国町だけで全て消費された場合これ３倍の６０億の経済効果があるというようなお話も聞いております。現実的には２０億が全部小国町に落ちるわけではないですね。もちろんほかのところに阿蘇市であり熊本市であり工事費であったらほかのところとかいろんなところに出ていく。だから全てが丸々小国町で消費ではないかもしれませんが１年間でその半分見ても３０億の経済効果があると。先ほど入園料で何十年もかかるとかいうことはちょっと話が違うような気がしております。通過型の方々もいるかもしれませんが入園料それからお土産購入、宿泊代それからガソリン代とか飲食費用ですね地元で消費いただける方もいるでしょう。そこに小国町の住民の皆様

のビジネスチャンスが訪れると思います。町がそれなりの投資をしてその資源を生かして住民の方々が稼いでいくというような仕組みが重要で、公共投資の部分では建築にあたっても地元の業者も頑張っていく。その後できた後観光振興では観光業の方、旅館業の方、商工業の方、地域づくりの方々も頑張れるのではないかというふうに思いますが町長の見解をお願いします。

町長（渡邉誠次君）　もう基本的なお考えは松崎議員のほうがほとんど言われたようなところでございます。ほぼ私の意見と同意見ではございますけれども、まずは大事なところは鍋ヶ滝に関して言いますと先日の新聞で見たところでは２６万人相当を県のほうは考えているというところでございました。ただそれはまだ駐車場もバイパスもできてない段階でございますのでなかなか出来上がるのが５年後と仮定したときになかなかその部分では難しいかもしれませんけれども、予約システムを稼働しながら今の状況でもほぼ２０万人近くは今度３か月間休みますので難しいかもしれませんけれども２０万人は私も来ていただけるのではないかなというふうに思っておりますし、これが３０万４０万と来ていただいてなおかつその中で渋滞をしないというような状況が一番いいのであろうというふうに思います。またこちらに来られたお客様に観光消費としてお金を使っていただくといったところの部分であれば地元の温泉地もにぎわいが出てくるというふうに思いますし、鍋ヶ滝の域内での今商売といいますか事業もかなり今から先は考えられるのではないかなというふうに思います。先日クリスマスマーケット等を行っていただいたようなところありますけれどもその部分でもキッチンカーがかなり造られております。地元でもキッチンカーがかなりありますし地元の方々に出展が簡単にできるような状況を町のほうが作るといったところでも考えていかなければいけないなというふうにも思っておりますし、私はできればそのようなところに小規模で構わないと思いますけれども防災の拠点も同時に作っていって最近体育館でなかなか避難をするというのは気候の部分もありますので厳しい部分がありますので、これからは小規模な避難所をどのようにして年間運営していける状況に保って施設を保っていくのかというようなことも考えながら事業を行ってまいりたいなというふうに思います。特に鍋ヶ滝に関しましては商売ができる事業ベースありますのでその部分では事業所にその拠点の防災施設の運営費を賄っていただいて、いざというときには避難所として機能するというようなそのようなことも考えていきながら今後は展開していきたいというふうに思っております。大事なところは地域の皆さんとのバランス。先日も請願に来られて傍聴席でおられました方たちもそうでございますけれども一般の住民の方たちもいろんな御意見を私も言っていただいております。「ビジネスチャンスを早く作ってください」という住民の皆さんも当然その中にはいらっしゃいますのでそういったところをしっかりと考えていきながら私のほうもこれだけではありませんけれども鍋ヶ滝に関して、またビジネスチャンスが広がっていくような展開を行っていきたいというふうに思います。農業の産物等々も考えた部分も含めて薬味野菜の里に非常に観光客のお客さんも来られている状況皆さんも御存じだというふうに思います。私は実はフレインの駐車場にも時々来られて

大型バスから買物をされているという状況も見られます。ですのでまず小国町方面に来ていただく。目を向けていただく。そのような方針はかなり今から先の部分では必要になってくるというふうに思いますので、もう観光業だけではありません。農林、商工、全ての部分に関して人が集まるという状況は渋滞以外は私はいい方向であるというふうに思っておりますので、言葉の配慮足りないかもしれませんけれども私といたしましてはこの小国町という拠点にたくさんの方が来ていただくようなそのような施策を織り交ぜて地域づくりを行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

６番（松﨑俊一君）　それから次に投資という点でいろいろな御意見を理解できますが、もちろん弱者の救済であったり高齢者の福祉、子育てそれから教育の充実、こういったことも当然大切なことなんですが一定の兼業農家の方々も関わっている公共工事とかそれから観光業、商工業、旅館業それらの振興もしなければ住みやすい小国どころか仕事がない、小国には住めないといった本末転倒の結果になることもありはしないかと危惧をしております。全ては各施策の福祉と投資のバランスを持って行政に携わるべきと思いますし、町長は選挙においてそれなりの審判を得たわけですから自信を持ってそのような運営を是非やってもらいたいというふうに思っております。執行部におかれましてはこのような経済の感覚であったり財源の有効活用それから投資のバランスとか研ぎ澄ませて業務に当たってもらいたいと思いますし、住民から問合せとかいろんなことがあった場合は特に課長さんたちの中では政策課長であったり情報課長であったり小野建設課長のように自信を持って話をしてもらうというのはいかがかなというふうに今でも思っております。いかがですか。

町長（渡邉誠次君）　私も自信があるような答弁に心がけて答弁をさせていただきたいというふうに思います。今日の一般質問は押し並べて各論よりも総論のお話のほうが多かったような気がいたしますけれども、大事なところはもう毎回言うように次の世代にどうやってつなげていくのかといったところを考えていかなければいけないと思いますし、前段でもお答えいたしましたとおりその基になる財源これを次の世代にしっかりと受け渡していく。また次の執行部や町長さんに受け渡していく。このような考え方は野球で例えると中継ぎというような感じがあるかもしれませんが、町長の仕事はずっと中継ぎでございます。どの町長も多分ずっと中継ぎで先発も押さえもなかなかできませんのでその部分では次の方にどういったやりやすい方法で選択肢が選べる状況でお渡しをするといったところを念頭に置いて私もお仕事をしてまいりたいというふうに思っておりますし、答弁でもそのようなかたちでお答えをさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

６番（松﨑俊一君）　はい、６番です。

次に台湾との交流につきまして、ほかの議員の方々からも幾つかありましたけど重複する部分

はお許しいただきたいと思います。姉妹提携の相手方国際友好交流ですかね「相手方と当方の統治機構が違うから議員が多く行く必要がない」とか「オンラインの調印式でいいのでは」とか「議長だけの参加でいいのでは」などというちまたの御意見があることは承知しております。あえて名前は申しませんが〇〇通信であったり〇〇読者ニュースの記事ですね。全くもって私から見たら不勉強の発想ではないかというふうに言わざるを得ません。町長の話では数十人の方々がレセプションのほうに参加いただいたとのこと。調印式などの公式の場で小国町から町長と立会いの議長のみで参加した場合「たった２人で来たの」と又は「そのくらいの熱意なの」というふうに思われかねないというふうに考えます。議員全員でも１０人ほかの方々も入れて２０人ぐらいの人員が立ち会うというような今計画。２０人以上になりますかね。心象的にも相手方にとってこれいいのではないかというふうに思いますね。先ほどのビラの記事のようにはならないというふうに私は考えております。例えば熊本市の友好都市中国の桂林、それからアメリカのサンアントニオ、ドイツのハイデルベルクほかにもありますが、熊本県の中国の広西壮族自治区ですかね、モンタナ、高雄市、南阿蘇が台湾南部の東港鎮と読むのでしょうか。東の港の鎮めるですかね。友好交流の覚書など統治機構や政治システムは全く等しいものではありません。違っていて当たり前というふうに私は思っております。町長からの報告によりますと関係の「里」これは士林区の市町村みたいなものというふうにおっしゃっておりましたが３７名の方が参加してくれたと。我々議員も小国国際交流会の方々もそれから森林組合ほか各経済団体の皆様も参加して文化交流もあればビジネスチャンスにつながることもあるでしょう。我々議員の中には商工関係の議員がおられますし商工会の副会長もおられます。小国の杉が売れたり小国の産品が売れたり小国のお酒が売れるなどこういうことにつながれば非常にいいことではというふうに考えております。将来の子供たちのためにも積極的に参加して交流を深めるべきというふうに思っております。政治システムにこだわるだけであればどこの都市ともそういった関係は成り立たないし、小国町も中国河南省の登封市との交流これにつきましては政治体制が全く違います。それでも交流が行われていると。友好交流の覚書の審議のときにも申し上げましたが熊本３区坂本代議士坂本先生のほうから報告会で「議員団で友好議連を作るべき」ともおっしゃっております。大切なことと思います。町長の見解をお願いしたいと思います。

町長（渡邉誠次君）　坂本先生がおっしゃっていた友好議員連盟。これは私も国会の先生が言われていることでもございますのでできれば議員の皆様方にも御尽力をいただきたいなというふうに思っているところでございます。それから先ほど歓迎会の部分で３７名の方たちが参加したと。里ですね。士林区の市町村みたいな里ですけれども。この方たちだけではなくてもちろん区役所の区長を始めとする区役所の方々それから小学校とか関連の関係のある方々だけでも８０名を数えるぐらいのパーティーを私たち４名に対してしていただいたということでございますので、歓迎の規模感というものは正直同じぐらいには考えられないぐらい熱烈な歓迎でございます。です

のでその部分は競争しても勝てないかなというぐらいの部分ではありますけれどももちろん競争するつもりはございませんが、私も先ほど議員が言われるように交流もありますがそれぞれもう１人で話すよりもかなりたくさんの方たち来られておりますのでビジネスチャンスも私は少しずつあるのではないかなというふうに思っておりますし、是非私は百聞は一見にしかずと言いますが１回見ていただいてそして交流をしていただいてどのような考えを持っておられて、そしてどういった方向で話が進むのか今のところは予測はできませんけれども私が考える中ではより親しくなっていただくといろんな話の中でまた広がりができてくるというふうに思います。今の現時点で友好の締結をしていない段階でこれを予測するというのはなかなか難しいとは思いますけれども、是非そのようなつながりの中で今現時点でもそうですけれども友好の締結をまずするというような事実。それから小国高校では台湾の大学の進学をサポートすると。そこを看板に掲げるというようなこの二本。それから小学校では士林小学校とまたオンラインでまずはつながっていくというようなこのもう三つは確実に進んだ状態でございますので、より一層今後はいろいろな状況も考えられますけれども進めていけるような体制づくりを私は整えていきたいというふうに思います。もう一つ士林区の本当にいいところは空港から降りて１時間ＮＲＴという地下鉄で行けば４０分。これは福岡でも熊本でもあんまり変わらないんですけれども飛行機に乗って２時間３時間以内では実は相手のところに届くといった部分では非常に友好関係が保ちやすいところにあるというふうに思います。ですのでなかなか中国の登封市に行こうと思ったら一日、二日ではいけませんけれども日帰りは当然できませんが１泊２日で行けなくはない距離にあるといったところで、是非とも小国が決していい条件ではありませんけれども地の利を生かしてこの台湾の台北市の士林区さんこことより深度の深い友好関係が保てたらなというふうに思っています。

以上です。

６番（松﨑俊一君）　はい。６番、松﨑です。

次に台湾の議員の参加について。観光施設を見るとか。史跡、教育施設、市場などの住民の生活を見るとか。それから名物を食するとか。どのようなシステムでどのような魅力づくりをやっているか。このようなことを見て感じて町民に伝え将来町民の方々と一緒に訪問するなど私は大切なことではないかというふうに思っております。交流の大きな目的は教育、観光、文化芸術など幅広い交流と双方の共栄というふうにお聞きしました。今台湾と小国町との交流この流れをどのような理由があっても止めることは将来に禍根を残すというふうに今思っております。私は自信を持って申し上げます。明日の子供たちのために将来の小国の皆様のために小国町の住民のために一代表として台湾に行きたいと思います。

以上質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　予定していた４名の一般質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

議長（熊谷博行君）　日程第２、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長並びに文教厚生常任委員長並びに産業常任委員長並びに広報特別委員長から会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付しました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務常任委員会の所管事務調査について」及び「文教厚生常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「議会広報に関する件について」閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

それでは、お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって令和５年第４回小国町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

（午後２時３３分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議　　長

署名議員（５番）

署名議員（９番）

会　議　の　顛　末

１．会議録署名議員の指名

５番　穴　見　まち子　君
９番　久　野　達　也　君

１．会期の決定

今期定例会の会期を１２月７日から１２月１２日までの６日間とする。

１．	議案第４２号	小国町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第４３号	小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第４４号	小国町印鑑条例の一部を改正する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第４５号	小国町手数料条例の一部を改正する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第４６号	小国町水道事業給水条例の一部を改正する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第４７号	小国町特別会計条例の一部を改正する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第４８号	小国町簡易水道事業の設置等に関する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第４９号	小国町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第５０号	小国町飲料水供給施設事業給水条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第５１号	小国町下水道事業の設置等に関する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第５２号	小国町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第５３号	小国町浄化槽市町村整備推進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第５４号	小国町学校教育応援基金条例について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第５５号	小国町過疎地域持続的発展計画の変更について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第５６号	財産の取得について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第５７号	友好交流協力覚書の締結について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第５８号	令和５年度小国町一般会計補正予算（第８号）について 令和５年１２月７日　原案可決

１．	議案第５９号	令和５年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第６０号	令和５年度小国町介護保険特別会計補正予算（第１号）について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第６１号	令和５年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	議案第６２号	令和５年度小国町水道事業会計補正予算（第１号）について 令和５年１２月７日　原案可決
１．	同意第１２号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 令和５年１２月７日　同　　意
１．	諮問第　１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 令和５年１２月７日　適　　任
１．	報告第　７号	専決処分事項の報告について（町道上滴水線①災害復旧工事） 令和５年１２月７日　報　　告
１．	請願第　２号	鍋ヶ滝バイパスに関する請願書について 令和５年１２月７日　不 採 択

《議案外》

令和５年１２月７日

１．議員派遣の件について

１．議員派遣報告について

《諸般の報告》

令和５年１２月７日

１．小国郷公立病院組合議会について

１．阿蘇広域行政事務組合議会について

令和５年１２月１１日

１．閉会中の継続調査の件　　議会運営委員会
総務常任委員会
文教厚生常任委員会
産業常任委員会
広報特別委員会
に付託

《行政報告》

令和５年１２月７日

１．令和６年二十歳のつどいについて

１．小国町消防団出初め式について

１．鍋ヶ滝の臨時休園について

１．小国町役場職員の採用について

１．小国町議会臨時会の予定について

１．熊本県知事選挙について

《一般質問》

（１日目）

１．	国民健康保険について	Ｐ１～５
１．	農業集落排水について	Ｐ５～８
１．	鍋ヶ滝道路について	Ｐ８～１３
１．	有害鳥獣被害対策の現状について	Ｐ１３～１４
１．	台湾訪問の前と後の対策について	Ｐ１４～１７
１．	北里柴三郎記念館シアターホールの来館状況について	Ｐ１７～１９
１．	林業について	Ｐ２０～２５
１．	鳥獣対策について	Ｐ２５～２７
１．	小国町の将来について	Ｐ２７～３０
１．	防災会議について	Ｐ３１～３５
１．	インフルエンザの感染状況について	Ｐ３５～３７
１．	飼料用の米について	Ｐ３７～３９

（２日目）

１．	空家対策について	Ｐ１～９
１．	学校給食と稲作について	Ｐ９～１４
１．	ＴＳＭＣの熊本進出について	Ｐ１４～１９
１．	福祉避難所の開設について	Ｐ１９～２２
１．	防犯カメラの設置について	Ｐ２２～２３
１．	町の将来像と町長の役割について	Ｐ２３～２８
１．	財政状況の現状について	Ｐ２８～３８
１．	小国町の地域医療について	Ｐ３８～４０
１．	公共事業などの計画　経済波及効果について	Ｐ４０～４２
１．	台湾との交流について	Ｐ４２～４４

小 国 町 議 会 会 議 録
令 和 5 年 第 4 回 定 例 会

令 和 5 年 12 月 発 行

発行人　小 国 町 議 会 議 長 熊 谷 博 行
編集人　小国町議会事務局長 橋 本 弘 二
作　成　小国町役場議会事務局

小 国 町 役 場 議 会 事 務 局

〒869-2592　阿蘇郡小国町宮原 1567-1

電　話（0967）46-2119